

第1章 応急対策計画

第1節 防災組織の充実

第1 身延町防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法第16条

2 分掌事務

- (1) 身延町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の規定により水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

3 防災会議会長及び委員

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 山梨県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団正副団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

資料編	○身延町防災会議条例 ○身延町防災会議規則 ○身延町防災会議委員名簿
-----	--

第2 身延町災害対策本部

身延町災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2に基づき設置する。

なお、組織及び分掌事務等については、本章第2節「応急活動体制」に定めるところによる。

第3 身延町水防本部

第2章第2節「水防組織」に定めるところによる。

第4 身延町地震災害警戒本部

身延町地震災害警戒本部は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第16条に基づき設置する。

組織及び分掌事務については、地震編第1章第1節（P273）によるものとする。

第5 応急体制の整備

- 1 町は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の充

実・強化に努めるものとする。

- 2 町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第6 自主防災組織

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、区を単位とする自主防災組織が組織されており、避難訓練、初期消火訓練、炊き出し訓練等の訓練を行っている。

町は、今後も組織化の推進を図り、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。

1 方針

自主防災組織の育成は、第一義的には町の責務であるが、組織の性格及び地域差等によりその組織の持続性には困難性が伴うと考えられる。しかし、大規模地震が発生した場合には、防災関係機関の防災活動が遅れたり阻害されることも予想される。

このような事態において被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動、すなわち住民自らの情報の受理、伝達、出火防止、初期消火、避難誘導、救出・救護等を行うことが必要である。また、これらの防災活動を行うにあたり、住民各自がばらばらに行動するのでは、効果的な防災活動は期待できない。住民が団結し組織的に行動してこそ、その効果が期待できるものである。

したがって、現在の自主防災組織を日ごろから震災の発生を予想した訓練等を積み重ねてさらに強力なものとするように努める。

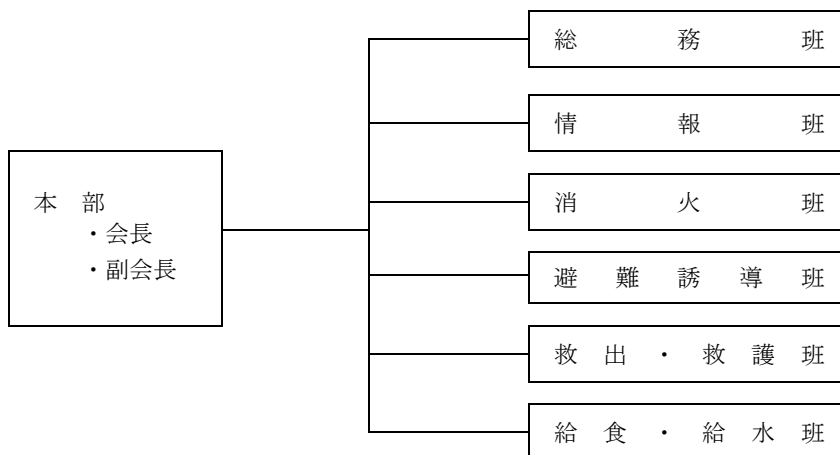
2 住民の責務

地域住民は、地域の防災訓練への参加や、食料、飲料水その他生活必需物資の備蓄など自発的な防災活動に努めるものとする。

その際、男女のニーズの違いや子育て家庭等のニーズに配慮した対応を行うよう努めるものとする。

3 自主防災組織の編成

本町における自主防災組織は、現在、自治会等を単位として組織されており、その編成は、各地域の実情に合わせたものとするが、おおむね次のような内容のものとする。



4 町が行う指導

- (1) 町は、県と連携し、自主防災組織の育成強化を図り、消防団とこれらの組織との連携などを通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、資格取得講座の開催や研修会を開催することにより、地域における防災啓発活動や住民主体の防災対策を積極的に推進できる人材を養成するとともに、地域住民が地域の防災訓練など防災活動に参加するように促す。
- (2) 町は、衛生や育児・介護のニーズやプライバシーの問題等にきめ細かに対応していく必要があるため、女性の積極的な参画を進める。特に平常時から女性の避難所運営リーダーを育成し、女性の視点から、避難所の運営に必要な設備等を事前に検討するとともに、災害時にも避難所運営において、指導力が発揮できるように努める。
- (3) 町は、自主防災組織の未整備な地域における組織化の推進を図る。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努める。
- (4) 町は、それぞれの地区の実情に応じて居住者や事業者が共同して行う防災活動に関して規定した「地区防災計画」を、地区居住者等からの計画提案により作成が進められるように、地区を積極的に支援・助言する。

第2節 応急活動体制

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防ぎ、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、町長は災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、身延町災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を要する場合で、なおかつ防災の推進を図る必要があると認めるとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 震度6弱以上の地震が町域に発生したとき。
- (4) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。
- (5) 富士山に噴火警報（レベル5：避難）が発表されたとき。
- (6) 町長が必要と認めるとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、町内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときに廃止する。

3 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の標識を掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
各 部 班	庁内放送、町防災行政無線、電話、衛星携帯電話
下 部 、 身 延 各 支 所	町防災行政無線、電話、FAX、衛星携帯電話
県 災 害 対 策 本 部	県防災行政無線、電話、FAX
峡 南 地 域 県 民 セ ン タ ー	県防災行政無線、電話、FAX
峡 南 広 域 行 政 組 合 消 防 本 部	県防災行政無線、電話、FAX
南 部 、 富 士 吉 田 各 警 察 署	電話、連絡員、FAX
近 隣 市 町 村	県防災行政無線、電話、FAX
町 内 関 係 機 関	町防災行政無線、電話、連絡員
一 般 住 民	町防災行政無線、広報車、口頭（区長等を通じて）
報 道 機 関	電話、口頭、文書、FAX

4 災害対策本部の設置場所

身延町役場本庁舎に設置し、県の現地災害対策本部の受入場所も同様とする。また、下部支所及び身延支所に地区連絡本部を設置する。ただし、本庁舎が被災し、拠点を移すことが妥当と考えられる場合は、両支所のうち利用可能な施設へ本部を移すこととする。

〈代替場所〉

名 称	所 在 地	電 話 番 号
下部支所	身延町常葉1093	0556—36—0011
身延支所	身延町梅平2483—36	0556—62—1111

資料編 ○市町村災害対策本部等設置状況

5 本部長職務代理者の決定

- (1) 本部長（町長）が発災時に不在、登庁困難又は登庁に時間を要する場合は、副本部長（副町長・教育長）が職務を代理する。
- (2) 本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）がともに不在の場合は、総務課長が職務を代理する。
- (3) 本部長職務代理者の順位は、
 - ア 副町長
 - イ 教育長
 - ウ 総務課長
 とし、いずれも不在の場合は、登庁した職員のうち、上席の職員が職務を代理する。

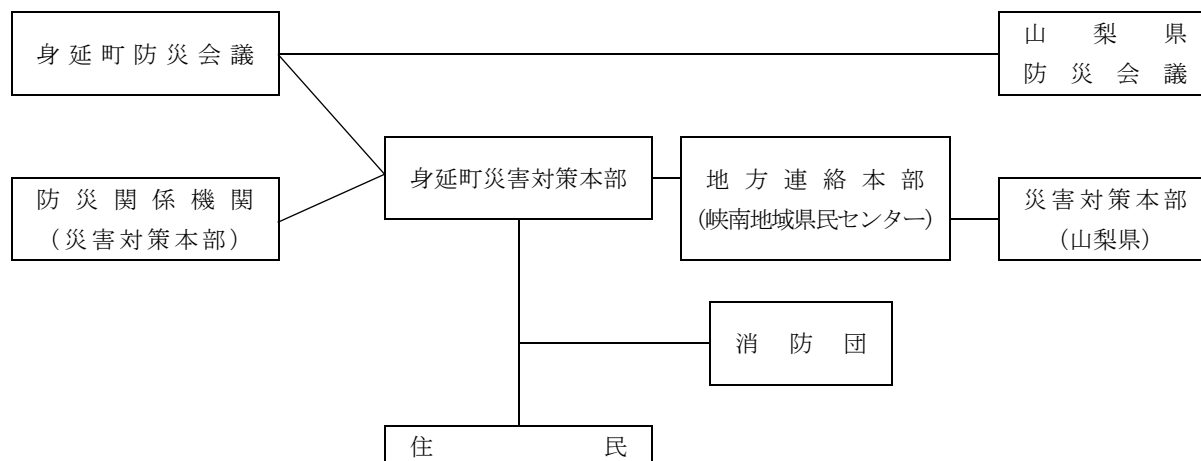
資料編 ○身延町災害対策本部条例

第2 災害対策本部の組織

1 災害対策本部組織及び分掌事務図

災害対策本部の組織図及び分掌事務は、別表に掲げるとおりとする。

＜身延町防災組織系統図＞



2 分担任務

- (1) 本部には、部及び班を置き、部には部長、班には班長を置く。
- (2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- (3) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の事項について主に次のような協議を行うものとする。
 - ア 災害応急対策の基本方針に関すること。
 - イ 動員配備体制に関すること。
 - ウ 各部員の連絡調整事項の指示に関すること。

- エ 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達に関すること。
- オ 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整に関すること。
- カ 物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出に関すること。
- キ 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- ク 緊急輸送道路の確保に関すること。
- ケ 県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- コ 災害救助法の適用要請に関すること。
- サ 他市町村への応援要請に関すること。
- シ その他災害に関する重要な事項

- (4) 部長は、当該部の所属事項について応急対策にあたる。
- (5) 部長に属する担当の職員は、部員となり上司の命を受けて応急対策にあたる。
- (6) 分掌事務表に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

3 現地災害対策本部の設置

- (1) 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- (2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- (3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- (4) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

4 県の現地災害対策本部との連携

町本部は、町内に大規模災害が発生し、県の現地災害対策本部が設置されたときは、連絡員を派遣する等密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

5 町庁舎等が被災した場合の、県による情報収集活動

災害発生後、町庁舎等が被災したことにより、町が県に被災状況、及びこれに対して執られた措置の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は町に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努める。

(1) 被災地への職員派遣

地方連絡本部（峡南地域県民センター）職員を本町に派遣し、情報の収集に努める。

当該地方連絡本部の職員のほか、必要に応じて災害対策本部その他の職員を派遣し、情報の収集に努める。

(2) 消防防災ヘリコプター

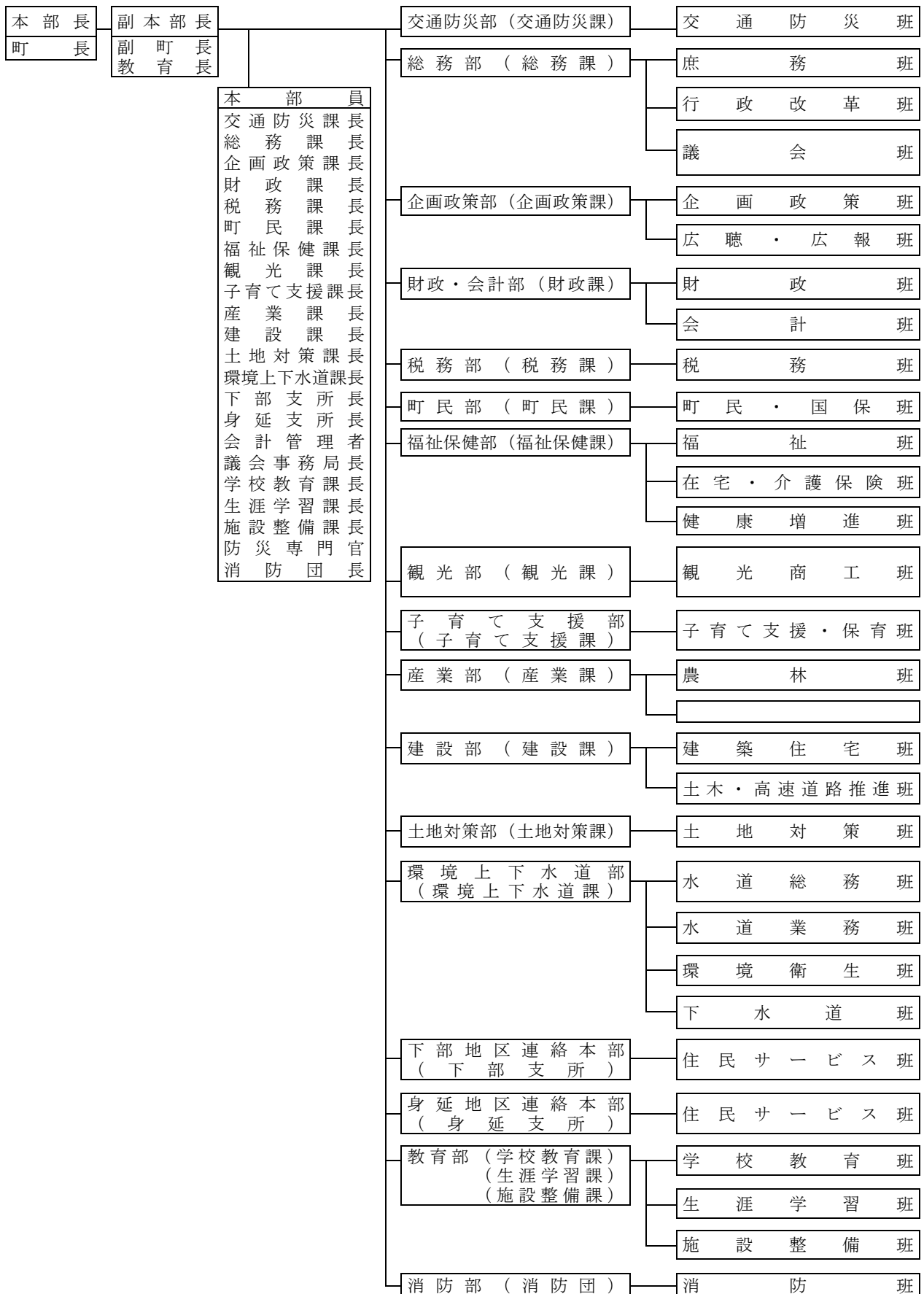
消防防災ヘリコプター緊急運航基準に規定する基準のもと、情報の収集に努める。

(3) その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請するものとする。

別表

1 身延町災害対策本部組織図



2 身延町災害対策本部分掌事務

部 名 (所 属)	班 名	分 掌 事 務
交 通 防 災 部 (交 通 防 災 課)	交 通 防 災 班	(1) 本部員会議に関すること。 (2) 災害対策本部の設置、運営、廃止に関すること。 (3) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令に関すること。 (4) 警戒区域の設定に関すること。 (5) 気象予警報、災害情報の収集・伝達に関すること。 (6) 災害応急対策実施状況の取りまとめに関すること。 (7) 職員の動員及び配備に関すること。 (8) 職員の安否確認に関すること。 (9) 消防団との連絡調整に関すること。 (10) 県、他市町村等への応援要請に関すること。 (11) 自衛隊への災害派遣要請に関すること。 (12) 警察、関係機関、関係団体との連絡調整に関すること。 (13) 町営・庁用バスの運行、乗員・乗客の安全確保に関すること。 (14) 災害救助法に関すること。 (15) 住民等への情報伝達に関すること。
総 務 部 (総 務 課)	庶 務 班	(1) 本部長、副本部長の秘書に関すること。 (2) 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関すること。 (3) 庁内放送に関すること。 (4) 災害関係文書の印刷、受理、発送、保存等に関すること。 (5) 交通防災班への応援に関すること。 (6) 中富地域内の被害状況等の情報収集及び本部長への報告に関すること。
	行 政 改 革 班	(1) 下部支所、身延支所との連絡調整に関すること。 (2) 自主防災組織との連絡調整に関すること。 (3) 各部との連絡調整に関すること。 (4) 食料、生活必需物資及び救援物資の需給調整に関すること。
	議 会 班	(1) 議会との連絡調整に関すること。 (2) 交通防災班への応援に関すること。
企 画 政 策 部 (企 画 政 策 課)	企 画 政 策 班	(1) 復旧事業に関する総合調整に関すること。
	広 聴 ・ 広 報 班	(1) 報道機関との連絡調整に関すること。 (2) 住民等への情報伝達（町ホームページ）に関すること。 (3) 災害状況の記録、撮影及び統計に関すること。 (4) 災害時におけるデータ保存に関すること。 (5) 災害時における情報システムの管理及び応急対策に関すること。
財 政 ・ 会 計 部 (財 政 課)	財 政 班	(1) 災害対策の予算及び財政計画に関すること。 (2) 本部活動の経理に関すること。 (3) 町有施設、町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 町有車両の管理、配車及び民間車両の確保に関すること。 (5) 緊急通行車両の確認申請等に関すること。
	会 計 班	(1) 指定金融機関及び収納代理機関に関すること。

		(2) 義援金の受け入れ、保管に関すること。 (3) 災害の応急対策費の支払に関すること。
税 務 部 (税 務 課)	税 務 班	(1) 住家等一般被害の調査に関すること。 (2) 災害による町税の減免、猶予等に関すること。 (3) 災害による国民健康保険税の減免、猶予等に関すること。 (4) 被災証明に関すること。
町 民 部 (町 民 課)	町 民 ・ 国 保 班	(1) 被災者の要望等の受付に関すること。 (2) 応急仮設住宅の入居者の受付に関すること。 (3) 被災者名簿に関すること。
福 祉 保 健 部 (福 祉 保 健 課)	福 祉 班	(1) 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 救援物資の受入れ、仕分け、配分に関すること。 (3) ボランティアの受入れに関すること。 (4) 文教施設以外の避難所の設置、運営支援に関すること。 (5) 福祉避難所に関すること。 (6) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (7) 民生委員児童委員等との連絡調整に関すること。
	在宅・介護保険班	(1) 在宅寝たきり高齢者、障害者等の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 要介護認定者の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 福祉班への応援に関すること。 (4) 医療救護所の設置に関すること。 (5) 被災者の医療看護に関すること。 (6) 医療助産活動に関すること。 (7) 被災者への臨時健康相談、健康診断に関すること。 (8) 避難所への巡回相談に関すること。 (9) 感染症予防に関すること。 (10) 被災住民に対する心のケア対策に関すること。 (11) 医師会及び医療機関への協力要請に関すること。 (12) 医薬品、医療用資器材の調達に関すること。 (13) 中富保健福祉センターの管理運営に関すること。
	健 康 増 進 班	(1) 医療救護所の設置に関すること。 (2) 被災者の医療看護に関すること。 (3) 医療助産活動に関すること。 (4) 被災者への臨時健康相談、健康診断に関すること。 (5) 避難所への巡回相談に関すること。 (6) 感染症予防に関すること。 (7) 被災住民に対する心のケア対策に関すること。 (8) 医師会及び医療機関への協力要請に関すること。 (9) 医薬品、医療用資器材の調達に関すること。 (10) 中富保健福祉センターの管理運営に関すること。
観 光 部 (観 光 課)	観 光 商 工 班	(1) 観光客等の安全確保、避難誘導等に関すること。 (2) 観光施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 商工業者の融資に関すること。 (4) 商工業関係の被害調査及び応急対策に関すること。 (5) 商工業関係団体との連絡調整に関すること。 (6) 避難所への物資等の移送に関すること。 (7) 買占め、売りしぶり対応に関すること。

子育て支援部 (子育て支援課)	子育て支援・ 保育班 母子保健班	(1) 園児の安全確認に関すること。 (2) 保育施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 臨時保育所の開設に関すること。 (4) 各保育施設との連絡調整に関すること。 (5) 児童館・学童保育の利用者の安全に関すること。 (6) 福祉班への応援に関すること。 (7) 医療助産活動に関すること。 (8) 医療救護所の設置・被災者の医療看護に関すること等。
産業部 (産業課)	農林班	(1) 農林水産物、果樹及びその被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 農林水産施設の被害状況及び応急対策に関すること。 (3) 備蓄食糧の確保に関すること。 (4) 備蓄食糧の搬送に関すること。 (5) 農業関係団体との連絡調整に関すること。 (6) 家畜及び畜産施設の被害調査及び家畜伝染病の予防防疫に関すること。
建設部 (建設課)	建築住宅班	(1) 町営住宅入居者の安否確認に関すること。 (2) 町営住宅の被害調査に関すること。 (3) 町営住宅の応急対策に関すること。 (4) 町営町有住宅 被災入居者申請事務に関すること。 (5) 応急仮設住宅建設に関すること。 (6) 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 (7) 被災宅地の応急危険度判定に関すること。 (8) 被災者の建築相談に関すること。
	土木・ 高速道路推進班	(1) 道路、橋りょう等の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 河川・砂防の被害調査及び応急対策に関すること。 (3) 農林土木関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (4) 水防活動の総括及び応急対策の計画推進に関すること。 (5) 雨量・水位等の観測に関すること。 (6) 危険箇所の警戒及び監視に関すること。 (7) 交通規制に関すること。 (8) 障害物の除去に関すること。 (9) 災害用資機材の調達、確保に関すること。 (10) 建設・土木業者等との連絡調整に関すること。
土地対策部 (土地対策課)	土地対策班	(1) 法定外公共物の被害調査及び応急対策に関すること。 (2) 福祉班への応援に関すること。
環境上下水道部 (環境上下水道課)	水道総務班	(1) 水道復旧計画に関すること。 (2) 節水、給水等の広報に関すること。 (3) 他市町村との相互応援給水に関すること。 (4) 部内の連絡調整に関すること。
	水道業務班	(1) 水道施設の被害状況調査に関すること。 (2) 応急給水に関すること。 (3) 水源の確保に関すること。 (4) 避難場所の給水設備等の点検整備に関すること。 (5) 指定給水装置工事事業者との連絡調整に関すること。
	環境衛生班	(1) 災害時の処理埋葬に関すること。 (2) 災害時の環境衛生に関すること。

		(3) ねずみ族、昆虫の駆除に関する事。 (4) 災害時の廃棄物の処理及び清掃に関する事。 (5) 峡南衛生組合との連絡調整に関する事。 (6) 不明犬に関する事。
	下水道班	(1) 下水道施設の復旧計画に関する事。 (2) 下水道施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。 (3) 仮設トイレの設置に関する事。 (4) 下水道工事業者との連絡調整に関する事。
下部地区連絡本部 (下部支所)	住民サービス班	(1) 庁舎等の安全確認・点検に関する事。 (2) 支所内設備等の動作確認に関する事。 (3) 下部地区連絡本部設置立上げ準備支援に関する事。 (4) 救援・救護・火災通報等の受理、報告対応に関する事。 (5) 下部地域内の被害状況等の情報収集及び本部長への報告に関する事。 (6) 下部地区連絡本部の運営、統括、事務局に関する事。 (7) 住民からの電話に対する応対等に関する事。 (8) 施設設備の応急処置、仮設設営、医療救護所の開設補助に関する事。 (9) 「下部奥の湯温泉」施設の被災状況確認に関する事。 (10) 物資の調達に関する事。 (11) 行政改革班との連絡調整に関する事。 (12) 自主防災組織との連絡調整に関する事。 (13) 各部との連絡調整及び分掌事務の補助に関する事。 (14) 食料、生活必需物資、及び救援物資の需給調整に関する事。 (15) 宿日直に関する事。(宿直は緊急臨時対応)
身延地区連絡本部 (身延支所)	住民サービス班	(1) 庁舎等の安全確認・点検に関する事。 (2) 支所内設備等の動作確認に関する事。 (3) 身延地区連絡本部設置立上げ準備支援に関する事。 (4) 救援・救護・火災通報等の受理、報告対応に関する事。 (5) 身延地域内の被害状況等の情報収集及び本部長への報告に関する事。 (6) 身延地区連絡本部の運営、統括、事務局に関する事。 (7) 住民からの電話に対する応対等に関する事。 (8) 施設設備の応急処置、仮設設営、医療救護所の開設補助に関する事。 (9) 「門野の湯」施設の被災状況確認に関する事。 (10) 物資の調達に関する事。 (11) 貸付事務所の業務継続・再開への支援に関する事。 (12) 行政改革班との連絡調整に関する事。 (13) 自主防災組織との連絡調整に関する事。 (14) 各部との連絡調整及び分掌事務の補助に関する事。 (15) 食料、生活必需物資、及び救援物資の需給調整に関する事。 (16) 宿日直に関する事。(宿直は緊急臨時対応)
教育部 (学校教育課)	学校教育班	(1) 教育部各班の被害状況調査のとりまとめに関する事。 (2) 学校施設の被害状況調査及び応急対策に関する事。

(生涯学習課) (施設整備課)		(3) 小・中学校の応急教育に関すること。 (4) 災害時における教職員の確保に関すること。 (5) 文教施設における避難場所の開設及び運営支援に関すること。 (6) 児童・生徒の安全確保、避難誘導に関すること。 (7) 被災児童・生徒の保健管理に関すること。 (8) 被災児童・生徒の学校教育に関すること。 (9) 炊き出しに関すること。 (10) 炊き出しに伴う給食施設の管理に関すること。 (11) 各給食センターとの連絡調整に関すること。 (12) スクールバスの乗員・乗客の安全確保に関すること。
	生涯学習班	(1) 社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること。 (2) 社会教育施設、図書館等の利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 (3) 社会教育関係団体との連絡調整に関すること。 (4) 文化会館、博物館等の施設利用者の避難誘導及び安全確保に関すること。 (5) 文化財及び施設の被害状況調査及び保護に関すること。 (6) 学校教育班、福祉班への応援に関すること。
	施設整備班	(1) 下部地区連絡本部及び教育部への応援に関すること。
消防部 (消防団)	消防班	(1) 住民への災害情報伝達に関すること。 (2) 消防・水防に関すること。 (3) 避難誘導・救出に関すること。 (4) 避難所開設の協力に関すること。 (5) 被害情報の収集及び報告に関すること。 (6) 遺体及び行方不明者の捜索に関すること。 (7) 災害の警戒及び防ぎょ活動に関すること。 (8) 消防・水防資材の保管に関すること。 (9) 被害地区並びに避難所の防犯・秩序維持に関すること。 (10) その他災害活動に関すること。

第3節 職員配備計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

職員は、次の配備基準に従って、各配備につくものとする。

種別	配備時期	配備内容	配備人員	配備の要領
第1配備	次の警報の1以上が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風(雪)警報 (4) 大雪警報	災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手するもので、状況により第2配備に移行できる態勢とする。	1 町長、副町長、教育長のうち1名 2 次の所属は、2名以上の配備とする。 交通防災課、総務課、建設課、企画政策課、下部支所、身延支所 * 上記以外の所属においても、被害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。	1 交通防災課は、気象情報を関係機関及び住民に連絡するとともに、情報の収集にあたる。 2 総務課は、第2配備に移行できる態勢をとる。 3 建設課、県出先事務所等は、雨量、水位等の状況を収集するとともに峡南建設事務所等との連絡を密にする。
第2配備	警報発令後、気象状況の推移により災害の危険度が高まり、警戒が必要なとき。	事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できる態勢とする。	1 町長、副町長、教育長のうち1名 2 交通防災課は全員。 次の所属は、3名以上の配備とする。 総務課、建設課、企画政策課、下部支所、身延支所 ・ 上記以外の所属は、2名以上とする。	1 各所属長は、情報の収集を強化するとともに状況に応じて逐次町長に報告すること。 2 交通防災課は、消防団との連絡を密にして状況に応じ、出動態勢をととのえる。
第3配備	1 大規模災害が発生したとき。 2 災害対策本部を設置したとき、又は本部長(町長)が指示したとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。	全所属全職員の配備とする。	1 災害活動に全力を集中する。 2 各部長は、状況に応じて、逐次本部長に報告する。

(注) 災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいと認めたときは、臨機応変の配備態勢を整えるものとする。

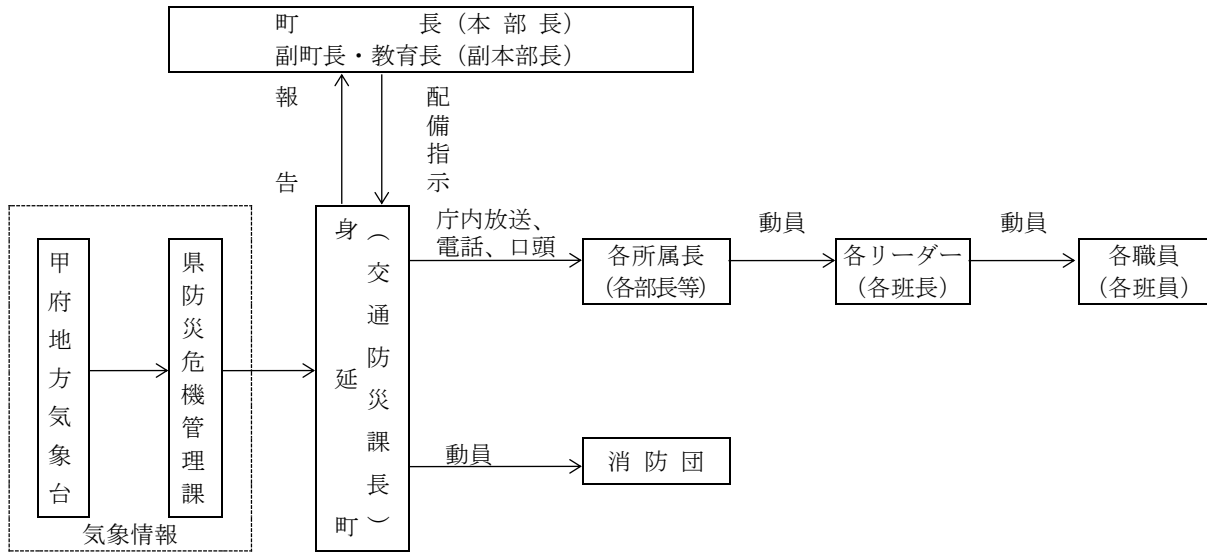
第2 動員の伝達方法

非常配備の職員等への伝達は、配備種別により次により行う。

1 勤務時間中における伝達

- (1) 気象情報等の通知を受け、災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、交通防災課長は、町長の指示により非常配備を各所属長に伝達するとともに、庁内放送、電話等により徹底させる。

- (2) 各所属長は直ちに各職員に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。
- (3) 交通防災課長は、消防団長に非常配備を伝達する。



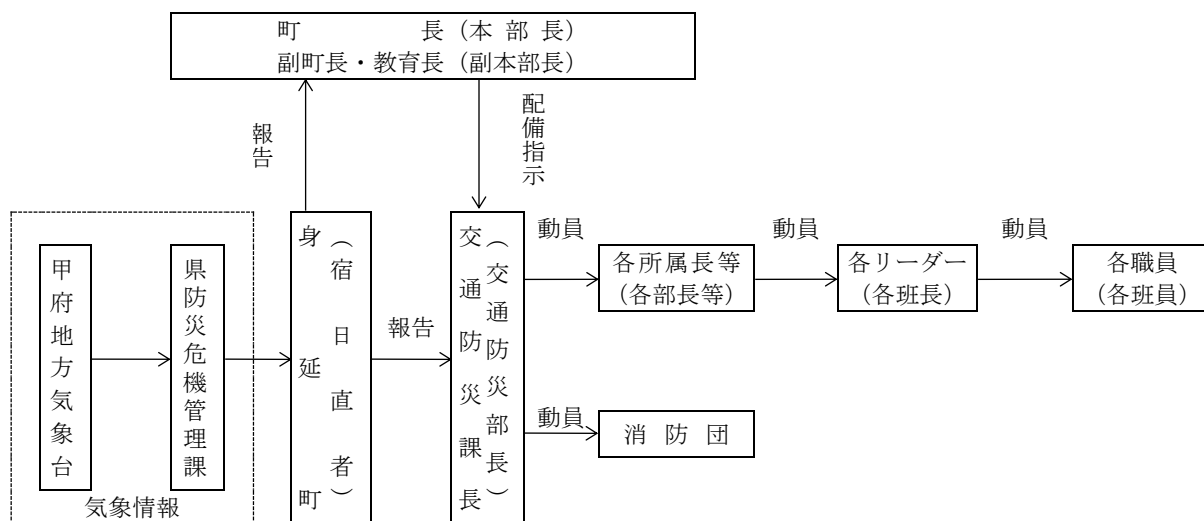
2 勤務時間外、休日における伝達及び配備

- (1) 宿日直者は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害の発生が予想されるときは、直ちに交通防災課長に連絡するものとする。交通防災課長は、宿日直者から連絡を受けた場合は、町長、副町長・教育長に報告をし、各所属長を通じ職員に非常配備を伝達する。
- (2) 交通防災課長は、消防団長に非常配備を伝達する。
- (3) 連絡を受けた職員は、以後の状況の推移に注意し、所属の課等に参集する。
- (4) 自主参集

勤務時間外等において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断されるときは、所属長からの連絡を待たずに職員自ら所属の課等に参集するものとする。

(5) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所につくことができないときは、「災害時職員初動マニュアル」に基づき、あらかじめ決めておいた指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、そこから所属長に参集場所、時間、被災状況等を連絡し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。



3 配備報告

各部長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに交通防災部長を通じて本部長に報告する。

第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は部内で調整するものとするが、部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して総務部長に要請するものとする。

- (1) 応援内容
- (2) 応援を要する人数
- (3) 応援を要する日時
- (4) 出動場所
- (5) その他必要事項

2 動員の措置

- (1) 総務部長は、応援要請内容により、余裕のある他の部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。

第4節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を行うものとする。

第1 要請の範囲

町長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 町の消防力によっては防ぎょが著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に要請することができるものとする。

公 共 性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非 代 替 性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

2 緊急運航基準

県による消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりとなっている。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できる場合
- イ 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航の要請

町長は、消防防災航空隊に対して電話等により、次の事項を明らかにして速報後、消防防災航空隊出場要請書によりFAXで行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高指揮官の職・氏名及び連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

資料編	○飛行場外離着陸場等一覧
	○ヘリコプター主要発着場一覧
	○消防防災航空隊出場要請書

第4 受入れ体制

緊急運航を要請した場合、町は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受け入れ体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

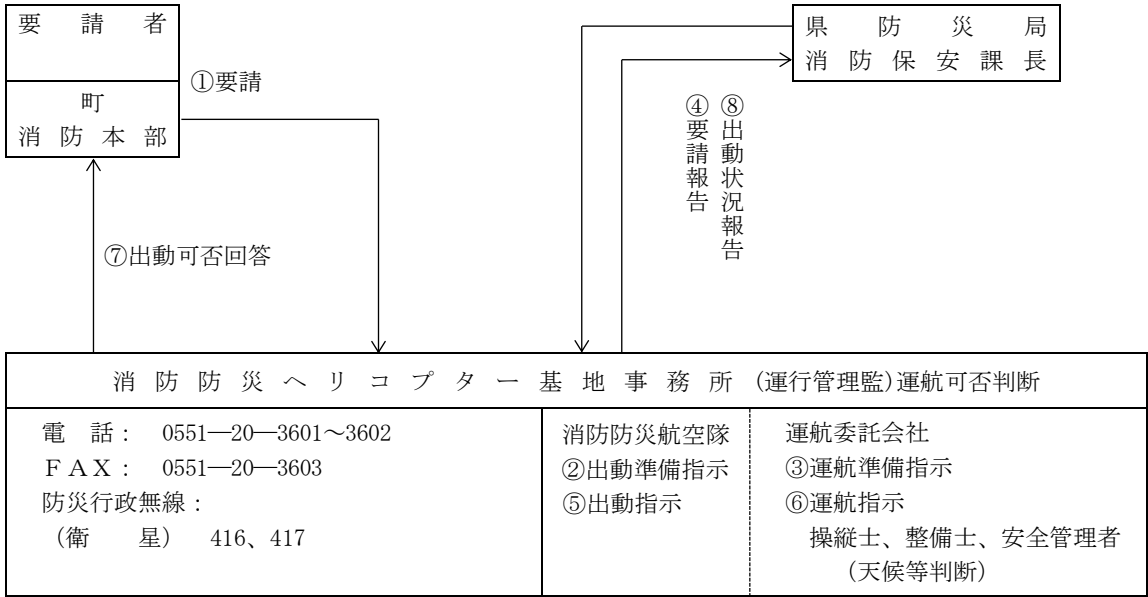
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

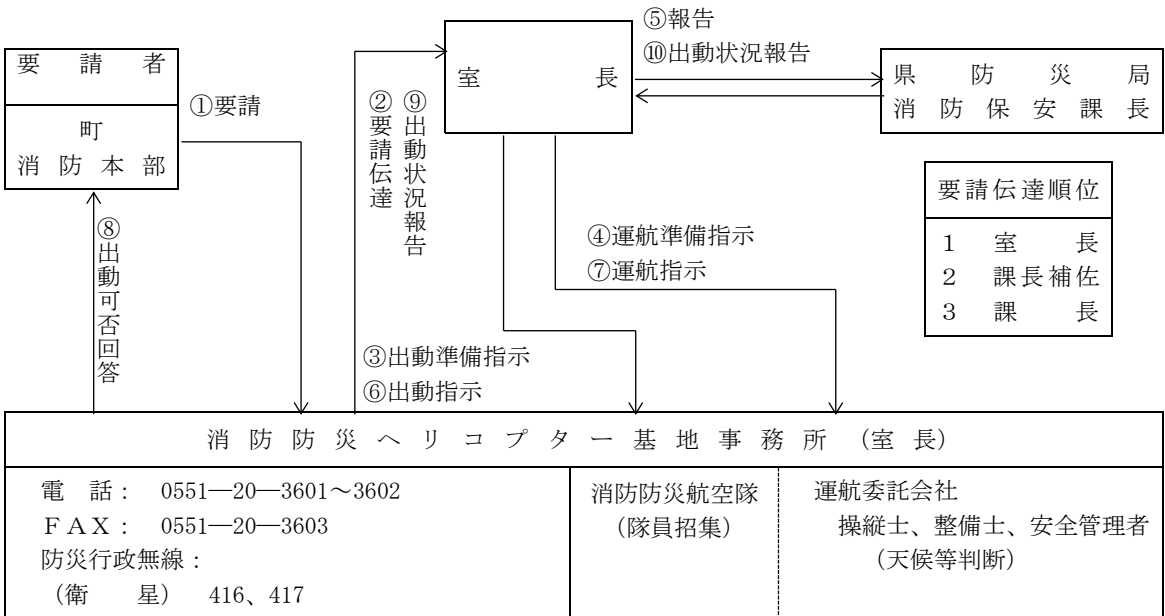
別表 1

伝 達 系 統 図

1 緊急運航連絡系統図

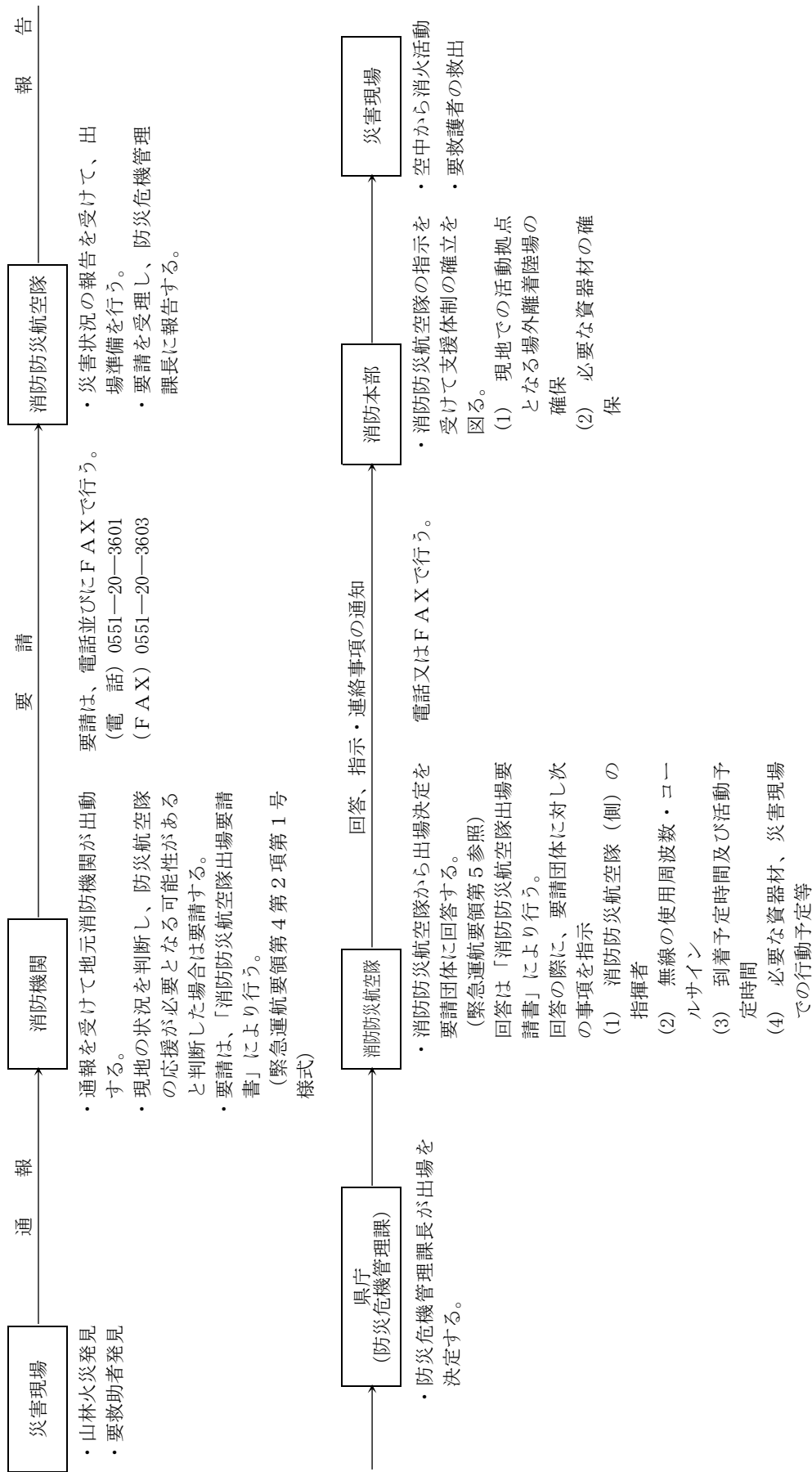


2 土・日・祝日緊急運航連絡系統図





災害発生から応援出動までの流れ
(山林火災・人命救助の場合)



第5節 応援協力要請計画

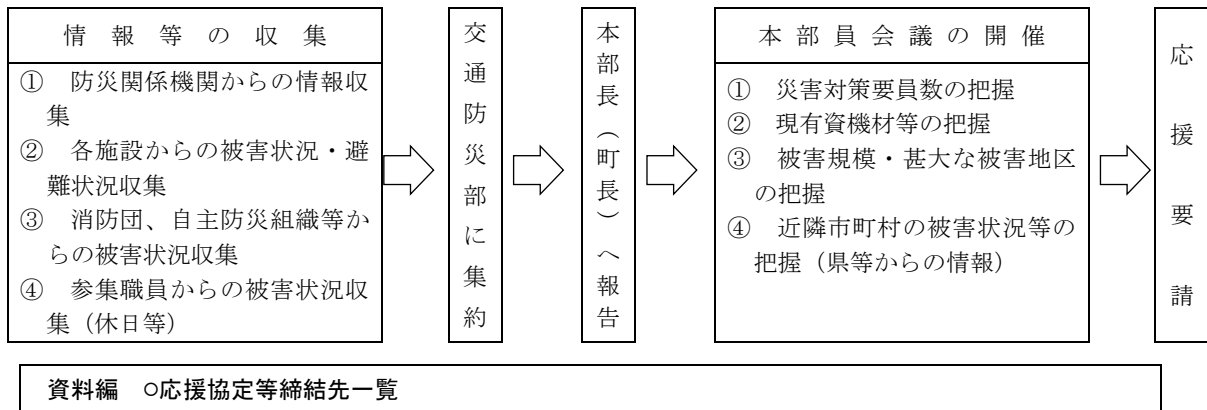
災害発生時に際し、町のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本町の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災組織等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災害対策基本法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はとりあえず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

なお、知事は市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まないものとされている。（災害対策基本法第68条）

第3 職員の派遣

町は、県及び他市町村から応援要請を受けたときは、身延町災害支援本部を設置し、速やかに職員を派遣するよう努める。

なお、職員を派遣するときは、派遣先の地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

資料編 ○身延町災害支援本部設置要綱

第4 指定地方行政機関等に対する応援要請

町長は、災害対策基本法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、町長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

1 町長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第15条）

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 町長が、知事に対し職員の派遣について斡旋を求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災害対策基本法施行令第16条）

- (1) 派遣の斡旋を求める理由
- (2) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣の斡旋について必要な事項

第5 応援協定等に基づく要請

1 応援協定に基づく要請

町は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ公共団体と相互応援協定を締結している。

大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、あらかじめ定められた手続に従い、応援を求めるものとする。

資料編	○山梨県常備消防相互応援協定による相互応援 ○峡南広域消防相互応援協定書 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書 ○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定 ○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書 ○富士北麓災害時の相互応援に関する協定
-----	--

2 郵便局に対する協力要請

町は、被災住民の避難先及び被災所状況の情報、また身延郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地が必要となった場合には、あらかじめ締結している覚書に基づき、身延郵便局に協力を要請するものとする。

資料編	○災害時における身延郵便局、身延町間の協力に関する覚書
-----	-----------------------------

3 自衛隊の災害派遣要請

大規模な災害が発生し、自衛隊による救援活動の実施が適切と判断した場合には、本章第6節「自衛隊災害派遣要請計画」（P131）の定めるところにより、知事に自衛隊の派遣要請を依頼する。

4 県消防防災ヘリコプターの出動要請

災害発生時に際し、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合には、本章第4節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」（P120）の定めるところにより、知事に消防防災ヘリコプターの出動要請を行う。

5 民間事業所等に対する協力要請

大規模災害が発生し、応急復旧の支援や救援物資等の応援が必要と判断した場合は、必要とする救援の種類に応じて、応援を求めるものとする。

また、県が民間事業所等と締結している協定もあるため、必要に応じて、県を通じて応援を求めるものとする。

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 資料編 | ○災害時の協力に関する協定 |
| | ○災害時における公共施設等の応急対策業務に関する協定書 |
| | ○災害時における上下水道施設の応急対策業務に関する協定書 |
| | ○災害時における物資供給に関する協定書 |
| | ○災害時における仮設資機材の供給に関する協定書 |
| | ○アマチュア無線による災害時の情報収集等の協力に関する協定書 |
| | ○災害時における通信機材等の貸出に関する協定書 |
| | ○災害時要援護者の福祉避難所の受入れに関する協定書 |
| | ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書 |
| | ○災害時におけるＬＰガスの供給等に関する協定書 |
| | ○災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書 |
| | ○災害防災情報等の放送に関する協定書 |
| | ○災害時等における情報収集等に関する協定書 |
| | ○身延町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定 |
| | ○災害時における地図製品等の供給に関する協定書 |
| | ○災害時における応急活動の協力に関する協定書 |
| | ○大規模災害時における法律相談業務に関する協定書 |

第6 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

町は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、交通防災部に連絡窓口を設置する。

2 搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、資料編に掲げるとおり、救援物資集積所を定めている。

- | | |
|-----|------------|
| 資料編 | ○救援物資集積所一覧 |
|-----|------------|

3 受入れ体制の確立

町は、災害の規模や支援の必要性に応じて、県や県内市町村、その他地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を作成し必要な準備を整える。

受入施設については、自衛隊が宿泊している施設以外の中から作業内容等を勘案して、適切な施設を選定する。受入れ体制は、資料編に掲げるとおりである。

- | | |
|-----|--------------|
| 資料編 | ○自衛隊宿泊予定施設一覧 |
|-----|--------------|

第7 広域一時滞在

1 実施・受け入れ体制の整備等

災害発生に伴い、町や県の区域を越えた被災住民の避難に対する県及び市町村の対応は、本章「第17節 避難計画第17 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ」(P196)によるものとし、このために必要な町長及び知事が行う協議等の手続きは次によるものとする。

なお、町長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結及び本章「第17節 避難計画 第12 避難組織の整備」(P193)に規定する避難計画において、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めるとともに、県内外の他市町村から被災住民の受け入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、また、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努める。

2 県内広域一時滞在

(1) 県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、町内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）に被災住民の受け入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の2第1項及び第86条の6第1項）

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ知事に報告する。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

（災害対策基本法第86条の2第2項）

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受け入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の2第6項）

エ 県内広域一時滞在の終了

町長は、県内広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の2第7項）

(2) 県内他市町村から被災住民の一時的滞在を求められた場合の対応

ア 協議の実施

町長は、広域一時滞在の必要があると認める市町村長（協議元市町村長）又は知事より、(1)ア又は5(1)の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

なお、町長は必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

（災害対策基本法第86条の2第3項及び第86条の6第1項）

イ 受け入れ決定の通知等

町長は、受け入れの決定をしたときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の2第4項及び第5項）

ウ 県内広域一時滞在の終了

町長は、協議元市町村長より県内広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の2第8項)

(3) 知事からの助言

町長は、必要に応じて知事に対して広域一時滞在に関する事項について助言を求める。

(災害対策基本法第86条の6第1項)

3 県外広域一時滞在

(1) 他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の町長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

町長は、災害発生により、被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在（県外広域一時滞在）の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事（協議先知事）に対し、被災住民の受け入れについて協議することを求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第1項)

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

町長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行う。

また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第2項及び第86条の6第2項)

ウ 受け入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第9項)

エ 協議内容の公示及び通知

町長は、知事より受け入れ決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(災害対策基本法第86条の3第10項)

オ 県外広域一時滞在の終了

町長は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告する。

(災害対策基本法第86条の3第11項及び12項)

4 県外市町村からの避難住民の受け入れ

(1) 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受け入れ

町長は、知事から県外市町村からの避難住民の受け入れの協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとする。

(災害対策基本法第86条の3第5項)

イ 受け入れ決定の通知等

町長は、被災住民を受け入れる施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに、知事に報告する。

（災害対策基本法第86条の3第6項及び7項）

ウ 広域一時滞在の終了

町長は、知事より広域一時滞在の必要が無くなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

（災害対策基本法第86条の3第14項）

5 知事による協議等の代行及び特例

(1) 県内広域一時滞在の協議等の代行

知事は、災害の発生により本町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県内広域一時滞在の必要があると認めるときは、2(1)に準じ、町長の実施すべき措置を代わって実施する。

なお、町が必要な事務を行えるものと認めるときは、速やかに事務を町長に引き継ぎをおこなう。

また、上記の事務の代行を開始、終了したときは、知事はその旨を公示するとともに、代行を終了したときは代行した事務の措置について、町長に通知する。

（災害対策基本法第86条の4第1項、2項及び第86条の5並びに同法施行令第36条の2）

(2) 県外広域一時滞在の協議等の特例

知事は、災害の発生により本町が必要な事務を行えなくなった場合、被災住民について県外広域一時滞在の必要があると認めるときは、町長より3(1)アの要求がない場合にあっても、3(1)イに準じ、協議先知事との協議を実施する。

協議先知事から受け入れ決定の通知を受けた際は、その内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに内閣総理大臣に報告する。

知事は、県外広域一時滞在の必要が無くなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先知事、被災住民への支援に関係する機関等に通知し、公示するとともに内閣総理大臣に報告する。

（災害対策基本法第86条の5）

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 災害派遣要請の派遣基準

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救護及び応急復旧までを範囲とするのが一般的である。

なお、派遣基準は以下の3要件を満たすものとする。

公共性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること。
非代替性	他の機関では対処不能か、能力が十分ではなく自衛隊で対処する必要があるもの。

また、災害派遣の撤収（終了）段階においては、上記の3要件消失の程度、土木工事への転換の可否及び民間業者の圧迫の可能性等を考慮するとともに、「予定された作業の完了」、「民心の安定」、「復興機運の確立」等、努めて明確な派遣目的の達成段階において、派遣を要請した知事と調整を実施することとされている。

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、かつ、やむを得ない事態であると認めるもので他に実施する組織等がないものとし、おおむね次による。

区 分	内 容
被害状況の把握（情報収集）	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の捜索救助	行方不明者等の捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	利用可能な消防車（駐屯地に1台）及びその他の防水用具を利用した消防機関への協力及び山林火災等における航空機（中型・大型）による空中消火（不燃材等は通常関係機関が提供）
道路や水路の障害物の除去	道路若しくは水路の破損又は障害物等の啓開・除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療及び感染症対策（薬剤等は通常関係機関提供）
通信支援	災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない範囲で実施
人員及び物資の緊急輸送	被災者等のけが人、救急患者等の患者空輸及びトラック、航空機を利用した物資輸送
炊飯、給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の無償貸与、譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与に関する省令」に基づき、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、特に必要な救じゅつ品（消耗品に限る。）
危険物の保安又は除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物及び不発弾等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力上対処可能なもの

第3 災害派遣要請依頼要領等

1 災害派遣要請の依頼

町長が、知事に災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急のときは電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達するものとする。

また、事態が急迫し、知事に依頼することができないときは、町長は、直接部隊に通知するものとする。この場合は、町長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(1) 一般災害派遣要請の場合

ア 提出（連絡）先 山梨県防災局防災危機管理課

イ 提出部数 1 部

ウ 記載事項

（ア） 災害の状況及び派遣を要請する理由

（イ） 派遣を希望する期間

（ウ） 派遣を希望する区域及び活動内容

（エ） その他参考となるべき事項

緊急の場合の連絡先

部 隊 名	電 話 番 号	F A X 番 号
陸上自衛隊第1特科隊第4中隊 （陸上自衛隊北富士駐屯地）	(0555) 84—3135 3136 (内線235又は238)	(0555) 84—3135 3136 (内線239)
	〈夜間〉 (0555) 84—3135 (内線280、302)	
	〈防災行政無線〉 (衛星系) 435 (地上系) 051	

資料編 ○自衛隊災害派遣要請依頼書

2 自衛隊の自主派遣

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

第4 災害派遣部隊の受入れ体制

1 他の機関との競合重複排除

町長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により策定するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

(1) 作業箇所及び作業内容

(2) 作業の優先順位

(3) 資材の種類別保管（調達）場所

(4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を交通防災課に設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

町長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

(1) 派遣部隊が集結（野営）するための必要地積

派遣部隊	必要な地積		備 考
1 コ中隊	2,500㎡	50m×50m	駐車場、天幕展張及び炊事所等を含む。
1 コ連隊（隊）	20,000㎡	100m×200m	
1 コ師（旅）団	160,000㎡	400m×400m	
要支援内容	トイレ等の供与が必要		

※ 集結地（野营地）は、指揮・命令及び実行の確認等のため、やむを得ない場合を除き1コ中隊が同一地に集結できる地積を選定できることが望ましい。

(2) ヘリコプター発着場の必要地積

種類	必要な地積	安全確保に必要な地積	備 考
小型ヘリ ※1	30m×30m	100m×100m	離発着に必要な地積で、駐機地積は別とする。
中型ヘリ ※2	40m×40m	100m×100m	
大型ヘリ ※3	100m×100m	300m×300m	

※1 航空偵察又は指揮・連絡等に使用する小型ヘリ

※2 ※1の使用目的のほか、人員・物資を輸送に使用する中型のヘリ

※3 人員・物資を輸送するための大型ヘリ

資料編 ○ヘリコプター主要発着場一覧
○臨時ヘリポートの基準
○自衛隊宿泊予定施設一覧

第5 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

資料編 ○自衛隊災害派遣部隊の撤収要請依頼書

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。なお、費用区分は、山梨県地域防災計画第3章災害応急対策「(10) 経費負担区分の参考例」を参考とする。

【参考】山梨県地域防災計画「(10) 経費負担区分の参考例」

	内 容	県	自 衛 隊
1	災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く）等の購入費	○救援活動に使用した資材・機材・燃料費 ○救援活動に使用した資機材のリース料（フォークリフト及び電源等） フト及び電源等） フト及び電源等） ○救援活動に使用したため破損した資機材の修繕費 ○無償貸し付けの物品の返納等にかかる費用 ○風呂・炊事等の機材維持及び撤収	○救援活動をしている部隊の隊員の給食費 ○自衛隊の業務（活動計画・報告）にかかる費用（レンタルPC、文具、文具プリンター及び道路地図等 ○自衛隊車両の冬用タイヤ

		後の清掃用具 ○救援活動に使用予定で購入又は借用したが使用しなかった物品と、その取得にかかる費用	
2	災害派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用又は借り上げ料	○借り上げ、貸与された施設のトイレ及びシャワーの使用料、電気、水道の使用料	○銭湯等の利用料 ○宿営部隊が使用するために設置した仮設トイレ
3	災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水道費及び電話料	○救援活動に使用した電気・水道・燃料費 ○救援活動に必要な電話料	○救援活動の部隊の隊員にかかる燃料費（炊事用） ○指揮システムの設置に係わる費用、インターネットの使用料
4	災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊装備に係わるものを除く。）	○土地の使用に係わる費用 ○自衛隊とともに活動するボランティアや業者がケガをした場合の補償費	○救援活動をしている部隊の隊員の災害補償費 ○自衛隊装備車両等の修繕費
5	災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費	○民政支援のための物資運搬のために民間の輸送会社を使用した際の費用	○救援活動に使用するため県の要求量を超えて使用した借用した物品の輸送会社による運搬費（借用・返納時とも）
6	災害派遣部隊の食料費・被服維持費・医療費・車両等の燃料・修理費		○派遣部隊の給食及び洗濯用備品（洗濯機・乾燥等）並びに医療費・燃料費・修理費
7	写真用消耗品費		○行動記録及び部隊行動に必要な写真の消耗品費
8	損害賠償費	○自治体等が管理する地域内で管理が十分でなかったために生じた物品破損事故の賠償費	○賠償金その他、自衛隊が活動中に物品を壊した場合の補償費

- 1 災害派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊の装備に係わるものを除く。）等の購入費及び修繕費
- 2 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用又は借り上げ料
- 3 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費（自衛隊の装備に係わるものを除く。）
- 5 災害派遣部隊の輸送のための民間輸送機関に係わる運搬費
- 6 損害賠償費

第7 災害派遣部隊に付与される権限

- 1 人の生命・身体等に対する危害防止措置
 - (1) 警告・避難等の措置（警察官職務執行法）
 - (2) 警戒区域を設定し、立ち入りの制限・禁止、退去を命ずる等の措置（災害対策基本法）
- 2 危害防止、損害拡大防止、被災者救出のための措置
 - (1) 土地・建物等への立ち入り（警察官職務執行法）
- 3 緊急通行車両の円滑な通行を確保するための措置
 - (1) 妨害車両の移動等の措置（災害対策基本法）
- 4 消防、水防及び救助等災害発生の防ぎょ又は災害の拡大防止のために必要な措置
 - (1) 他人の土地、その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・収容する措置（災害対策基本法）
 - (2) 町長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、現場にある災害を受けた工作物、物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置（災害対策基本法）
 - (3) 住民又は現場にいる者を応急措置の業務に従事させる措置（災害対策基本法）

第7節 予報及び警報等の伝達計画

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 予報及び特別警報・警報・注意報等の種類等

1 甲府地方気象台が発表する予報・警報等

(1) 予報及び特別警報・警報・注意報等の種類

種 類	概 要
府 県 天 気 予 報	予報発表時から明後日の風、天気、降水確率、気温等の予報
天 気 分 布 予 報	日本全国を5km四方の格子に分け、それぞれについて3時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量、最高気温・最低気温）を、5時、11時、17時に明日24時まで分布図形式で行う予報
地域時系列予報	1次細分区域単位（山梨県中・西部）で、気象状態（天気、気温、風向風速）を府県天気予報に併せて明日24時まで図形式表示で行う予報
週 間 天 気 予 報	発表日翌日から7日先までの天気、降水確率、気温等の予報（含む、信頼度）
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等によって災害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪等によって重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告する予報
早 期 注 意 情 報 (警報級の可能性)	5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県中・西部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である
特 別 警 報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
府 県 気 象 情 報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される 雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」という表題の気象情報が発表される
記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	数年に1回程度しか発生しないような猛烈な短時間大雨を観測又は解析したときに、府県気象情報の一種として発表する情報
土 砂 災 害 警 戒 情 報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報
竜 巻 注 意 情 報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表する情報 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する情報
指定河川洪水予報	河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

※予報区とは、予報および警報・注意報の対象とする区域。天気予報については全国、地方、府県の各予報区がある。

(2) 警報・注意報基準一覧表

次の基準に達すると予想される場合、又は達した場合に発表する。 (令和2年8月6日現在)

府県予報区		山梨県	
一次細分区域		中・西部	
市町村等をまとめた地域		峡南地域	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 12
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 167
	洪水	流域雨量指数基準	相又川流域=24.3、常葉川流域=27.2、早川流域=56.4、寺沢川流域=7、下部川流域=12.8
		複合基準 ^{※1}	富士川流域= (7、78)、 常葉川流域= (7、27.1)、 下部川流域= (7、11.5)
		指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む。）[清水端・南部]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	8
		土壌雨量指数基準	121
	洪水	流域雨量指数基準	相又川流域=19.4、常葉川流域=21.7、早川流域=45.1、寺沢川流域=5.6、下部川流域=10.2
		複合基準 ^{※1}	富士川流域= (7、55.4)、 常葉川流域= (5、21.7)、 下部川流域= (5、10)
		指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む。）[清水端・南部]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25%で実効湿度50% ^{※2}	
	なだれ	1. 表層なだれ：24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき。 2. 全層なだれ：積雪50cm以上、最高気温15℃以上（甲府地方气象台）で、かつ24時間降水量が20mm以上	
	低温	夏期：最低気温が甲府地方气象台で16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続く場合 冬期：最低気温が甲府地方气象台で-6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で-10℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	

	着雪	著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

＊１ （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値。

＊２ 湿度は甲府地方気象台の値。

＜大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方＞

- (1) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (2) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、その欄を“－”で示している。
- (3) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (4) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (5) 洪水の欄中、「〇〇川流域＝24.3」は、「〇〇川流域の流域雨量指数24.3以上」を意味する。
- (6) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、上記（２）警報・注意報基準一覧表内の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は
(http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_kouzui.html) を参照。
- (7) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (8) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

＜府県版、市町村版参考資料＞

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、浸水危険度の高まりを把握するための指標。

地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの。

(3) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報に切り替えられる。

(4) 記録的短時間大雨情報の発表基準

標 題	発 表 基 準
山 梨 県 記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所又は解析雨量で、1時間に盆地で100mm以上を観測又は解析したとき。

(5) 特別警報の指標

「数十年に一度」規模の大規模災害が発生する可能性がある場合、「特別警報」が発表される。

現象	特別警報の基準	指標の種類
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	雨を要因とする特別警報の指標
	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	台風等を要因とする特別警報の指標
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	雪を要因とする特別警報の指標

ア 雨を要因とする特別警報の指標

以下①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報が発表される。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現（ただし、3時間降水量が150mmを超える格子のみをカウント対象とする。）

山梨県内市町村の「50年に一度の値」は以下のとおり。

令和2年5月26日現在

一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48時間降水量 (mm)	3時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
中・西部	中北地域	甲府市	352	108	222
中・西部	中北地域	韮崎市	369	108	224
中・西部	中北地域	南アルプス市	396	106	229
中・西部	中北地域	北杜市	329	98	205
中・西部	中北地域	甲斐市	335	100	212
中・西部	中北地域	中央市	388	118	240
中・西部	中北地域	昭和町	353	113	223
中・西部	峡東地域	山梨市	322	99	203
中・西部	峡東地域	笛吹市	382	111	233
中・西部	峡東地域	甲州市	391	106	224
中・西部	峡南地域	市川三郷町	471	135	274
中・西部	峡南地域	早川町	561	149	294
中・西部	峡南地域	身延町	624	182	336
中・西部	峡南地域	南部町	641	192	348
中・西部	峡南地域	富士川町	460	131	258
東部・富士五湖	東部	都留市	578	165	291
東部・富士五湖	東部	大月市	525	142	272
東部・富士五湖	東部	上野原市	558	148	287
東部・富士五湖	東部	道志村	679	189	325
東部・富士五湖	東部	小菅村	533	133	281
東部・富士五湖	東部	丹波山村	505	123	269
東部・富士五湖	富士五湖	富士吉田市	620	195	336
東部・富士五湖	富士五湖	西桂町	447	128	251

東部・富士五湖	富士五湖	忍野村	555	176	308
東部・富士五湖	富士五湖	山中湖村	587	190	326
東部・富士五湖	富士五湖	鳴沢村	636	193	339
東部・富士五湖	富士五湖	富士河口湖町	498	148	285

注1)「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注2)48時間降水量、3時間降水量、土壌雨量指数いずれについても、50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3)特別警報は、府県程度の広がりや50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

注4)特別警報の判定に用いる3時間降水量の値は、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧、風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表される。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

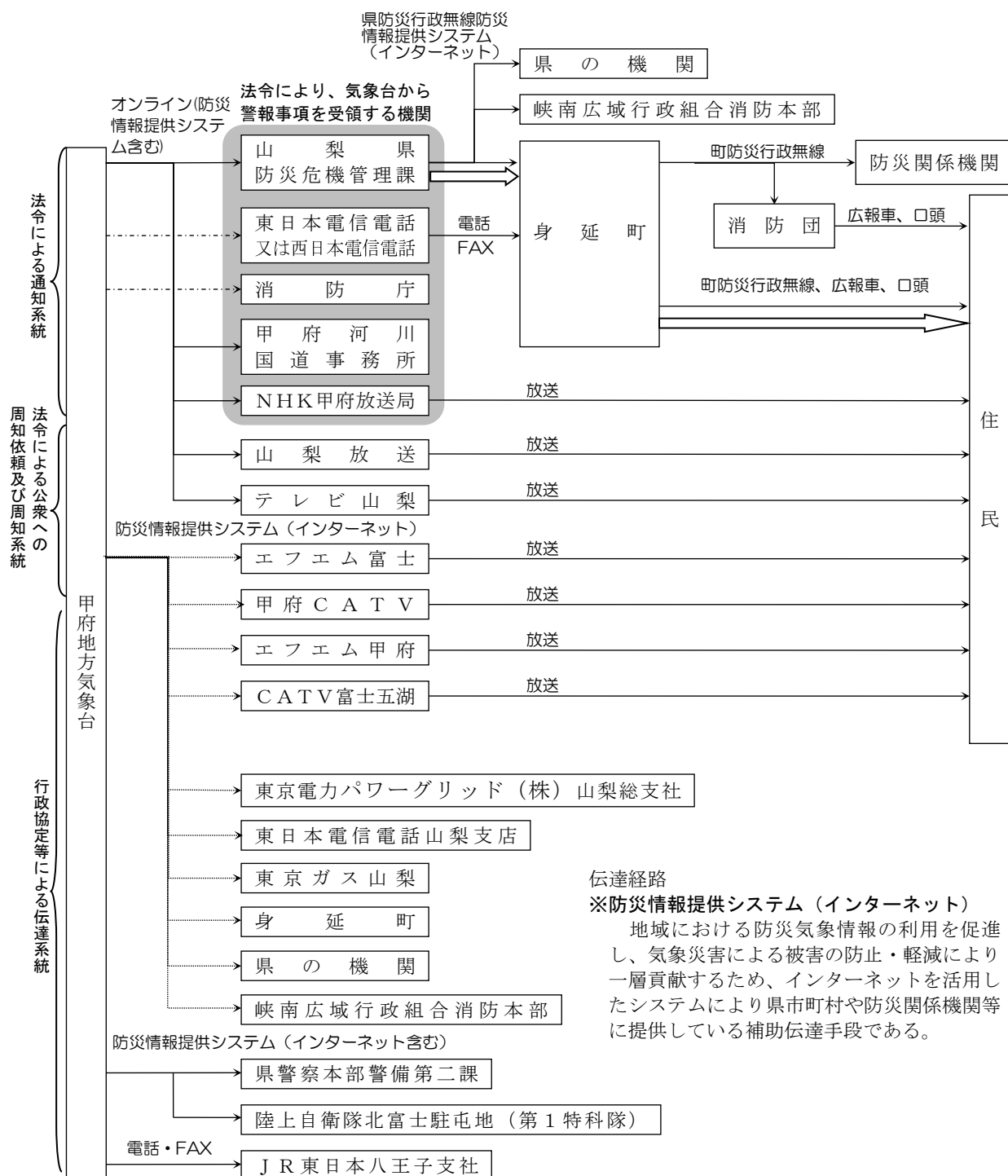
府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

山梨県内観測地点の「50年に一度の積雪深」は以下のとおり。

平成29年10月20日現在

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深(cm)	備 考
山梨県	甲府	49	積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いので、あくまで参考値として扱う
山梨県	河口湖	89	

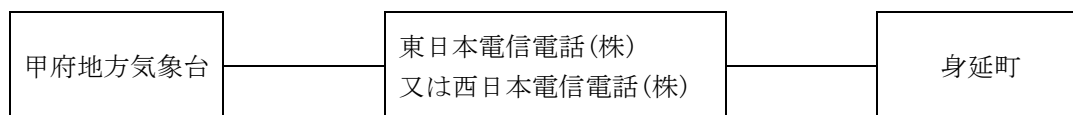
(6) 甲府地方気象台の伝達経路



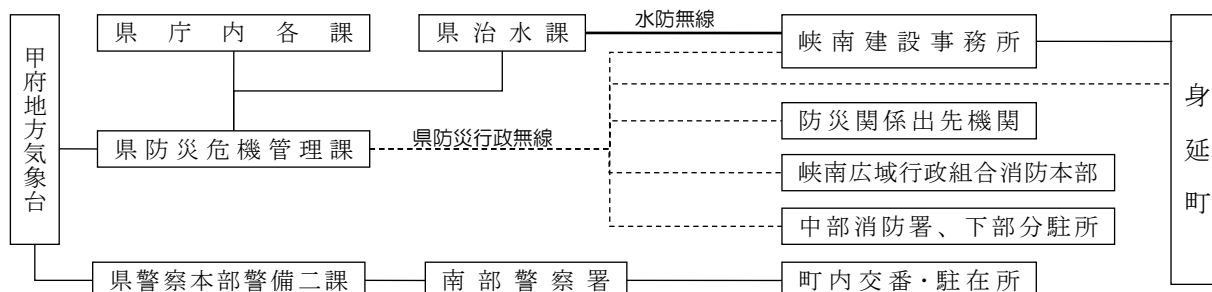
(注1) すべての注意報、警報は、全機関(東日本電信電話又は西日本電信電話へは、警報に関する事項のみがオンライン伝達される。)に伝達。ただし、JR東日本八王子支社へは指定河川洪水予報のみが伝達される。情報は、種類によって上記伝達先の一部を省略し、伝達することがある。

(注2) 特別警報が発表された際に、山梨県に通知、町に周知の措置が義務づけられている伝達経路

(7) NTTの扱う気象警報・洪水警報の伝達



(8) 県の水防管理団体への伝達



2 国土交通省と気象庁とが共同して発表する洪水予報（富士川（釜無川を含む。））

(1) 洪水予報の発表

洪水予報は、国土交通省甲府河川国道事務所と甲府地方気象台及び静岡地方気象台が共同発表する。

(2) 洪水予報指定区間

富士川（釜無川を含む。） 韮崎市の武田橋から海まで

(3) 洪水予報の種類

洪水注意報：氾濫注意情報

洪水警報：氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報

3 町の発令する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ、強風で火災の危険が予想されるとき、町長が発表令する。

(注) 火災気象通報は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方気象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて峡南広域行政組合消防本部に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

第2 注意報及び警報等の伝達

1 町役場部内の伝達

注意報・警報等の伝達にあたっては、本庁内は庁内放送で、その他の施設及び機関については、防災行政無線及び電話等を使用して行うものとする。

2 住民その他関係団体

町長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 防災行政無線
- (3) 広報車
- (4) その他

第3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が共同で作成し、市町村単位で発表する。

1 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

発表基準	発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。
解除基準	解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、解除する。

2 避難基準

町は、土砂災害警戒情報が発表された場合、本章第6節第1「避難基準」のとおり、避難勧告を発令することとしている。

なお、町域を形状、地形等を基に地域を分割したうえで、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれている地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告を発令できるよう、発令範囲のあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

3 伝達経路

土砂災害警戒情報の伝達は、本節第1「1(6) 甲府地方気象台の伝達経路」による。

また、県は、土砂災害の危険度等をメッシュ単位で分割し地図上に表示した情報（補足情報）をインターネットで公開する。

4 土砂災害警戒情報を受けたときの対応

町は、土砂災害警戒情報を受けたときは、直ちに地域の住民、自主防災組織及びその他関係機関へ適切に伝達する。

5 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生の危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものでない。

また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としない。

第4 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町に通報する。通報を受けた町は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。

2 通報を要する異常現象

(1) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

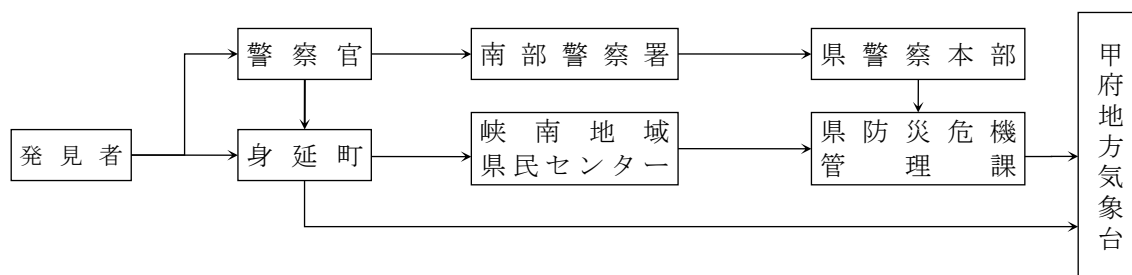
(2) 地震関係

頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

3 通報手段

加入又は公衆電話等の有線施設によるか、それぞれの施設に設置された無線設備（山梨県防災行政無線等）による。

4 伝達系統



第8節 被害状況等報告計画

災害応急対策実施のため必要な被害状況等の報告（以下「被害報告」という。）については、本計画の定めるところにより行うものとする。

なお、災害対策本部が設置されない場合における被害報告については、本計画に準じて行うものとする。

第1 被害報告についての協力

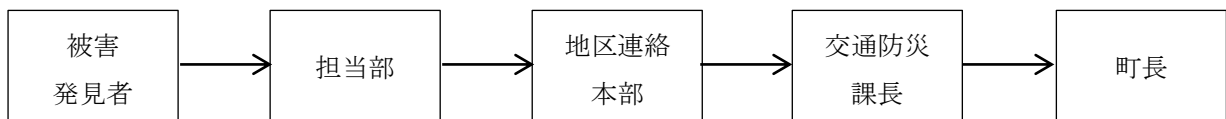
町防災会議は、その分掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。（災害対策基本法第21条）

第2 被害報告取扱責任者

被害報告は、災害応急対策の実施の基礎となるものであり、その重要性に鑑み、被害報告取扱責任者を次のとおり定めておくものとする。

交通防災課長の職にある者

第3 被害報告の系統



- 1 災害が発生した場合、被害を発見した者は、速やかに町の担当部に通報するものとする。
- 2 発見者から通報を受けた町の担当部員は、直ちにこれを確認し、地区連絡本部に通報するものとする。
- 3 地区連絡本部は、各担当部からの情報を取りまとめ、交通防災課長に報告するものとする。
- 4 地区連絡本部から連絡を受けた交通防災課長は、速やかに被害の状況及びこれに対する措置の概要を町長に報告するものとする。
- 5 町長は、この報告に基づき、県が定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づく災害報告様式により、速やかに被害の状況及びこれに対して、とられた措置の概要を知事（峡南地域県民センター）に報告するものとする。
- 6 町長は、防災会議構成機関に対し、必要に応じて被害状況及び応急対策等を報告するものとする。

第4 被害状況調査等の措置

- 1 被害状況の調査は、町が関係機関、協定締結団体、その他諸団体及び住民組織等の協力を得て次のような「被害状況調査」を実施する。
- 2 被害が甚大のため、町において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。
- 3 被害状況の調査については、峡南地域県民センターと密接な連絡を図り、脱漏、重複等のないよう十分留意し、異なった被害状況はその理由を検討する。
- 4 町防災会議構成機関は、それぞれ収集した被害状況を必要に応じて町と相互に連絡するものとする。

る。

- 5 情報の収集・伝達に当たっては、地理空間情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）の活用に努める。

＜被 害 状 況 調 査＞

担 当		協力団体等	調査事項
部	調査責任者		
交通防災部	交通防災課長		一般被害及び応急対策状況の総括
総務部	総務課長	各自治会（区）長、県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会	他部に属さない一般被害及び応急対策状況の総括 中富地域内の人的・住家の被害
企画政策部	企画政策課長	各自治会（区）長、県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会	人的・住家の被害
財政・会計部	財政課長、会計管理者	各自治会（区）長	町有財産の被害
町民部	町民課長	各自治会（区）長、県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会	人的・住家の被害
税務部	税務課長	各自治会（区）長、県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会	人的・住家の被害
福祉保健部	福祉保健課長	民生委員、児童委員	福祉施設の被害
観光部	観光課長	商工会、観光協会、各施設管理者	観光施設の被害、商工業関係被害
子育て支援部	子育て支援課長	保護者会	保育施設の被害
産業部	産業課長	農業委員、農協、森林組合	農林業施設の被害
建設部	建設課長	各自治会（区）長、建設、土木業者	町営住宅の被害 道路、橋りょう、河川等の被害
土地対策部	土地対策課長	各自治会（区）長、県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会	人的・住家の被害 法定外公共物の被害
環境上下水道部	環境上下水道課長	各自治会（区）長、給水工事業者、下水道工事業者	水道施設の被害 下水道施設の被害
下部地区連絡本部	下部支所長	各自治会（区）長、県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会	下部地域内の人的・住家の被害
身延地区連絡本部	身延支所長	各自治会（区）長、県土地家屋調査士会、公共嘱託登記土地家屋調査士会	身延地域内の人的・住家の被害
教育部	学校教育課長 生涯学習課長 施設整備課長	各学校長、各施設管理者、PTA	学校施設、社会教育施設、文化財の被害及び給食施設の被害
消防部	消防団長		消防・水防資機材の被害

資料編 ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

第5 災害情報の報告等

1 県等への報告

(1) 報告先

本部長は、交通防災部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県に報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は「火災・災害等即報要領」に定める直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接連絡するものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

〈県への報告先〉

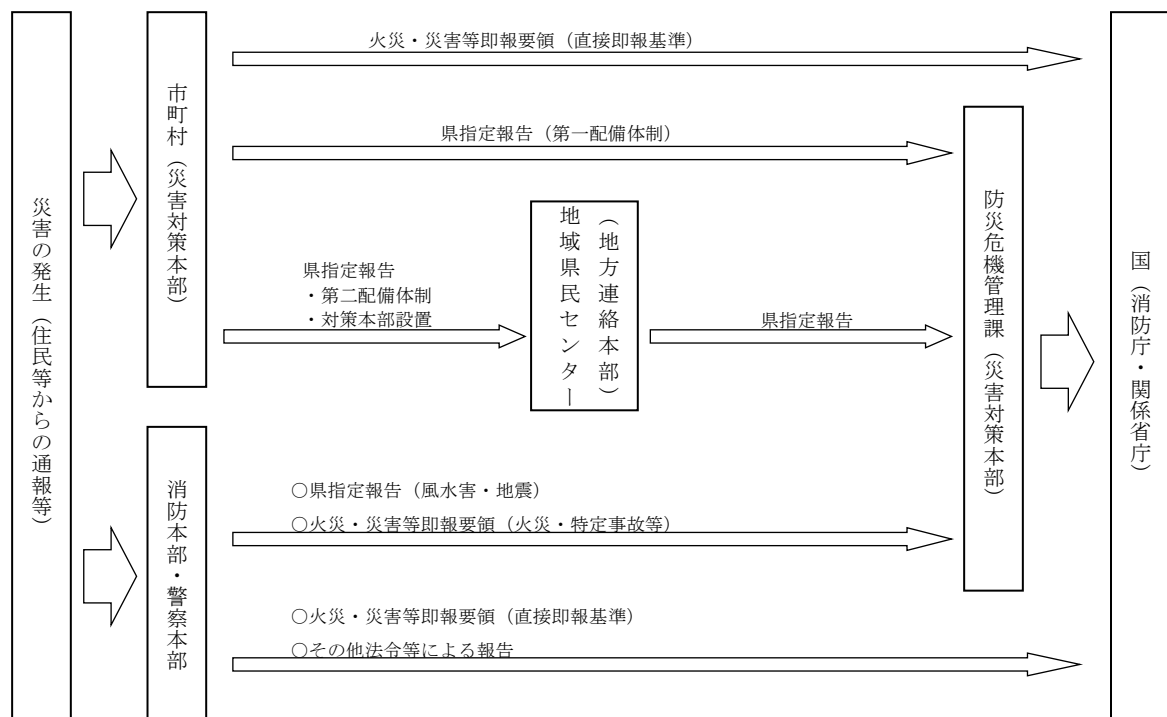
名 称	所 在 地	電 話 番 号	F A X 番 号
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1—6—1	055—223—1432	055—223—1439
峡南地域県民センター県民課	富士川町鰍沢771—2	0556—22—8130	0556—22—8135

〈消防庁への報告先〉

区 分		通常時（9：30～18:15） ※消防庁応急対策室	夜間（18:15～9:30）・休日等 ※消防庁宿直室
N T T 回 線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	048—500—90—49013	048—500—90—49102
	F A X	048—500—90—49033	048—500—90—49036

(2) 報告ルート

ア 被害状況伝達系統



イ 第一配備態勢（大雨警報、洪水警報、暴風（雪）警報、大雪警報、震度4の地震の観測）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
------	--------	-------

総括情報	町 県警察本部 消防本部	町・県警察本部・消防本部→防災危機管理課→消防庁等 ↑ [直接即報基準]
人、建物	町	町→防災危機管理課→消防庁等
農水産物	町	町→峡南農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	町 峡南農務事務所	町→峡南農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	町ほか	町ほか→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、 河川砂防、ダム、都市、建築、 崖崩れ、下水道	各管理者	管理者→ $\left\{ \begin{array}{l} \text{峡南建設事務所} \\ \text{下水道事務所} \\ \text{ダム事務所} \end{array} \right\}$ →各主管課→治水課→防災危機管理課
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	町 各事業者	町・各事業者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

(臨時火山情報(注意喚起))

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	町 県警察本部 消防本部	町・県警察本部・消防本部→防災危機管理課→消防庁、関係省庁等 ↑ [直接即報基準]
その他情報	町 各管理者等	町・各管理者→富士・東部管内出先機関→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	町 各事業者	町・各事業者→防災危機管理課

ウ 第二配備態勢(気象警報発令後気象状況の推移により災害の危険度が高まり警戒が必要なとき、震度5弱・強の地震の観測)

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	町 県警察本部 消防本部	町・峡南地域県民センター→防災危機管理課→消防庁等 ↑ [直接即報基準] 県警察本部・消防本部→消防防災課
人、建物	町	町→峡南保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病院	各施設管理者	施設管理者→峡南保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
社会福祉施設	各施設管理者	施設管理者→峡南保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
水道、清掃施設	町	町 $\left\{ \begin{array}{l} \text{峡南保健福祉事務所→衛生薬務課→福祉保健総務課} \\ \text{峡南林務環境事務所→森林環境総務課} \end{array} \right\}$ →防災危機管理課
農水産物	町	町→峡南農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	町 峡南農務事務所	町→峡南農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林業施設	町 峡南林務環境事務所	町→峡南林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川砂防、ダム、都市、建築、崖崩れ、下水道	各管理者	峡南建設事務所 管理者→下水道事務所 →各主管課→治水課→防災危機管理課 ダム事務所 管理者→ $\left\{ \begin{array}{l} \text{峡南建設事務所} \\ \text{下水道事務所} \\ \text{ダム事務所} \end{array} \right\}$ →各主管課→治水課→防災危機管理課
発電施設	各発電施設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	町 各事業者	町・各事業者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

(臨時火山情報(噴火の可能性))

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	町 県警察本部 消防本部	町・峡南地域県民センター→防災危機管理課→消防庁等 [直接即報基準] ↑ 県警察本部・消防本部→消防防災課
その他情報	町 各管理者等	町・各管理者→各出先機関→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	町 各事業者	町・各事業者→防災危機管理課

エ 第三配備態勢(災害対策本部設置、震度6弱以上の地震の観測)

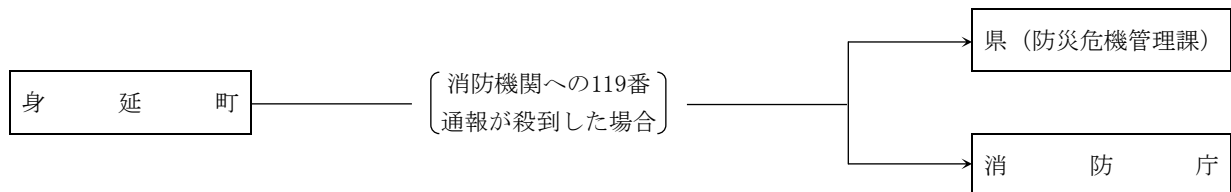
被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	住民・自主防災組織 事業者・管理者 町	住民等→町→地方連絡本部→県災害対策本部 →国(消防庁、関係省庁等)

オ その他の被害状況の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会等	商工会→商工会連合会、商工会議所→商工企画課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	町→教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者→私学文書課→防災危機管理課 県立学校管理者→教・総務課→防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係各管理者→教・総務課→防災危機管理課 企業局関係各管理者→企・総務課→防災危機管理課 上記以外各管理者→管財課→防災危機管理課

2 消防機関への通報殺到時の措置

町は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告するものとする。

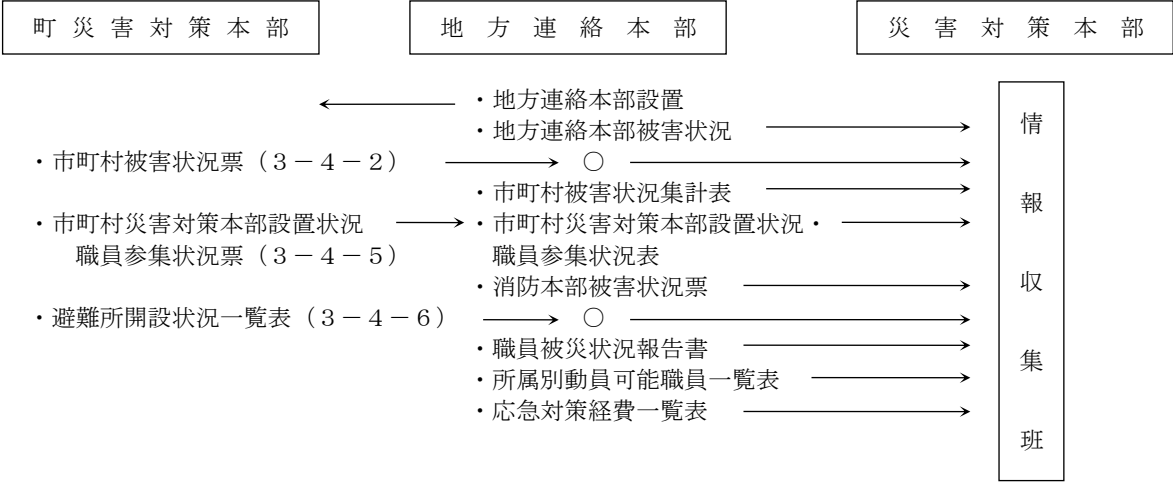


3 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 報告の様式・種類

町は、県が定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、次により県に災害報告を行うものとする。



第9節 広報計画

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、企画政策部広聴・広報班において行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団においても実施する。

勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、交通防災部に報告する。

第2 広報の方法

町が災害対策上必要な事項を住民に周知する場合は、次に掲げる各種の媒体を活用して行う。

1 印刷媒体

- (1) 広報「みのぶ」
- (2) ポスター、チラシ、災害記録写真等

2 視聴覚媒体

- (1) 防災行政無線
- (2) 身延町ホームページ
- (3) テレビ放送
- (4) ラジオ放送

3 広報車による広報

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第8

節「被害状況等報告計画」によるものとするが、正確な情報収集に努め、必要により取材班を編成し、取材等を行う。

また、災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを企画政策部企画政策班が収集、整理する。

第4 広報内容

広報は、おおむね次の事項に重点をおいて広報を行うものとする。

なお、広報を行うにあたっては、関係機関等の協力を得て、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、聴覚障害者に対しては、町ホームページへの掲載やチラシの配布等、視覚障害者に対しては、点字や音声コードを使用したチラシの配布等、外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による情報の多言語化、在宅の要配慮者に対しては民生委員、自主防災組織、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による必要な情報提供等の実施を検討する。

- 1 災害時における住民の心構え
- 2 避難準備情報、勧告及び指示事項
- 3 災害情報及び町の防災体制
- 4 被害状況及び応急対策実施状況
- 5 被災者に必要な生活情報
- 6 住民に対する注意事項

7 その他必要な事項

第5 災害用伝言ダイヤル等の活用

災害発生時には、電話がつながりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を東日本電信電話（株）が、及び「災害用伝言板サービス」を携帯電話各社が開設するので、活用方法を広報紙への掲載、町役場・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

第6 住民からの問い合わせに対する対応

- 1 必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対する専用電話等を備えた窓口を町民部町民・国保班に設置し、人員の配置等体制の整備を図る。
- 2 住民等からの情報ニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。
- 3 被災者の安否について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に係わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に影響を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するものとする。

ただし、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第 10 節 災害通信計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第 1 災害時における通信の方法

町は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本町の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 町防災行政無線（固定系・移動系等）

町は、各地区住民等への広報、町本部と災害現場等との通信連絡等のため、町防災行政無線を活用し通信の確保を図る。

(2) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

町は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(3) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。

資料編	○町防災行政無線設置状況
-----	--------------

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

町	↔	県	=	県防災行政無線、N T T 回線、衛星電話、L G W A N 回線
町	↔	消防署	=	N T T 回線、消防無線、衛星電話
町	↔	警 察	=	N T T 回線、L G W A N、衛星電話
町	↔	消防団	=	N T T 回線、町防災行政無線（同報系・移動系）、消防無線
町	↔	自主防災組織	=	N T T 回線、町防災行政無線（同報系）、広報車

第 2 非常通話の利用

災害時の救援、復旧や公共の秩序を維持するために必要な重要通信を確保できるよう、あらかじめ災害時優先電話に指定されている電話は、災害時においても優先的に通話を利用することができる。

第 3 非常電報の利用

災害の予防若しくは災害応急措置等に必要な事項を内容とした電報は、「非常電報」として取り扱われ、他の電報に優先して伝送及び配達される。この場合、指定された東日本電信電話（株）に「非

常電報」であることを申し出るものとする。

第4 災害時優先電話の利用

災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめ東日本電信電話（株）山梨支店に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第5 衛星携帯電話の活用

災害時の情報伝達方法の1つとして、災害によって孤立が想定される地区と公共施設に衛星携帯電話を導入している。これにより、豪雨等における孤立地区の情報収集を図ることとする。

第6 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

町は、東日本電信電話（株）と「災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置及び利用に関する覚書」を締結しており、町内38か所に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置している。

第7 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察事務、消防事務を行う機関の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

町域における他機関の通信施設は、次のとおりである。

種 別	局 名	機関名	電話番号	移動局数	通信範囲
警 察 無 線	南部	南 部 警 察 署	0556-64-0110		県 内
	富士吉田	富 士 吉 田 警 察 署	0555-22-0110		〃
国 土 交 通 省 無 線	建設波木井	甲府河川国道事務所 所峡南国道出張所	0556-62-0621	8	関 東 地 方
県 防 災 行 政 無 線	防災身延土木	峡 南 建 設 事 務 所 身 延 支 所	0556-62-9062	3	県 内
消 防 無 線	峡南消防中部	中 部 消 防 署	0556-62-5119	54	峡 南 消 防 管 内
	(移) 中部9	中 部 消 防 署 下 部 分 駐 所	0556-38-0140	3	〃

第8 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信するものとする。なお、平時から訓練等を通じて、災害時の個人情報の取り扱いや運用について検討に努めるものとする。

1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの

- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞上、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。

3 非常通信の料金

- (1) 東日本電信電話株式会社以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) 東日本電信電話株式会社の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において東日本電信電話株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第9 Lアラート（災害情報共有システム）の活用

町は、以下の場合、Lアラートを活用して住民に情報提供を行うものとする。

1 災害対策本部設置状況

災害対策本部を設置又は解散したとき、情報提供を行う。

2 避難情報

「避難準備・高齢者等避難開始情報」、避難勧告、避難指示（緊急）、警戒区域を発令又は解除したとき、その対象となる地域、世帯、人数の情報提供を行う。

3 避難所情報

避難所を開設又は閉鎖したとき、情報提供を行う（ただし、避難者数は除く。）。

4 その他の情報

1～3以外で、緊急に住民に周知すべき情報があるとき、必要に応じて、情報提供を行う。

第10 報道機関に対する放送要請

町長は、利用できるすべての通信の機能がマヒしたとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、放送局に放送を要請できる。放送要請は、県を窓口として依頼することができる。ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまのないときは、町長は直接放送局に対して放送要請を求めることができる。

放 送 局 名	協定締結 年 月 日	電話番号	県防災行政無線番号	申 込 窓 口
N H K (甲府放送局)	S58. 7. 1	(055) 255—2113	9—220—1—058	放 送 部
山 梨 放 送	S58. 7. 1	昼 (055) 231—3232 夜 (055) 231—3250 (090—1555—8222)	9—220—1—066	放送本部

テレビ山梨	S58. 7. 1	昼 (055) 232—1114 夜 080—3126—4455	9—220—1—067	放送部
エフエム富士	H2. 2. 28	(055) 228—6969	9—220—1—068	—

資料編 ○放送要請様式

第11 インターネットシステムの活用

災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。

町もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等の掲載について検討するものとする。

- 1 県ホームページに掲載される最新の気象情報・震度情報
- 2 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報

山梨県庁URL⇒<http://www.pref.yamanashi.jp/>

身延町役場URL⇒<https://www.town.minobu.lg.jp/>

第12 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は町の行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、町内アマチュア無線局に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。

第13 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第 1 1 節 雪害対策

雪害が発生した場合、又は、発生のおそれがある場合、町は、県及び関係機関と連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努める必要がある。このため、町は、雪害の規模や程度、拡大の可能性等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施する。

第 1 雪害対策体制の確立

1 職員の配備体制

町は、降雪の状況に応じて「第 2 節 職員配備計画」に基づき、必要な職員を参集する。職員の参集にあたっては、災害の状況に応じて、参集場所を柔軟に対応するものとする。また、職員は災害応急対応に注力するものとするが、併せて、自らの身の安全の確保にも努めるものとする。

2 災害対策本部の設置

町は、降雪により災害応急対策が必要と判断したときは、「第 1 節 応急活動体制」に基づき、災害対策本部を設置する。

3 関係機関との情報連絡

町は、県や国その他道路管理者、ライフライン施設管理者等と被災状況や除雪状況、交通状況等の情報連絡に努める。

第 2 幹線道路の確保

町は、町道の無雪化を目指し、除雪作業を行う。除雪対象の選定にあたっては、国道及び県道と接続する幹線道路を優先するものとする。

第 3 除雪作業の開始時間

町は、次のいずれかに掲げる状況に該当する場合に除雪作業を開始する。

なお、これらの状況の把握にあたっては、自主防災会やボランティア等との連携により情報連絡を密にし、住民ニーズに即した対策の推進を図るものとする。

- 1 風等により吹溜りが生じ、車両の通行が不可能又は、困難になったとき。
- 2 積雪多量で車両の通行に多大の支障を生じたとき。

第 4 堆積雪の排除

- 1 機械除雪等により、道路両端に排除した堆積雪の搬出は、原則として幹線道路の交差点等で障害になる所を、道路管理者において排除し、それ以外の所は地域の自主防災会や住民の協力を得て行うものとする。なお、地域の協力を得る場合には、あらかじめ、広報や防災行政無線等によって協力を呼びかけるものとする。
- 2 前記 1 の場合において、小河川等への雪捨ては、溢水のおそれがあるので、事前に排雪場所を指定し、指定された場所以外には捨てないよう指導する。
- 3 雪下ろしによる除雪・排雪は、交通確保上重要な問題となるので、国、県、町道の特に沿道住民に対し、広報や防災行政無線等により道路への雪捨てはしないよう周知及び指導又は協力を求める。
- 4 集落道路、細街路等の除雪は、地域の自主防災会や住民の協力のもとに実施する。その際、自力での外出や活動が困難又は医療・介護等の支援の必要性が高い住宅に通じる道路の除雪を優先的に行うものとする。

第 5 雪崩、融雪対策

地形並びに気象情報等に基づき、雪崩等の発生が予想される場合には、当該区域に対する消防団等

による巡視を強化し、関係者に必要な注意等を行うとともに町及び防災関係機関は相互に連絡をとりながら防止対策を図る。

第6 農作物対策

農作物を雪害から守るため、次の指導を行う。

- 1 計画的に果樹棚や樹冠上の雪を払い落とすようにする。
- 2 雪の中に埋もれた枝は、雪が固まらないうちに掘りおこす。
- 3 ハウス栽培では、降雪時に暖房機を稼働するとともに、連棟型では、連結部の排雪に努める。倒壊するおそれがある場合は、ビニールを切り裂く。
- 4 ビニールハウスは外側の雪掘りを行う。このときは、両側を均等に取り除くようにする。

第7 屋根の雪降ろしの指導

積雪による建築物の倒壊を防止するために、屋根の雪降ろしをするよう住民に呼びかける。また、建築物の構造、雪の状態等によっては早めの雪降ろしを実施し、雪降ろしの際は、次の事項に注意するよう指導するものとする。

- 1 雪降ろしの際は、必ず命綱をつける。
- 2 非常口、避難通路等を確保する。
- 3 プロパンガスのホース等に注意する。
- 4 電線、電話線等に注意する。

第8 活動時の留意事項等

- 1 豪雪により道路交通が遮断されたときは、必要に応じて県に消防防災ヘリコプターによる輸送を要請する。その場合、使用するヘリポートを指定し、使用が可能な状態の整備に努める。
- 2 帰宅困難者が発生した場合は、必要に応じて最寄りの指定避難所、公共施設（町が設置する道の駅含む。）等に誘導する。避難先の選定にあたっては、防寒対策の有無について確認し、決定する。

第9 広報活動

町は、災害予防計画における広報活動のうち、雪害時においても必要な事項については、繰り返し広報を実施して、住民に対する注意喚起等を行う。さらに、雪の影響による重大事故等が発生したときは、迅速かつ的確な広報を実施し、再発防止に努める。

第12節 消防計画

各種災害の予防並びに防除に対処するため、消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう消防組織、施設及び活動等について定める。

第1 組織

1 峡南広域行政組合消防本部

市川三郷町、南巨摩郡4町（富士川町、早川町、身延町、南部町）で組織する峡南広域行政組合消防本部中部消防署、下部分駐所が常備消防として設置され、火災の初期鎮圧と未然防止及び救急、救助の業務を行っている。

2 身延町消防団

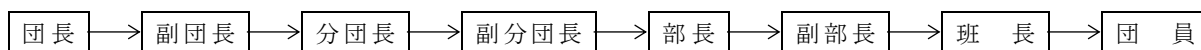
本町の消防団は現在10分団で編成されている。しかし、昼間不在の消防団員も多く、昼火事の出動可能人員を確保するよう努めなければならない。

今後は団員個々の実働能力、年齢等を勘案し、編成を行っていくとともに教育訓練の充実・強化を推進していく必要がある。また、必要装備の更新・新規導入等、消防団の装備充実に努めるものとする。

3 伝達方法

火災の警戒のために要員及び機械の出動を必要とする場合は、電話等によって伝達するものとする。

連絡系統は、原則として次によるものとする。なお、分団及び担当区域は資料編に掲げるとおりである。



資料編 ○身延町消防力の概況

○分団及び部の担当区域一覧

第2 消防本部の活動計画

消防本部の活動計画は、峡南広域行政組合消防本部消防計画の定めるところによる。

第3 消防団員の招集

1 非常招集

大規模な災害の発生が予想される場合、事前に消防団員の非常招集を実施する。

団員については、団長から分団長、各部長を通じてN T T回線、防災行政無線等で伝達する。

団員は、招集がなくとも災害が発生し、又はそのおそれがあると認知したときは直ちに出動し、団長及び部長に報告を行う。

2 招集集結場所

団員は、消防詰所等の指定場所に集結する。

第4 火災防ぎょ計画

1 火災警報発令時の計画

火災警報発令時における火災の事象は、一般の防ぎょ計画では必ずしも万全を期すことができないので、部隊の状況、風位、風速、重要度に応じた進入担当部署を考慮して、消防ポンプ車の運用については、最少出動要員を消防詰所等の指定場所に待機させ出動の迅速を図る等いかなる火災の事象に

も応じられるよう、計画を策定するものとする。

2 隣接市町村との相互応援等

火災等の災害発生時には、峡南広域行政組合を組織する5町間で締結している「峡南広域消防相互応援協定」に基づき応援を要請し、被害を最小限度に防止する。

資料編 ○峡南広域消防相互応援協定書

3 災害防ぎょに関する措置

(1) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第43条による非常事態発生の場合、知事から町長に必要な指示があったときは、防ぎょ措置の早期確立を期するものとする。

(2) 大規模の火災又は爆発事故発生の場合で、隣接市町村の消防機関が町を応援する場合には、その指揮系統を乱すことのないよう、事前に協議をしておくものとする。

4 大火の際の応援部隊の誘導計画

気象その他の事象により、火災が延焼拡大して大火となり、延焼阻止の見込みがたたない場合には、協定締結町に応援を要請するとともに、次の事項に留意し計画を策定するものとする。

(1) 応援部隊の集結場所の指定

ア 応援部隊の集結場所を指定する。

イ 集結場所には地元の誘導班員を派遣しておく。

(2) 応援部隊の水利の誘導

ア 延焼阻止線に最も近い、しかも安全な道路を選んで誘導する。

イ 水利は、自然水利又は水量豊富なプール等に誘導する。

5 危険区域の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大のおそれのある地域を危険区域とし、次の事項に留意し、小地域に区画し、計画を策定する。

(1) 危険区域の設定要件は、次のとおりであり、この危険区域設定とともに、部隊の運用について計画を策定しておくものとする。

ア 道路地形及び水利の状況

イ 公園、空地、路面の有無

ウ 建築物の粗密及びその構造の種別

エ 爆発、引火物件その他、危険物取扱場所の有無

(2) 防ぎょ計画の設定要件

ア 出動部隊数

イ 各部隊の到着順ごとの水利統制

ウ 各部隊の進入担当方面

エ 使用放水口数及び所要ホース数

オ 避難予定地及び誘導方法並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法（地域内の危険区域図並びに説明書を作成する。なお、危険区域図には、消防車、人員、その他必要事項を記入し活用し便を図る。）

6 特殊建物の防ぎょ計画

火災発生の場合、延焼拡大、人命に対する危険性等が潜在する建物であるから、特殊な防ぎょ計画を策定するものとする。

なお、防ぎょ計画設定要件は、前記「５ 危険区域の防ぎょ計画」の設定要件に準じ、防ぎょ上必要と認められる最小限度の消防車及び人員を予定しておくものとする。

7 消防水利の統制計画

各地区ごとに、水道給水系統、鉄管、口径、給水能力、水圧等を考慮して、消火栓使用可能部隊を定め、到着順位に応じて消火栓と自然水利部隊とに区別した水利統制計画を、次により策定する。

- (1) 平常時の統制計画
- (2) 減水時の統制計画
- (3) 断水時の統制計画

8 飛火警戒計画

飛火によって、第二次及び第三次の火災が続発し、大火を導引するおそれのある場合を考慮して策定する計画であって、受持区域全般にわたって、あらかじめ警戒配置場所及び警戒方法並びに地元自衛団体の統制連絡を決定しておき、いずれに火災が発生しても警戒配置につくことができるように計画を策定するものとする。

(1) 飛火警戒隊の編成

ア 飛火警戒隊（編成は所定防ぎょ部隊以外の予備部隊、このほか風下方面の自衛団体）

飛火警戒隊は、飛火によって第二次、第三次の火災が発生したとき出動防ぎょする。

イ 飛火巡ら隊（消防団若しくは自衛団体）

飛火巡ら隊は、飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する。

(2) 飛火警戒の配置基準

ア 風下方面400m以内は、飛火警戒隊を根幹とし、地元自衛団体等と飛火警戒にあたる。

イ アの飛火警戒隊は、風下方面おおむね200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置する。

ウ 風下方面600m以上及び風下寄、風横方面であって、飛火危険のおそれのある地域に対しては地元住民をもって警戒にあたる。

(3) 飛火警戒の要領

ア 飛火警戒隊のうち1人を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてる。

イ 自衛団体には、消火器、バケツ、火たたき等を携帯させ、住宅等の屋上その他の高所に配置する。

9 防ぎょ線の計画

火災の延焼範囲が拡大し、通常の防ぎょ手段により難しい場合に応ずるための計画で、次の事項を考慮して策定するものとする。

(1) 防ぎょ線の種別

ア 大防ぎょ線……大火災を防止する延焼阻止線

イ 中小防ぎょ線……火炎、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

(2) 防ぎょ線の設定要件

次の事項に留意して定める。

ア 地形、水利状況

イ 道路、公園、空地の有無

ウ 建築物の粗密、耐火構造建物の有無

エ 自衛消防の有無

(3) 部隊の配置

防ぎょ線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定する。

ア 所要部隊の配置と担当方面の指定

イ 応援部隊の集結場所の指定

ウ 各隊の採るべき水利と誘導方法の指定

エ 各隊のホースの延長数、進入部署

(地域内の防ぎょ線図並びに説明書を作成する。なお、防ぎょ線図には消防車、人員その他必要事項を記入し、活用の便を図る。)

第5 林野火災の応急対策

1 関係機関への通報等

町長は、林野火災が発生したときは、県防災危機管理課、森林環境部関係機関並びに林業関係団体等に早期に火災状況を通報するとともに、状況に応じ知事に県消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

2 林野火災防ぎょ計画の策定等

町長は、林野火災防ぎょにあたって、事前に組織計画に基づく部隊編成、資機材の配備及び出動計画に基づく各部隊の出動等有機적連携を保つ林野火災防ぎょ計画を策定するとともに、次の事項を検討して万全の対策を講ずるものとする。

(1) 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む。）

(2) 出動順路及び防ぎょ担当区域

(3) 携行する消防資機材

(4) 指揮、命令、報告、連絡通信及び信号の方法

(5) 隊員の安全確保

ア 気象状況の急変による事故防止

イ 落石、転落等による事故防止

ウ 進入、退路の明確化

エ 隊及び隊員相互の連携

オ 地理精通者の確保

カ 隊員の服装

(6) 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法

(7) 防火線の設定

(8) 県消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準

(9) ヘリポートの設定及び給水場所の確保

(10) 消火薬剤及び資機材等の確保

(11) 救急救護対策

(12) 食料、飲料水、資機材及び救急資材の運搬補給

(13) 関係機関（峡南森林組合、身延町森林組合、近隣市町村等）との連絡方法

3 資機材整備計画

本町が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第2章第5節「消防予防計画」に定めるとおりであるが、町は林野火災を想定した資機材、水利等の整備に努めるもの

とする。

また、水利に乏しい中山間地域においては、関東農政局・山梨県が策定した「中山間地域総合整備事業計画」による集落防災施設整備の観点に基づき、防火水槽施設の整備・充実の推進を今後も求めていくこととする。

第 1 3 節 原子力災害応急対策計画

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態または全面緊急事態が発生した場合（山梨県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

第 1 情報の収集及び連絡体制の確立

1 警戒事態発生後

警戒事態が発生した場合、町は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、町内関係機関及び住民へ情報提供を行う。

2 施設敷地緊急事態発生後

施設敷地緊急事態が発生した場合、町は、県を通じて国、静岡県から、原子力事業所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況等について情報を収集し、必要に応じ、町内関係機関及び町民等への情報提供を行う。

3 全面緊急事態発生後

全面緊急事態が発生した場合、町は、県を通じて国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、町内関係機関及び町民へ情報提供を行う。

第 2 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

原子力災害による県外から山梨県内への避難者については、関係都道府県からの協議を受け、県と協議の上、一時的に避難所を確保するとともに、町営住宅等を活用し避難者の受け入れに努める。

第 3 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の表 1 の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

万一、本町に対して原災法第15条の指示があった場合、住民等に対し即時性のある正確かつきめ細やかな情報の提供を行うこととする。

なお、情報提供に当たっては、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に十分配慮するものとする。

2 町長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に対する指示があったとき、住民等に対する屋内退避または指示の措置をとる。

表 1 屋内退避又は避難等に関する指標

基準の概要	初期設定値（※ ¹ ）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h （地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率※ ² ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施 （移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく	20 μ Sv/h （地上 1 m で計測した	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制

く影響を防止するため、地域生産物 ^{※3} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転 ^{※4} させるための基準	場合の空間放射線量率 ^{※2})	限するとともに、1週間内に一時移転 ^{※4} を実施
--	----------------------------	-------------------------------------

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるO I Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはO I Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

第4 飲料水・飲食物の摂取制限

1 町は、県が行う緊急時モニタリングの結果により汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の要請を受けたときは、必要な措置をとるとともに、住民に対して速やかに情報提供を行う。

2 県から要請を受けたとき、又は必要と判断したときは、汚染農畜産物の採取禁止、出荷制限等の措置をとる。

表2 飲食物摂取制限に関する指標

対 象	放射線ヨウ素
飲料水	300Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000Bq/kg

対 象	放射性セシウム
飲料水	200Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	500Bq/kg

対 象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種
飲料水	1 Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	10Bq/kg

対 象	ウラン
飲料水	20Bq/kg
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜、芋類を除く。）、穀類、肉、卵、魚、その他	100Bq/kg

（「原子力災害対策指針」）

第5 医療活動

県は、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施する。

また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して県民の生命・健康の保全に努める。

町は、県が実施する医療活動に協力するとともに、活動の情報を住民に提供し、住民の健康対策を支援する。

第6 住民等への的確な情報伝達活動

町は県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行う。

第7 風評被害等の影響への対策

町は、県や報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、県が実施する緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努める。

第8 除染活動の実施・支援

町内で、通常の値を超える放射線量が観測された場合、国、県にその旨を報告し、除染対策に努める。

第14節 緊急輸送計画

災害時における被災者の避難、対策要員の輸送、緊急物資の輸送、被災者への支給物資等の輸送に迅速確実に期するための緊急輸送計画は、次により実施するものとする。

第1 実施責任者

町長は、適切な方法により、被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県若しくは各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請する。

第2 輸送の方法

輸送の方法は、災害の程度、輸送物資の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設の被害状況等を総合的に勘案して、次のうち最も適切な方法により行うものとする。

- 1 自動車等による輸送
- 2 航空機による輸送
- 3 電車等による輸送
- 4 人力による輸送

第3 輸送力の確保

1 自動車等による輸送

(1) 車両確保の順序

車両は、おおむね次の順序により確保する。

- ア 町保有の車両等
- イ 公共的団体の車両等
- ウ 営業用車両等（日常的に運送業者との連絡をとり、緊急輸送体制を整備しておく。）
- エ その他自家用車両等

(2) 車両の確保

ア 町有車両

災害時における町有自動車の集中管理及び配備は、財政・会計部財政班が行い、各部は緊急輸送用の自動車を必要とするときは財政・会計部財政班に依頼するものとする。

財政・会計部財政班は、稼動可能な車両を掌理し、要請に応じ配車を行う。

なお、配車を行うにあたっては、当該車両が緊急通行車両であることの確認手続を警察署等で速やかに行うものとする。緊急通行車両の確認手続の方法は、本章第14節「交通対策計画」に定めるとおりである。

イ その他の車両

各部からの要請により、町有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、財政・会計部財政班は直ちに町内の公共的団体に属する自動車、又は状況により営業用の自動車等を借り上げて、必要数の車両を確保する。

ウ 協力要請

町内で自動車の確保が困難な場合には、相互応援協定に基づき、締結市町村に必要な数の車両の提供を要請するほか、必要により（一社）山梨県トラック協会峡南支部等に協力を要請し、あるいは他市町村又は県に調達斡旋を要請する。

資料編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書
○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

2 航空機による輸送

地上交通が途絶した場合、又は輸送の急を要する場合など、ヘリコプターによる輸送が適切であると判断した場合は、本部長は知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請し、あるいは自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

消防防災ヘリコプターの出動要請方法、自衛隊の災害派遣要請依頼方法は、本章第3節「県消防防災ヘリコプター出動要請計画」、第5節「自衛隊災害派遣要請計画」の定めるところによる。

資料編 ○飛行場外離着陸場等一覧
○ヘリコプター主要発着場一覧
○臨時ヘリポートの基準

3 電車等による輸送

自動車による輸送が不可能であるか、又は電車等により輸送することが適当なときは、日本貨物鉄道(株)(JR貨物)に協力を要請して行うものとする。

なお、JRにより輸送する場合は、「JR貨物運賃割引の適用基準」を参考とする。

4 人夫等による搬送

前各号による輸送が不可能な場合は、人夫等により搬送する。輸送のための労働力の確保は、本章第31節「労働力確保計画」の定めるところによる。

5 広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。また、県が開設する広域物資輸送拠点を把握し、連携体制を構築するものとする。

第4 緊急輸送道路の確保

県は、大規模災害発生時に効率的な輸送活動を行うため、あらかじめ緊急輸送道路を選定している。

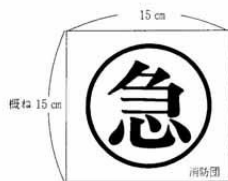
また、町についても災害時に効率的な緊急輸送が行えるよう、町域の県指定緊急輸送道路と、町役場、指定避難所、ヘリコプター主要発着場等、救援物資集積所など町の防災活動拠点とを結ぶ町道を緊急輸送道路として指定し、整備を図るものとする。

資料編 ○町内緊急輸送道路一覧

第5 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第3条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは、次のとおりとする。

1 緊急出動の取扱い



災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、若しくは発生直後に緊急出動するときは、以下の通りとする。

(山梨県道路公社の場合)

通行車両の責任者が作成した上の表示を添付した車両を無料とする。

(中日本高速道路(株)八王子支社の場合)

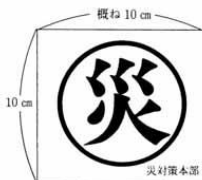
- (1) 山梨県は、中日本高速道路(株)八王子支社に速やかに災害派遣等従事車両の取扱いについて協議を行う。
- (2) 中日本高速道路(株)災害派遣従事車両の取扱いの回答に基づき、山梨県の災害派遣命令者は「災害派遣等従事車両証明書」の発行を行う。
- (3) 災害派遣等従事車両証明書を携帯する車両は、入り口では通行券を受け取り、料金を支払う料金所ごとに一時停止した後に証明書を提出し、料金を徴収しない車両としての取扱いを受けるものとする。ただし、証明書の紛失その他特別の事情により証明書の不携帯が生じた場合は、料金所において一時停止したうえで、その旨を申し出るものとする。この場合①通行区間（道路名、流出・流入IC）、②車両番号、③通行車の所属機関、氏名等を料金所係員に申し出、証明書を後日料金所に提出するものとする。

2 災害復旧等の出動の取扱い

- (1) 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、峡南地域県民センター、峡南建設事務所、町、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出る。
- (2) 申し出を受けた関係機関は、山梨県道路公社（055-226-3835）（以下「有料道路管理者」という。）に速やかに通報する。

通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とする。（通行車両の責任者が作成して添付する。）

- (3) 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とする。
- (4) 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した表示を添付する。



- (5) 中日本高速道路(株)八王子支社が管理する道路の場合は、「1 緊急出動の取扱い」と同様とする。

第 1 5 節 交通対策計画

災害により道路、橋りょうに被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設保全上必要があると認められるとき、又は災害時に緊急輸送のため交通確保が必要であると認められるときの通行禁止及び制限並びにこれに係る応急対策は、おおむね次のとおりとする。

第 1 交通応急対策

1 交通支障箇所の調査及び連絡

- (1) 町長は、自ら管理する道路について、災害時における危険予想箇所を平素から調査しておくものとする。

また、災害が発生した場合には、消防団や自主防災組織等から各地区の道路被害の状況を収集するとともに、公共土木・高速道路推進班が道路の被害状況を調査する。

- (2) 公共土木・高速道路推進班が調査の結果、通行支障箇所を発見したときは、速やかに町本部に連絡するとともに、道路占用物件等に被害を発見した場合には、当該道路占用者にも通報するものとする。

- (3) 町本部は、公共土木・高速道路推進班等から収集した情報を南部、富士吉田各警察署や他の道路管理者に連絡するなど、道路の被害情報を共有するものとする。

2 応急対策方法

災害による道路等の損壊、流失、埋没その他により交通途絶した場合には、町内建設業者等の協力を得て速やかに道路の補強、障害物等の除去、橋りょうの応急補強等、必要な措置を講じ、道路交通の確保を図る。

また、必要によっては南部、富士吉田各警察署や他の道路管理者と連絡・調整し、付近の道路網の状況により適当な代替道路を選定し、交通標示その他交通機関に対する必要な指示を行うことにより円滑な交通の確保を図る。

道路施設の被害が広範囲にわたるなど甚大な被害の場合には、県に自衛隊の災害派遣要請を依頼して交通の確保を図るものとする。

資料編 ○町内建設業者一覧

第 2 交通規制対策

1 交通規制実施責任者

交通規制は、次に掲げる場合に行う。

	実 施 責 任 者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 町 長	1 道路の破壊、決壊その他の事由により危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項

2 町長の措置

町長は、自ら管理する道路、橋りょうの応急措置を建設部長に指示して行い、南部、富士吉田各警察署と協議して交通規制を実施する。ただし、町で対処することができないときは、県に要員の確保について応援を要請する。

3 道路管理者の措置

道路管理者は、異常気象による道路施設の破損等から施設構造の保全又は交通の危険を防止する等のため、必要があると認めたときは、管轄する警察署と協議して通行を規制するものとする。

資料編 ○異常気象時における道路等通行規制基準

4 交通規制事項の周知

道路の破損及び決壊その他の状況により通行の規制を要すると認めたときは、次の事項を明示し、一般通行に支障のないようにするものとする。

- (1) 規制の対象
- (2) 規制する区域又は区間
- (3) 規制する期間

5 交通規制の標示

- (1) 公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示等を設置する。ただし、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官が指示することとなっている。
- (2) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和35年12月17日総理府、建設省令第3号）に定められた標識等を設置して行う。

6 道路標識の設置基準

- (1) 道路標識を設ける位置

標 識 の 種 別	位 置
通 行 の 禁 止	歩行者は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通 行 制 限	通行を制限する前面の道路
う 回 路 線	う回路線の入口及びう回路の途中交差点

- (2) 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理及び塗装等の維持管理を常に行い、夜間は遠方から確認し得るように照明又は反射装置を施すものとする。

第3 運転者のとるべき措置

1 走行中の運転者の措置

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておく。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ロックはしない。

駐車するときは、避難する人の通行、災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

3 通行禁止区域内の運転者の措置

- (1) 速やかに車両を次の場所に移動させる。

ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

- (2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

- (3) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。

第4 緊急通行車両の確認申請

1 緊急交通路の通行を認める車両の分類

- (1) 緊急通行車両（災害対策基本法施行令第32条の2）

緊急自動車、災害応急対策に使用される車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

※ 第一局面＝大規模災害発生直後

- (2) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意志決定により通行を認めるもの（アの車両を除く。）

なお、規制除外車両は、次に掲げる2種類に分類される。

ア 自動車番号標（ナンバープレート）により、外形的に車両の使用者又は種類が識別できる車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は要しない。）

- (ア) 自衛隊車両等（＝災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両）

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

自衛隊車両等であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として取り扱う。

- (イ) 大型貨物自動車、事業用自動車等

◆ 第二局面において緊急交通路の交通容量に余裕がみられる場合は、大型貨物自動車、事業用自動車等を一律に除外するなど、規制除外車両の範囲の拡大を図る。

※ 第二局面＝交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面

イ ア以外の車両（標章及び規制除外車両の確認証明書は必要）

- (ア) 規制除外の事前届対象となる車両

◆ 第一局面から緊急交通路の通行が可能

○医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

○医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

○患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

○建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

- (イ) 規制除外の事前届対象とならない車両

◆ 第二局面において、緊急交通路の交通量や道路状況、被災や復旧の状況、被災地のニーズ等を踏まえ、緊急度、重要度を考慮しつつ、交通規制の対象から除外する車両

- 燃料を輸送する車両（タンクローリー）
- 路線バス・高速バス
- 霊柩車
- 一定の物資を輸送する大型貨物自動車

※ 搬送する物資の例

- ・医薬品、医療機器、医療用資材等
- ・食料品、日用品等の消費財
- ・建築用資材
- ・金融機関の現金
- ・家畜の飼料
- ・新聞、新聞用ロール紙

2 緊急通行車両の確認

- (1) 災害対策基本法第76条に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第33条の規定に基づく知事又は公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続は、県防災危機管理課又は警察本部交通規制課、南部、富士吉田各警察署及び交通検問所等において実施する。

(2) 緊急通行車両の事前届出

公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付するので、本町においても庁用自動車については事前に公安委員会に確認申請を行い、交付を受けておくものとする。

(3) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に従事するもの
- イ 消防・水防その他の応急措置に従事するもの
- ウ 被災者の救護、救助その他保護に従事するもの
- エ 被災児童・生徒の応急教育に従事するもの
- オ 施設・設備の整備及び点検に従事するもの
- カ 清掃、防疫その他保健衛生に従事するもの
- キ 防犯、交通規制、社会秩序維持に従事するもの
- ク 緊急輸送の確保に従事するもの
- ケ その他災害発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に従事するもの

(4) 緊急通行車両確認証明書及び標章の交付

ア 確認の申出

車両の使用者は、当該車両が緊急通行車両であることの確認を申し出るものとする。

イ 標章及び証明書の交付

前項において確認したときは、知事又は公安委員会から申出者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）で定めた標章及び証明書が交付される。

ウ 標章の掲示

標章は、当該車両の見やすい箇所に掲示するものとする。

(5) 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第13条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水防活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは、次のとおりとする。

資料編	○公用車緊急通行車両事前届出登録一覧
	○緊急通行（輸送）車両の標章
	○緊急通行車両確認証明書

第5 広域避難者への道路交通の確保支援

町外で大規模災害等が発生した場合、本町内の道路を経由して他地域へ避難する避難者が発生することが想定される。

このような事態を覚知した場合、町は、避難者の通行が予想される道路沿道の住民を中心に、外出を控えることを呼びかけ、避難者が速やかに目的地に到達できるよう支援する。

第 1 6 節 災害救助法による救助

町における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合は、知事に対し、同法の適用を要請し、必要な救助を実施する。

災害発生後、迅速に災害救助法が適用され、救助活動が円滑に実施できるように、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、窓口について明確にし、併せて、担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等によって熟知を図る。

第 1 役割分担

応急対策項目		担 当	分 担 内 容
1 災害 救助法 の適用	実施機関	知 事	法定受託事務として災害救助法による救助を行う。
		町 長	災害発生の都度、知事からの通知に基づき、救助を行う。
	経費の支弁、負担	県	救助に要する費用を負担弁償する。
		国	災害救助費が100万円以上となる場合、当該災害救助費の額に応じ負担する。
2 被害の認定基準		町	被害の認定を「被害程度の認定基準」により適正に行う。
3 災害救助法の適用申請		町 長	知事に対して、災害救助法の適用を申請する。 住家滅失認定に時間を要する場合、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。 災害救助法が適用された場合は、各部長にその旨を通知する。
4 救助の実施		町	災害救助法の範囲内で救助を実施する。
5 救助活動の記録と報告		町	救助の実施状況を取りまとめ、町長に報告する。
		町 長	本町の救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

第 2 災害救助法の適用

- 1 災害救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い、町長がこれを補助する。

なお、知事が救助を迅速に行う必要があると認めた場合は、その都度の通知に基づき、町長は救助を行う。

- 2 県の支弁及び負担

- (1) 県の支弁及び負担

救助に要する費用は、県がこれを負担弁償する。

- (2) 国庫負担

県が支弁した災害救助費が100万円以上となる場合においては、国庫は、当該災害救助費の額に応じ負担する。

- 3 災害救助法の適用基準

本町における適用基準は次のとおりである。

- (1) 住家の全焼、全壊等で滅失した住家の世帯数が50世帯以上の場合
- (2) 滅失世帯数が、(1)の基準には該当しないが、県下の滅失世帯数が1,000世帯以上で、本町における滅失世帯数が25世帯以上の場合
- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上で、本町における被災世帯が多数の場合
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救助が著しく困難な特別の事情がある場合

る場合であって、多数の住家が滅失した場合

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合

第3 被害の認定基準

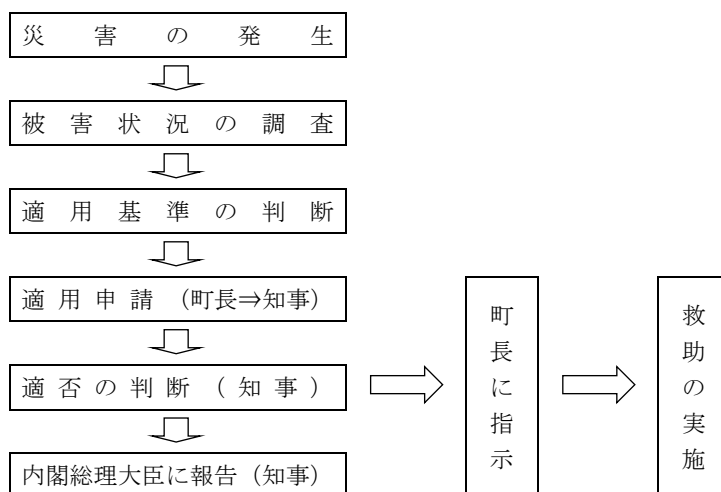
- (1) 災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は、資料編に掲げる「被害程度の判断基準」による。
- (2) 各関係機関との緊密な連携のもと被害の認定を適正に行う。

資料編 ○被害程度判定基準

第4 災害救助法の適用申請

- 1 町長は、被害状況の結果に基づき、災害による被害が災害救助法適用基準に該当する場合又は該当すると予測される場合は、知事に対して、災害救助法の適用を申請する。
- 2 町長は、災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するときは、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。

〈対策のフロー〉

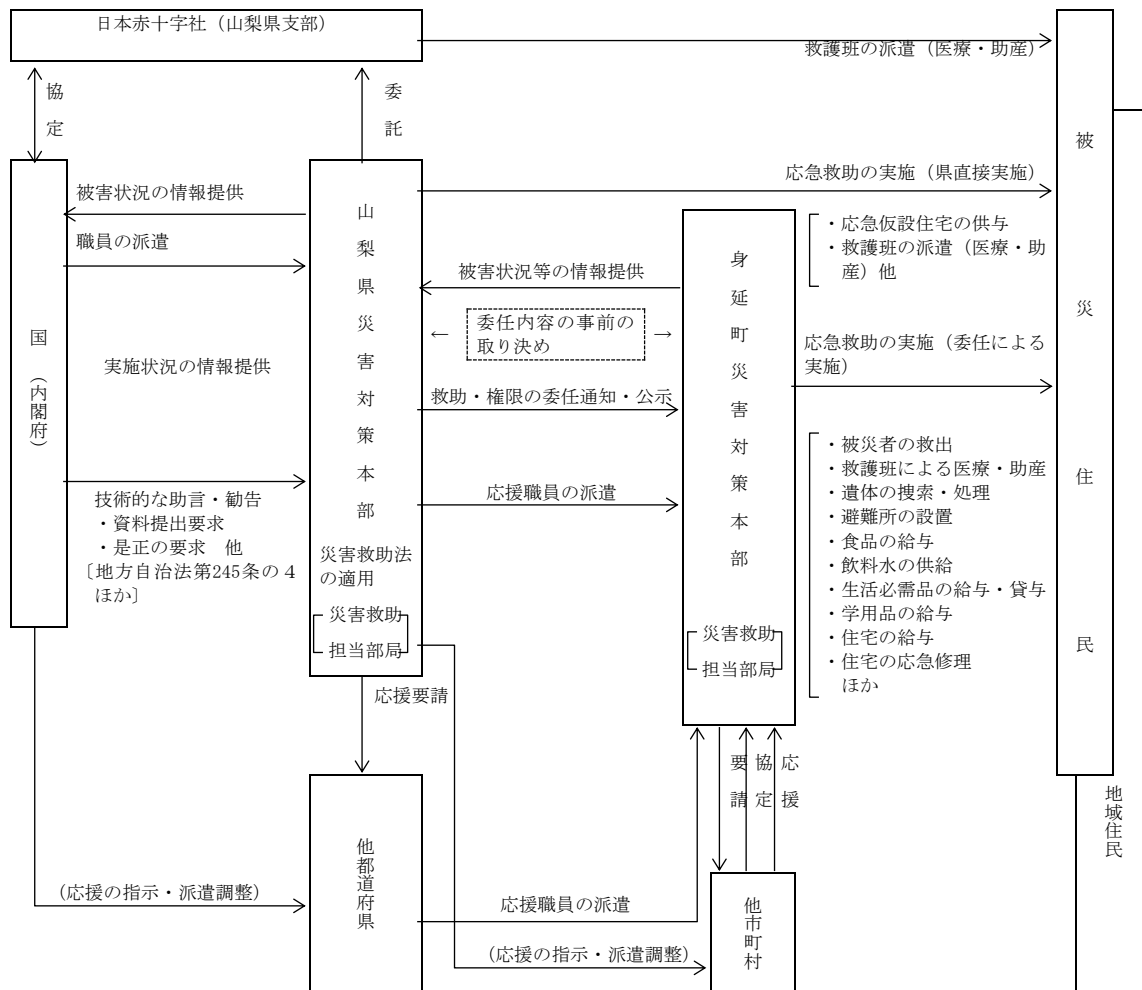


第5 救助活動の記録と報告

- 1 所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、町長に報告する。
- 2 町長は、救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

第6 災害救助法による応急救助の実施

災害救助の実施は、おおよそ次のとおりである。



第7 災害救助法による救助

1 避難

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難場所

学校、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等。

(3) 避難場所設置の方法

ア 既存建物を応急的に整備して使用するが、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ設置する。

イ 災害の状況により、町で処理が困難の場合は、隣接市町村へ収容を委託するものとする。

ウ 公用令書により土地建物を使用する場合もある。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(5) 費用

1人1日当たり330円以内

(6) 対象経費

避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上げ費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費。

なお、福祉避難所については、

ア おおむね10人の対象者に1人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費

イ 高齢者、障害者等に配慮した簡易トイレ等の器物の費用

ウ 日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材費

などを加算できる。

2 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の建設

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の設置方法

(ア) 県に要請し、(一社)プレハブ建築協会及び(一社)全国木造建設事務協会との協定により必要資材及び数量を確保する。

(イ) 敷地は、あらかじめ町が定めた場所とする。

(ウ) 設置は、直営、請負又はリースとする。

ウ 住宅の規模及び着工期限

規 模	費 用	着 工 期 限	備 考
1戸当り平均29.7㎡ (地域の実情、世帯構成等に応じて設定)	1戸当り 5,714,000円以内	災害発生の日 から20日以内	費用は、原材料費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費

エ 供与期間

建設工事が完了してから最長2年とする。

ただし、「特定非常災害」の指定がある場合のみ、1年を超えない期間ごとの延長が可能。

(2) 住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者等

基 準	費 用	応急修理の期間	修理の規模	備 考
・災害のため住家が半壊(焼)し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊(焼)した者	1世帯当たり 584,000円以内 595,000円以内	災害発生の日から1箇月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 300,000円以内			

3 炊き出しその他による食品の給与

(1) 給与を受ける者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ その他滞留者等給付を必要と認められる者

(2) 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

(3) 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できる。

(4) 費用

1人1日1,160円以内（主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗機材費、雑費）

4 飲料水の供給

(1) 対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

(2) 支出できる費用

水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費

(3) 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

5 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

- ア 全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

(単位：円)

被害状況	季 節	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算する額
全壊 全焼 全流	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

注：夏期（4月～9月）冬期（10月～3月）

6 医療

(1) 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

(2) 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

(3) 医療の範囲

ア 診療

イ 薬剤又は治療材料の支給

ウ 処置、手術その他の治療及び施術

エ 病院又は診療所への収容

オ 看護

(4) 費用の限度額

対 象 者	費 用 の 限 度 額
救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病 院 又 は 診 療 所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

(5) 医療の期間

災害発生日から14日以内

7 助産

(1) 助産の対象者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

(2) 助産の範囲

ア 分べんの介助

イ 分べん前及び分べん後の処置

ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(3) 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

(4) 費用の限度額

ア 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

イ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の2割引以内

8 救出

(1) 救出を受ける者

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内

9 障害物の除去

(1) 対象

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。
- ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。
- エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費用の限度額	備 考
災 害 発 生 の 日 か ら 10 日 以 内	市内において障害物の除去を行った 1世帯当りの平均が137,900 円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具 の借上費、輸送費及び賃金職員等雇上費

10 死体の捜索

(1) 捜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 捜索期間

災害発生の日から10日以内

(3) 費用

捜索のための機械器具の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等

11 死体の処理

(1) 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

(2) 処理の方法

救助の実施機関が、現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

(3) 処理期間

災害発生の日から10日以内

(4) 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗浄、縫合、消毒	死体1体当たり3,500円以内
死 体 の 一 時 保 存	既存建物利用の場合は通常借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,400円以内
検 案 の 費 用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

12 死体の埋葬

(1) 死体の埋葬を行うとき。

ア 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

(2) 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

(3) 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

(4) 費用の限度額

大 人 (12歳以上)	小 人 (12歳未満)	備 考
1 体当たり 215,200 円以内	1 体当たり 172,100 円以内	棺、骨壺、火葬代、賃金職員等雇上費、輸送費を含む。

13 学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1カ月以内	(ア) 小学校児童及び中学校生徒教育委員会届出、又はその承認を受けて使用している教材実費 (イ) 高等学校生徒 正規の授業で使用する教材実費
文 房 具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,500 円以内 中学校生徒 1人当たり 4,800 円以内
通 学 用 品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり 5,200 円以内

14 輸送

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

ア 被災者を避難させるため、町長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送

イ 重傷患者及び救護班の仮設する診療所への患者の移送

ウ 飲料水の輸送及び飲料水確保のための必要な人員、機械、器具、資材の輸送

エ 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

オ 死体搜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間以内

救助の実施が認められる場合	そ の 期 間	備 考
り 災 者 の 避 難	定めていないが1日位	
医 療 助 産	災害発生の日から14日以内 分べんした日から7日 //	
り 災 者 救 出 飲 料 水 の 供 給	災害発生の日から3日 // // 7日 //	

物資の輸送配分	〃	15日	〃	(教科書以外の学用品)
	〃	1箇月	〃	(教科書)
	〃	10日	〃	(被服、寝具)
	〃	7日	〃	(食料、調味料)
	〃	14日	〃	(医薬品)
死体の捜索	〃	10日	〃	
死体の処理	〃	10日	〃	

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第8 災害救助事務手順

本表は、町における災害救助事務の一般的な進行手順を例示したものである。

あくまでも、一般的な例なので、災害の規模や町の救助体制に応じて、実施順序や実施内容に変更が生じる場合がある。

段階	実施事項	内 容	留意事項
事前対策	避難所の確保	1 学校、公民館、民間の建造物の利用や野外仮設建物の設置準備 2 管理運営マニュアル作成	福祉避難所の設置に配慮
	救助物資調達先の準備	1 備蓄物資の確保（事業者、団体等） 2 商工会等との事前打合せ	
	応急救助体制の整備	平常時から災害時を想定した訓練を実施	
	被害状況調査体制の確立	1 事前に担当地区を指定した調査班を設け、調査責任者を置く。 2 町内各地区に情報収集責任者及び調査立会人を確保しておく。 3 調査用紙、報告用紙を常備し、記載方法、被害程度の判定基準、報告要領について説明訓練を行う。	調査班の編成
災害発生直後	被害の状況把握	1 現地の情報収集責任者からの報告 2 役場の地区担当責任者の出動、調査班による調査 被災世帯調査原票（様式4）の作成 ① 被害の程度（人的、物的） ② 家族の状況 ③ 課税状況、世帯類型、必要な救助 被災世帯の集計 ・世帯別被害調査表（様式2）の作成 ・地区別被害状況調査表（様式1）の作成	
	被害状況報告（発生報告）	【災害対策本部が設置されていないとき】 ○ 被害状況即報 町 → 防災危機管理課	

		○ 地区別被害状況調査表、世帯別被害調査表 町→峡南地域県民センター→防災危機管理課 【災害対策本部が設置されているとき】 ○ 被害状況即報 町→地方連絡本部（峡南地域県民センター） →県災害対策本部 ○ 地区別被害状況調査表、世帯別被害調査表 町→峡南地域県民センター→防災危機管理課 ※災害救助法適用の可能性がある場合は、速やかに 県災害対策本部及び防災危機管理課へ報告	
災害救助法適用後・第一段階	災害救助法の適用要請	町→峡南地域県民センター→防災危機管理課	まず、電話、FAX等で行い、改めて文書を提出
	避難所の開設	1 避難所への誘導 2 担当職員の派遣 3 避難状況の把握 4 避難所の維持管理	概要を電話、FAX等で報告
	被災者の救出	1 救出のための要員（消防団員）の動員 2 機械、器具の借上げ	
	炊き出しその他による食品の給与	1 食料の応急調達 2 炊出し所への責任者の派遣 3 仕出し業者等への弁当の手配 4 給与状況の把握	
	飲料水の供給	1 給水車の確保 2 機械、器具の借上げ	
	医療・助産	救護班の派遣要請等 県医療救護対策本部（医務課、保健福祉事務所）への医療救護班の派遣要請等	
		1 南巨摩郡医師会に対する協力依頼 2 医療機関に対する説明、連絡 3 救護所、医療救護所の設置	
	死体の捜索	1 機械・器具の借上げ 2 消防団、自衛隊等への協力要請	
	死体の処理	死体安置所の確保、処理の実施	
	埋葬	1 埋葬（火葬）の実施 2 棺、骨壺代支給	
法適用後・第二段	応急救助実施状況報告	救助日報に基づき毎日報告	
	被服寝具その他生活必需品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	
	学用品の給与	物資購入（配分）計画作成 → 購入 → 給与	
第二段	障害物の除去	1 対象世帯の選定 2 実施計画	
	り災証明の交付等	り災証明の受付、交付等開始	

階	義援金受付開始	受付窓口の設置等	
災害 救 助 法 適 用 後 ・ 第 三 段 階	中間報告	1 救助実施状況に変化があるごとに報告 2 とりあえず電話報告、後で文書報告	
	要配慮者等の状況報告	被保護移行見込世帯の状況	
	応急仮設住宅の設置	必要戸数の決定 → 敷地の確保 → 工事施行	
	住宅の応急修理	対象世帯選定 → 実施計画 → 大工左官等雇上	業者委託も可
	救助の特別基準の申請	特別基準の必要なものは、救助期間内に要請	
	災害弔慰金等の支給	災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給開始	
	災害援護資金の貸付	災害援護資金の貸付申請受付開始	
	被災者生活再建支援金の支給	被災者生活再建支援金の支給申請受付開始	
	確定報告	文書報告	

資料編 ○各種救助に係る様式

第9 災害救助法による報告事項及び書類整備

区 分	報 告 事 項	書 類 整 備
避難所設置 〔福祉保健部〕 〔教 育 部〕	1 避難所開設の日時、場所 2 箇所数及び収容人員 3 開設期間の見込み 4 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況（様式3） 3 救助の種目別物資受払状況（様式5） 4 避難所設置及び収容状況（様式6） 5 避難所設置に要した支払証拠書類及び物品受払証拠書類
炊出しその他食品の給与 〔福祉保健部〕 〔教 育 部〕	1 炊出し開始、終了報告 2 炊出し場所、数 3 炊出し場所別給与人員 4 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況（様式3） 3 救助の種目別物資受払状況（様式5） 4 炊き出し給与状況（様式8） 5 購入代金等支払証拠書類 6 食品給与のための物品受払証拠書類
飲料水の供給 (環境上下水道部)	1 供給地区、対象人員、供給水量供給方法 2 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況（様式3） 3 救助の種目別物資受払状況（様式5） 4 飲料水の供給簿（様式9） 5 支払関係証拠書類
医療・助産 (福祉保健部)	1 救護班の派遣の必要性 2 救護班の開始、終了報告 3 診療人員及び実施状況 4 診療名簿（医療機関ごとに受診者名、診療内容、診療期間、費用概算額等） 5 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助の種目別物資受払状況（様式5） 3 救護班活動状況（様式11） 4 病院診療所医療実施状況（様式12） 5 報酬に関する証拠書類 6 医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類 7 助産台帳（様式13）

救出 (町 民 部)	1 救助の実施状況報告 2 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式 3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 4 被災者救出状況記録簿 (様式14) 5 救出費用支払及び物品関係証拠書類
被服・寝具その他生活必需品の 給・貸与 (福祉保健部) (観 光 部)	1 世帯構成員別被害状況 2 給与状況報告 (完了報告) 3 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 3 物資の給与状況 (様式10) 4 救助物資受領書 5 救助物資給与関係調達、支払証拠書類
応急仮設住宅 (建 設 部) (町 民 部)	1 入居該当者の報告 (選考委員会により選考) 2 設置戸数、箇所 3 着工 (竣工) 報告 4 特別基準設定を必要とする場合 5 供与期間経過後はその処分方法	1 救助実施記録日計表 2 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 3 応急仮設住宅台帳 (様式 7) 4 応急仮設住宅用地地賃貸借契約書 5 建築工事 (契約書、設計書、仕様書等) 関係書類 6 建築工事代金等支払証拠書類
死体の搜索 (総 務 部)	1 搜索状況報告 2 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式 3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 4 死体搜索状況記録簿 (様式18) 5 搜索費用支払及び物品関係等証拠書類
死体の処理 (環境上下水道部)	1 死体の処理の実施状況 2 死者の名簿 (住所、氏名、死因、死亡日時、場所等) 3 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式 3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 4 死体処理台帳 (様式19) 5 死体処理費支払関係証拠書類
埋葬 (町 民 部) (環境上下水道部)	1 埋葬救助の実施状況報告 2 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式 3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 4 埋葬台帳 (様式17) 5 埋葬費支払関係証拠書類
障害物の除去 (建 設 部)	1 障害物除去対象数 2 障害物除去実施状況 3 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況 (様式 3) 3 救助の種目別物資受払状況 (様式 5) 4 障害物の除去状況 (様式20) 5 除去のための工事 (契約書、仕様書等) 関係書類 6 除去費支払関係証拠書類

住宅の応急修理 (建設部)	1 住宅応急修理の該当者の報告（民生委員の意見、生保の資産調査を参考に該当者を決定） 2 修理戸数 3 着工及び竣工報告 4 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況（様式3） 3 救助の種目別物資受払状況（様式5） 4 住宅応急修理記録簿（様式15） 5 修理のための工事（契約書、設計書、仕様書等）関係書類 6 工事代金等支払関係証拠書類
学用品の給与 (教育部)	1 学年別被災児童、生徒数の報告（被災者名簿と学籍簿と照合のうえ被害別、学年別に給与対象人員を把握し集計） 2 支給状況の報告（小、中学生別に1人当たり配分計画表を作成する。） 3 特別基準設定を必要とする場合	1 救助実施記録日計表 2 救助活動の種類別実施状況（様式3） 3 学用品の給与台帳（様式16） 4 学用品購入関係支払証拠書類 5 備蓄物資払出証拠書類
応急救助のための輸送 (財政・会計部)		1 救助実施記録日計表 3 救助の種目別物資受払状況（様式5） 4 輸送記録簿（様式21） 5 輸送費関係支払証拠書類
応急救助のための賃金職員等雇上げ (総務部)		1 救助実施記録日計表 2 賃金職員等雇上台帳（様式22）

資料編 ○各種救助に係る様式
○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第 1 7 節 避難計画

災害のため被害を受け、又は受けるおそれのある人の生命又は身体を保護するため、一時的に安全な場所へ避難させるための計画は、次のとおりである。

第 1 実施責任者

避難のための実施責任者及び報告先は、次表のとおりとする。ただし、緊急の場合には消防職(団)員等関係職員が勧告、指示を行い得るよう、町長の権限の一部を代行させることができる。

実施責任者	災害の種別	報告先	根拠法
町長(勧告、指示)	災害全般	知事	災害対策基本法第60条
知事(勧告、指示)	〃	町長	災害対策基本法第60条
警察官(指示)	〃	町長 公安委員会	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた県職員(指示)	洪水、地すべり	警察署長	水防法第29条 地すべり等防止法第25条
水防管理者(町長)(指示)	洪水	警察署長	水防法第29条
自衛官(指示)	災害全般	防衛大臣の指定する者	自衛隊法第94条

第 2 避難情報の種類

住民の避難行動にあつては、下表のとおり「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」及び「避難指示(緊急)」の3段階とする。

類型	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	(1) 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 (2) その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 (3) 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	(1) 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 (2) 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※ ¹ への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※ ² を行う。
避難指示(緊急)	(1) 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が	(1) 既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急

	非常に高いと判断された状況 (2) 災害が発生した状況	に避難する。 (2) 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※ ¹ への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※ ² を行う。
--	--------------------------------	---

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市町村長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波については強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、居住者等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

第3 避難基準

河川の氾濫による水害や大雨による土砂災害による避難基準を次表のとおり定める。

避難情報	河川の氾濫による水害	大雨による土砂災害
避難準備・ 高齢者等避難開始	○以下の河川水位が「氾濫注意水位」に到達し、さらに避難判断水位への到達が予想されるとき。 ・富士川（清水端観測所：6.50m） ・富士川（南部観測所：4.20m） ・早川（早川観測所：3.50m） ○洪水警報が発表されたとき。	○大雨警報（土砂災害）が発表されたとき。 ○土砂災害警戒区域等付近において前兆現象の発見があったとき（湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）。
避難勧告	○以下の河川水位が「氾濫危険水位」に到達したとき。 ・富士川（清水端観測所：7.20m） ・富士川（南部観測所：4.90m） ・早川（早川観測所：4.37m） ○破堤につながるような漏水等を確認したとき。	○土砂災害警戒情報が発表され、災害の危険性が高まったとき。 ○近隣市町村において前兆現象の発見があったとき（斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等）。
避難指示 （緊急）	○以下の河川水位が堤防天端に到達するおそれがあるとき。 ・富士川（清水端観測所：9.70m） ・富士川（南部観測所：5.50m） ○河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ○堤防の決壊・越水を確認したとき。 ○特別警報が発令されたとき。	○近隣市町村において土砂災害が発生したとき。 ○近隣市町村において土砂移動現象、前兆現象の発見があったとき（山鳴り、流木の流出、斜面崩壊等）。 ○特別警報が発令されたとき。

このほか、避難行動要支援者に対して避難の準備を促すため、以下の基準により情報提供を行う。

- (1) 富士川、早川の水位が「氾濫注意水位」に到達したとき。
- (2) 洪水警報が発表されたとき。
- (3) 大雨警報が発表されたとき。

第4 避難勧告等発令時の留意事項

- 1 台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対してわかりやすく適切に状況を伝達するとともに、夜間に発令する

可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯に情報の提供に努める。また災害の状況に応じて避難勧告等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により近隣のより安全な建物への「緊急の待避」や「屋内安全確保」といった適切な避難行動の促進にも努める。

- 2 町は、避難勧告等を発令する際に、県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

第5 避難準備・高齢者等避難開始

1 発令時の状況

要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況

2 実施

- (1) 避難準備・高齢者等避難開始は、町長（本部長）が実施する。
- (2) 避難準備・高齢者等避難開始の広報は、次の方法により行う。

ア 防災行政無線

イ 広報車

ウ ホームページ等

エ 自治会（自主防災組織）等による巡回

3 住民に求める行動

- (1) 要配慮者等の特に避難行動に時間を要する者は、避難所への避難を開始する。
- (2) 要配慮者等の避難を支援する者は、支援行動を開始する。
- (3) 通常の避難行動ができる者は、避難をするための準備を開始する。

4 発表解除

町長（本部長）が行う。

第6 避難勧告又は指示

1 避難勧告又は指示の発令基準

河川の氾濫による水害及び大雨による土砂災害以外の避難及び立退きの勧告及び指示の一般的な基準は以下のとおりとする。

- (1) 避難の必要を予想される各種気象警報が発せられたとき。
- (2) 火災が拡大するおそれがあるとき。
- (3) 危険物の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合。
- (4) その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

2 町長の勧告又は指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合でその必要が認められるときは、町長は立退きを勧告し、急を要すると認められるときは、立退きを指示するものとする。また、上記の場合並びに避難の必要がなくなったとき、及び警察官が避難の指示をしたときで町長に通知があったときは、町長は知事に報告を行う。

3 知事の勧告又は指示

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの勧告及び指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって行う。

4 水防管理者（町長）の指示

洪水又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、立退き又はその準備を指示する。この場合、南部、富士吉田各警察署長に速やかに通知するものとする。

5 知事又はその命を受けた県職員の指示

洪水又は地すべりにより著しく危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、立退き又はその準備を指示するものとする。この場合、南部、富士吉田各警察署長に速やかに通知するものとする。

6 警察官の指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要が認められる事態において、町長が指示できないと認められるとき、又は町長から要求があったときは、警察官は直ちに立退きを指示するものとする。この場合、その旨を町長に速やかに通知するものとする。

7 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官がその場にいるときは、その場の危険を避けるため、その場にいるものを避難させるものとする。

第7 警戒区域の設定

1 町長の措置

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 警察官、自衛官の措置

町長等が現場にいないとき、又は町長から要求があったとき、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第63条第2項、第3項の規定により、町長の職権を代行することができる。

3 知事の措置

知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、災害対策基本法第73条第1項の規定により町長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを実施しなければならない。

第8 避難勧告又は指示の内容

避難の勧告又は指示は、次の内容を明示して行う。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示するいとまがないときは、内容の一部若しくは全部を除いた避難の勧告又は指示を行う。

1 避難対象地域

2 避難先

3 避難経路

4 避難の勧告又は指示の理由

5 その他必要な事項

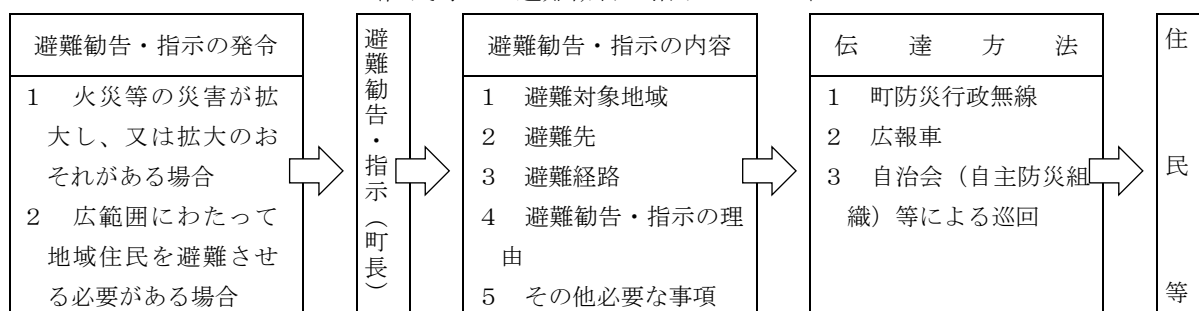
第9 避難勧告又は指示の伝達方法

1 町長は、避難のための立退きを図るため万全を期し、避難場所、避難経路及び避難心得をあらかじめ住民に徹底させておくものとする。

2 避難の勧告又は指示は災害対策本部の広報活動によるが、勧告又は指示を発した場合は、自主防災組織等を十分活用して、避難区域の住民に周知の徹底に努めるものとする。

- 3 県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。
- 4 町は、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫し、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- 5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等を避難所として活用することを含めて検討するよう努めるものとする。
- 6 町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

〈住民等への避難勧告・指示のフロー〉



第10 避難計画の策定

町は、自主防災組織による避難計画の策定を支援し、自主防災組織等の単位ごとに避難組織の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設する。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るものとする。

なお、この計画の策定にあたっては、県の指導を求めて行うものとする。

1 避難計画の概要

- (1) 防災用具、非常持出品、食糧等の準備及び点検
- (2) 災害別地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- (3) 危険地域、危険施設物等の所在場所
- (4) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (5) 避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
- (6) 収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
- (7) 障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）

2 避難所等の選定基準

町は、公共的施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その施設の管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において被災者の安全が確保される「指定緊急避難場所」及び避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、事前に施設の利用方法等を関係者と調整を図るものとする。

指定緊急避難場所は、国が示す災害に対して安全な構造を有する施設等であって災害発生時に迅速

に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

指定避難所は、速やかに被災者を受け入れること及び安全な避難生活を送ること等が可能な構造又は設備を有し、おおむね次に掲げる基準により、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として町長が指定するもの。（複数の異常な現象の種類を対象に指定可能）

指定緊急避難場所の指定基準

- ①管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
 - ②立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。
 - ③構造条件：上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペース等があること。
- 上記のほか、地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準として、以下の条件が定められている。
- ④当該施設が地震に対して安全な構造であること。
 - ⑤当該場所及びその周辺に地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物がないこと。

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち町長が指定するもの。

指定避難所の指定基準

- ①規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- ②構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ③立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- ④交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

- (1) 指定避難所における避難民の1人当たりの必要面積は、2㎡以上とする。
- (2) 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう、適切な配置に努める。
- (3) 指定避難所は、がけ崩れや浸水などの危険のおそれがないところとする。
- (4) 指定避難所に利用する建物については、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止、ガラスの飛散防止等、非構造部材の耐震化を図り、避難住民の安全に配慮された施設とする。
- (5) 指定避難所は、要避難住民の避難経路等を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所はできる限り避けて選定する。
- (6) 災害が発生した場合において、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制をが整備されたされ、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された施設を福祉避難所として指定しておくこととする。
- (7) 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のた

め、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

- (8) 町は、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。
- (9) 町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
- (10) 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

3 避難所の整備

指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等の他、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めるものとともに、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保する。

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

4 避難道路

- (1) 避難道路沿いには、がけ崩れや出水等のおそれがないものとする。
- (2) 避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱にも配慮すること。
- (3) 避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案すること。
- (4) 誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するように努める。

第11 避難方法

1 避難の誘導

住民が安全、迅速に避難できるよう、消防団、自治会（自主防災組織）等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うものとする。また、町は、要所に誘導員を配置するとともに、夜間時には投光機を設置するなど、迅速かつ安全に避難できるよう措置する。特に、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の要配慮者の避難については、必ず介護者を配置する等安全に十分配慮し、外国人についても外国語による避難誘導標示を行う等配慮するものとする。

2 所持品の制限

携帯品は、貴重品、食料、最低限の身の回り品等、円滑な立退きに支障のない最小限度のものとする。

3 住民の措置

災害が発生し、延焼等により避難が必要と判断した場合には、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末や戸締まり等をした後、気象情報や町の行う広報等に注意しながら、学校等の指定避難所に避難するものとする。なお、避難の実施及び避難先の選択については、個々の判断によるものとする。

この際、被害の状況によって町外への避難が最善と判断できるときは、町外の安全な場所に避難す

るものとする。

4 避難終了後の確認措置

- (1) 避難の勧告又は指示を発した地域に対しては、警察官等の協力を得て状況の許す限り巡回を行い、犯罪の予防に努めるとともに、立退きの遅れた者などの有無の確認に努め、救出等の措置をとるものとする。
- (2) 避難の勧告又は指示に従わない者に対しては極力説得し、なお説得に応じない者がある場合で、人命救助のために特に必要があるときは、警察官に連絡するなど必要な措置をとる。

第12 避難組織の整備

次の事項に留意して避難計画を作成するものとし、自主防災組織等の単位ごとに避難組織の整備を図るものとする。

- 1 防災用具、非常持出品、食料等の準備又は点検
- 2 災害別、地域別の避難場所の所在、名称、収容可能人員
- 3 危険地域及び各種危険物施設等の所在場所
- 4 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- 5 集合地、避難経路及び誘導方法
- 6 避難の際の携帯品の制限
- 7 収容者の安全管理
- 8 負傷者の救護方法
- 9 避難路及び避難場所の点検
- 10 避難に対する教育、広報
- 11 避難訓練の実施

第13 避難所の開設及び運営

1 避難所の開設

- (1) 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれがある者が避難を必要とする場合は、町は一時的に収容し保護するため避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。なお、避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための職員配置に努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (2) 避難所の開設にあたっては、町は指定避難所の中から災害の状況に応じた安全な避難所を選定し、開設する。

避難所を指定する場合は、当該施設管理者と管理運営方法等について事前に協議を行うものとする。特に学校を指定避難所に指定する場合は、教育委員会、学校長と施設の使用区分及び教員の役割等について事前に協議を行い、教育の再開に支障のないようにする。

- (3) 町長は、避難所を開設したときは、速やかに被災者にその場所等を周知し、避難所に収容する者を誘導し、保護するとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に地方連絡本部を通じて速やかに県に報告するものとする。

資料編 ○避難場所一覧

2 避難所の管理運営

(1) 避難所への職員派遣

避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちにそれぞれの避難所に福祉保健部、教育部の職員を派遣し駐在させ、施設管理者と協力して避難所の管理運営にあたる。

(2) 避難所管理職員の責務

福祉保健部福祉班及び教育部学校教育班からそれぞれ派遣された避難所管理職員は、避難者の人員・安否、必要とする物資・数量等の実態把握と保護に当たる。このとき、他自治体からの避難者を確認した場合は、その情報を住所地の自治体に速やかに連絡する。

なお、指定避難所の運営に当たっては、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに必要に応じ間仕切り板を配置する等避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮する。また、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等のニーズを把握し、これらの者への頻繁な情報提供を行うことにより、避難所生活の不安をやわらげるよう努める。さらに、必要に応じて要配慮者の福祉施設への入所や各種支援を行う者の配置など、支援体制の強化に努める。

(3) 避難所の管理運営の留意事項等

ア 町は、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災会、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ他の地方公共団体に対して協力を求める。

イ それぞれの指定避難所で受入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の安否の確認に努め、把握した情報について町と共有する。

ウ 指定避難所における生活環境が常に良好なものであるように努める。そのため食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシー確保・保護、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びゴミの処理状況など、避難者の健康状態や栄養状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。また、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

エ 指定避難所における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

オ 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。

カ 町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

キ 災害の規模等にかんがみて、被災者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き屋等利用可能な既存住宅の斡旋、活用等

により指定避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ク 町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ケ 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

コ 町は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(4) 要配慮者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等ができるように努める。

また、避難誘導、指定避難所での生活環境、応急仮設住宅の提供にあたっては、要配慮者に十分配慮し、特に指定避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制の整備、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向けの応急仮設住宅の設置に努める。さらに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分に配慮する。

第14 要配慮者対策

1 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者対策

避難所開設時には、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供など要配慮者には十分配慮するものとする。

また、障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者と共同生活が難しく、介護が必要な者等施設への入所が困難な場合には、救護施設の中から要配慮者専用避難所（福祉避難所）を選定し、開設するとともに、開設する場合にはホームヘルパーの派遣、日常生活用品等の確保などを考慮して、福祉関係者等の協力を得て実施するものとする。

さらに、該当者が多く、福祉避難所だけでの対応では困難な場合には、協定を締結している社会福祉施設に要配慮者の受け入れを要請する。

資料編 ○福祉避難所一覧

○災害時要援護者の福祉避難所の受入れに関する協定書

2 独居老人対策

緊急通報システムの設置されている高齢者については、自治会（自主防災組織）等と協議して、地震発生時の援助対策を検討しておくものとする。

3 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、山梨県民間社会福祉救援合同本部へ連絡し、通訳又は語学ボランティアの派遣などの対応を図る。

第15 防火対象物等の管理者の避難対策

学校、病院等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、これらの者の避難を必要と認めた場合は、人の生命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとらなければならない。特に、学校における避難は、次の事項に留意するものとする。

- 1 台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校、一斉早退、教職員の引率による集団登下校等状況を的確に判断し、連絡網により保護者へ連絡する等学校長は、適切な処置を行うものとする。
- 2 地すべり、豪雨による土砂流出等児童生徒の登下校途次に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとるものとする。
- 3 危急の場合、やむを得ず校舎内に退避させる場合は、諸般の状況を判断し、危険のおそれのある場所を避けるとともに、できるだけ分散隊形をとるようにするものとする。

なお、この場合、各集団に必ず教職員を配置するものとする。

第16 帰宅困難者等の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等滞留者が発生したときは、町は、警察、鉄道管理者、バス事業者等の関係機関と相互に密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護する。なお、滞在場所の確保に当たっては、男女ニーズの違いや、要援護者の多様なニーズに配慮するものとする。

第17 市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れ

町は、県と調整のうえ、市町村・県の区域を越えた避難者の受け入れについて、町営住宅等を活用し、避難者の受け入れに努める。

第18 町外への避難

町内避難所での避難者の受け入れが困難な場合、県及び協定締結団体等に、町外避難所への避難を要請する。

資料編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書
 ○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
 ○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
 ○富士北麓災害時の相互応援に関する協定

第19 動物（ペット等）の収容対策

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これらの動物の保護や適正な飼育に関し、峡南保健福祉事務所等関係機関や動物愛護ボランティア等関係団体との協力体制を要請する。

1 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、峡南保健福祉事務所や動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める

2 避難所における動物の適正な飼育

町は、避難所を設置した場合、峡南保健福祉事務所や動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主とともに避難した動物の受入れの可否や飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるため、次のことを実施する。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物の数、飼育状況の把握を行い、飼育に必要な資材、えさ等を調達する。町内での調達が難しい場合は、県及び関係機関、近隣市町村へ協力要請を行う。

- (2) 動物を一時的に預かってくれる町内外の家庭の斡旋、保護施設への受入れ及び譲渡等の調整を行う。
- (3) 動物の負傷、病気等に伴う人間への感染防止に努める。
- (4) 動物の糞尿等を適切に処理することにより環境衛生の維持に努める。

第 18 節 孤立地区に対する支援活動

町は、災害発生時における孤立地区の発生状況を把握し、孤立地区が発生した場合、まず当該地区との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など孤立地区に対し、必要な対策を行う。

第 1 洪水、土砂災害等の危険性の伝達

町は、甲府地方気象台や関係機関より、雨量や河川の水量の情報を収集し、洪水や土砂災害等の発生が予想される場合には、町防災行政無線等により、地域住民に必要な情報を伝達する。

第 2 避難基準・避難行動

1 避難基準

町は、本章第16節「避難計画」に記載されている避難基準に基づき、各種情報を発令する。

ただし、住民は身近な異変を把握し、自ら避難の判断を行うものとする。

避難判断の基準は次のとおりとする。

- 24時間の降水量が50mmを超えたとき。
- 大雨警報、洪水警報が発令されたとき。
- 上流域が被害を受け、下流域も浸水のおそれがあるとき。
- 土砂災害警戒情報が発令されたとき。
- 土砂災害の前兆現象が発見されたとき（湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からばらばら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等）。

2 避難行動

住民は、避難が必要と判断したとき、自家の2階以上または最寄りの避難所に避難する。

避難所に避難した住民は、代表者を決定し速やかに町に災害や避難の状況等を報告する。

第 3 孤立地区の把握

町は、孤立地区の発生が予想される場合、対象地区に対して、一般加入電話、町防災行政無線等を活用し、また、状況に応じて峡南地域県民センターを通じて県に県消防防災ヘリコプター等による空中偵察の要請を行い孤立状況の実態の把握に努める。

第 4 外部との通信手段を確保

一般加入電話、県防災行政無線、衛星携帯電話等を活用し、外部との通信の確保を図る。

第 5 緊急救出手段の確保

孤立し、緊急に救出をする必要があると認める場合には、徒歩、自転車、バイク等を活用し、あるいは県に県消防防災ヘリコプター、又は県を通じて自衛隊の災害派遣要請を求める。

第 6 集団避難の検討

孤立状況が長期化した場合、孤立地域住民に対して集団避難の勧告・指示の実施について、県等関係機関と検討する。

第 7 防犯パトロールの強化

集団避難等を実施した場合は、避難住民の不安を払拭するため、警察、消防等と連携しながら、住民不在地域における防犯パトロールを強化する。

第8 緊急支援物資の確保・搬送

町は、備蓄倉庫等に備蓄している物資を孤立地区に搬送するものとするが、町のみでは支援物資が不足、又は実施が困難な場合は、県及び近隣市町村、協定締結市町村、事業者等対して、必要な物資の供給を要請する。

第 19 節 医療・助産計画

災害のため医療機関が混乱し、被災した住民が、医療及び助産の途を失った場合に、応急的に医療を施し、及び助産の処置を確保し、被災者の保護に万全を図る。

第 1 実施責任者

被災者に対する医療の実施は町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へ医療の実施又は必要な要員、資器材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事から救助実施内容と実施期間を通知された町長が行うものとする。

第 2 救護班の編成

- 1 医療の万全を期するため、福祉保健部健康増進班を中心に医師、看護師、保健師等からなる救護班の編成を行う。また、初期医療に対応できない場合は、県に医療救護班の派遣要請を行うものとする。
- 2 南巨摩郡医師会、峡南保健福祉事務所、中部消防署等との緊密な連携を図るものとする。
- 3 患者護送入院等救護活動の緊急性にかんがみ、平素主旨を徹底し、編成準備しておくものとする。

第 3 医療救護所の設置・運営

応急医療は、主に町内医療機関で行うものとするが、医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められ、又は予想される場合には、必要に応じて医療救護所を設置するとともに、医療救護班を派遣し、傷病者の応急処置や治療等に当たる。

町災害対策本部長又は地区保健医療救護対策本部長は、以下の基準等を目安に、医療救護所を設置・運営するものとする。

(1) 設置基準

- ① 医療施設の収容能力を超える多数の傷病者が一度に発生したとき。
- ② 医療施設が多数被災し、医療施設が不足すると判断したとき。
- ③ 時間の経過とともに、傷病者が増加するおそれがあると見込まれるとき。
- ④ 災害救助法が適用されるおそれがある災害が発生したとき。
- ⑤ 被災地と医療機関との距離あるいは搬送能力により、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要なとき。

(2) 設置数及び設置場所

広域に被害が生じている場合は、特に以下の点に留意して設置場所を決定する。設置数の目安としては、傷病者の発生見込み数を勘案して、1日当たり50～100人の傷病者の応急処置が可能な範囲内で設置数を決定する。設置場所については、以下の事項を勘案して決定する。

- ① 特に被害の甚大な地域
- ② 傷病者が多数見込まれる地域
- ③ 医療施設の稼働率の低い地域
- ④ 傷病者が集まりやすい場所
- ⑤ 二次災害を受けにくい場所
- ⑥ 医療救護班を派遣しやすい場所（医師、看護師等が集合しやすい場所）
- ⑦ ライフラインを確保しやすい場所

- ⑧ トリアージや応急処置が実施できる十分な広さを確保できる場所
- ⑨ 搬送体制、情報連絡体制を確保しやすい場所

(3) 医療救護所の役割

- ① 傷病者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ）
- ② 軽症患者の受入れ及び処置
- ③ 中等症患者及び重症患者の災害拠点病院等への搬送手配

第4 医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、直ちに被災現場や町が確保した避難所等に医療救護所を設置するとともに、あらかじめ編成されている医療救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）※の派遣を要請し、傷病者の応急措置や治療等に当たる。

※DMAT：災害の急性期（概ね48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

1 医療救護班

(1) 編成

医療機関・団体毎に医療救護班を編成し、各班員のうち医師1名を班長とする。

- ア 県直轄救護班
- イ 日赤救護班
- ウ 医師会救護班
- エ 病院班（災害拠点病院、災害支援病院、民間病院等）
- オ 歯科医師会救護班
- カ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）
- キ その他（医療ボランティア等）

(2) 医療救護班の要請

医療機関の被災等により初期医療に対応できない状況が認められる場合又は予想される場合その他必要に応じて、県「大規模災害時医療救護マニュアル」に定める手順により、県に対して医療救護班の派遣を要請する。

(3) 応急医療救護業務

災害時の医療救護班の応急医療救護業務は、次のとおりである。

- ア 傷病者の応急処置
- イ 後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
- ウ 軽傷患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- エ 助産救護
- オ 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

(4) 被災者の心のケア対策

災害による被災者のストレスケア等のため、町は、必要に応じて災害派遣精神医療チーム（DPAT）への支援を要請する。

2 災害派遣医療チーム（DMAT）

(1) 編成

2チームを編成し、各班員のうち医師1名を班長とする。

(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の要請

被災状況に応じて又は必要と認める場合には、県に対して災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

第5 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行う。

1 災害拠点病院等

災害時の医療活動の拠点施設及びこれを支援する医療機関として、県は、災害拠点病院及び災害支援病院を指定している。災害拠点病院は、災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急用医療資器材の提供を行い、災害支援病院は、災害拠点病院の機能の支援を行うものとする。

資料編	○災害拠点病院、災害支援病院一覧 ○町内医療機関一覧
-----	-------------------------------

2 応急医療救護活動

県災害対策本部の設置、震度6弱以上の地震の発生など大規模災害発生時には、別図に掲げる体制をとり、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行うものとする。

3 医療機関の救護業務

災害時の医療機関の応急医療救護業務は、次のとおりである。

- (1) 被害情報の収集及び伝達
- (2) 応需情報（診療可能状況）の報告
- (3) 傷病者の検査及びトリアージ
- (4) 重症患者の後方医療機関への搬送
- (5) 傷病者の処置及び治療
- (6) 助産救護
- (7) 医療救護班、医療スタッフの派遣
- (8) 死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

4 歯科医療活動

町は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診療によって歯科医療救護活動を行う。

(1) 情報の収集・提供

診療可能な歯科医療機関の情報を被災者及び関係機関へ積極的に診療情報を提供する。

(2) 診療体制の確保

必要に応じて、歯科医療救護班、巡回歯科診断車の派遣を要請するほか、輸送機関等の協力を得て集団診療を実施する。

(3) 歯科保健対策

歯科医師会、歯科衛生士会、歯科技工士会等の協力を得て、避難所又は被災地における歯科保健相談、指導等を実施する。

5 精神保健医療活動

大規模災害時において、精神保健医療機能が一時的に低下し、さらに災害ストレス等による新たな

精神的問題が生じるなど、精神保健医療への需要が高まることから、町内関係機関の協力により精神科医療の提供及び精神保健活動を行うものとする。なお、対応が困難な場合等には、県救護本部（障害福祉課）に対して支援を要請するものとする。

6 特殊医療対策

医療救護活動においては、透析医療、挫滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努める。

特に、平常時から要配慮者に係るデータの把握に努めるなど支援体制の確立に努める。

7 地域保健対策

町災害対策本部は、被災状況や避難所の医療ニーズに応じて、各保健医療救護活動を行う各チームの派遣要請を地区保健医療救護対策本部を通して県保健医療救護対策本部に要請する。

(1) 歯科医師会救護班

山梨県歯科医師会や日本歯科医師会から派遣される歯科医師等により構成する。救護所及び避難所等における歯科医療活動や避難所等における口腔ケア指導等を行う。

(2) 薬剤師チーム

山梨県薬剤師会や日本薬剤師会から派遣される薬剤師等により構成する。救護所及び避難所等における調剤や服薬に関する支援・指導、医薬品の集積場となる災害拠点病院や救護所における医薬品の管理及び確保支援を行う。

(3) 災害支援ナース

日本看護協会や山梨県看護協会から派遣される看護師等により構成する。救護所及び避難所等における看護活動や疾病予防など、心と体に関する健康管理を行う。

(4) 保健師チーム

県保健福祉事務所や本庁各課の保健師や各都道府県、保健所設置市の自治体職員で構成する。避難所等における健康相談や感染予防対策等の健康支援活動を行う。

(5) 管理栄養士チーム

避難所等における栄養相談や食事に配慮の必要な被災者に対する配食支援、特定給食施設等の状況把握と支援を行う。

(6) 災害時リハビリテーション支援チーム（J R A T）

山梨県災害リハビリテーション支援関連団体協議会から派遣される医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員により構成する。避難所等における高齢者などの要配慮者を対象としたリハビリテーション支援を行う。

8 医薬品等の確保

医療、助産の実施に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として医療機関に整備されているものを使用し、不足する場合には町内薬局・薬店等から調達する。ただし、調達が不可能な場合は、協定締結市町村から調達し、あるいは県救護本部に要請して確保する。輸血用血液の供給は、山梨県赤十字血液センターによる搬送を基本とする。

資料編 ○町内薬局一覧

第6 被災傷病者等の搬送体制の確保

1 緊急搬送の対象

(1) 緊急搬送を必要とする被災傷病者

- (2) 被災地へ搬送する医療救護班（医療資器材、医薬品、食料等を含む。）
- (3) 医療救護のために必要な医薬品等

2 搬送体制

上記1の搬送の場合には、最も効率的かつ実現性の高い搬送手段、搬送経路を選択し行うものとする。

(1) 搬送手段

- ア 救急車
- イ 庁用車両
- ウ 自家用車両
- エ 県消防防災ヘリコプター
- オ ドクターヘリ

(2) 搬送経路

「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」によるものとする。

(3) 搬送体制の整備

災害発生時に傷病者等を迅速に搬送できるよう、あらかじめ次の事項に留意して傷病者搬送体制を整備しておくものとする。

搬送体制整備上の留意事項

- 情報連絡体制……………傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。
- 医療内容等の把握……………あらかじめ町内の医療機関はもちろんのこと、近隣市町村の医療機関の規模、位置及び診療科目等を把握し、およその搬送順位を決定しておく。
- 搬送経路確保体制……………災害により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、緊急輸送道路の確保に係わる関係道路管理者との連携体制を図るとともに、南部、富士吉田各警察署からの交通規制状況を把握する等の、搬送経路の確保体制を確立する。

第7 災害医療情報等の収集・提供等

1 災害医療情報等の収集

健康増進班は、医療救護活動を迅速かつ効果的に実施するため、初動期において次の情報の収集に努める。

- (1) 震度その他自然災害の規模、地域性及び広域性
- (2) 死傷病者の発生状況
- (3) 住民の避難状況（場所、人数等）
- (4) 医療機関の被害、診療・収容能力
- (5) 医薬品卸売業者、指定薬局等の被災状況、供給能力
- (6) 被災地域の通信、交通、水道、電気、ガス等の被害状況
- (7) 出動可能な医療救護班の数、配置
- (8) 関係機関との連絡先・連絡方法の確認
- (9) 周辺市町村の状況
- (10) 医療機関の医薬品の受給状況
- (11) 医療機関における受診状況

(12) 活動医療救護班等の派遣機関、派遣先、派遣班数、巡回診療の状況

(13) 避難所等の生活、保健、医療情報

2 災害医療情報の提供

(1) 町は、次の医療情報を住民に提供するように努めるものとする。

ア 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、診療機能に関する制約等

イ 医療救護所等に関する情報等

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回医療救護班の活動地域・診療時間、健康診断・保健指導窓口の開設日時、歯科医療救護班や精神科救護所の開設場所・診療時間等

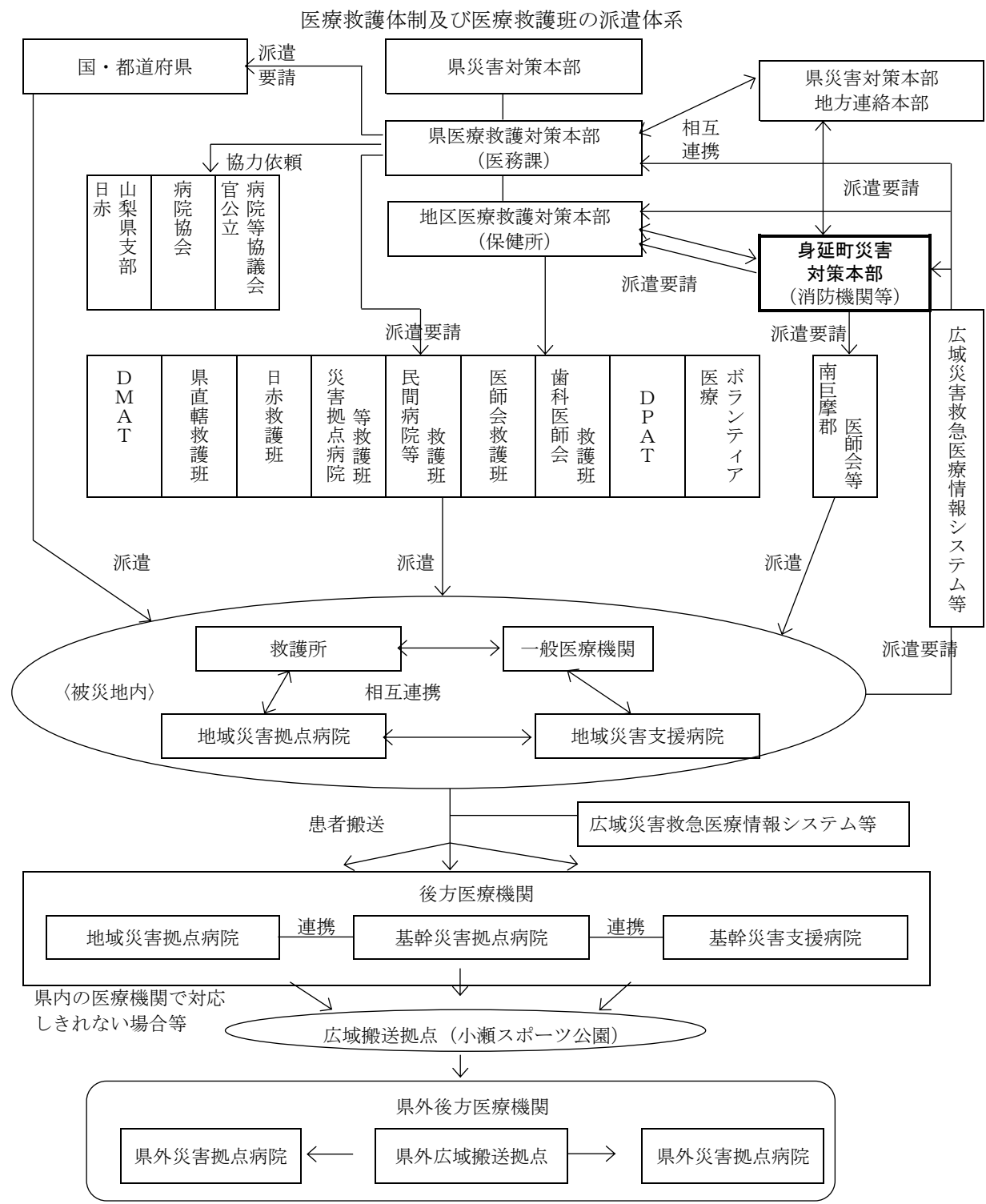
(2) 町は医療機関等から次の情報を収集し、家族等からの照会に対し、回答に努める。

ア 被災入院患者の氏名

イ 搬送患者の転送先、入院患者の転院先・退院先

ウ 診療機能に関する情報全般

別図



第20節 防疫計画

災害時における感染症の発生に対処するため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法の規定するところにより、迅速かつ的確な防疫活動を行い、感染症の多発を防止するものとする。

第1 実施責任者

被災地における防疫は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、資器材の応援を要請する。

第2 防疫活動

1 町の防疫組織

環境上下水道部環境衛生班は、保健師とともに南巨摩郡医師会の協力を得て「防疫組織」を編成し、峡南保健福祉事務所との連携のもと、防疫活動を迅速に実施する。

2 感染症予防業務の実施方法

町は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

感染症予防法第27条第2項の規定により、知事の指示に基づき消毒方法を実施するものとする。実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下「感染症予防法施行規則」という。）第14条に定めるところに従って行うものとする。

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症予防法第28条第2項の規定により、知事の指定区域内で知事の指示に基づき実施するものとし、実施に当たっては、感染症予防法施行規則第15条に定めるところに従って行うものとする。

(3) 物件に係る措置

感染症予防法第29条第2項の規定により、知事の指示に基づき必要な措置を講ずるものとし、実施に当たっては感染症予防法施行規則第16条に定めるところに従って行うものとする。

(4) 生活の用に供される水の供給

感染症予防法第31条第2項の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行うものとする。

3 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施する。

4 患者等に対する措置

被災地に感染症患者が発生し、又は無症状病原体保有者が発見されたときは、速やかに収容の措置をとるものとする。

感染症病舎に収容することが困難な場合は、峡南保健福祉事務所長と協議のうえ適当な場所に臨時の収容施設を設けて収容するものとする。

5 避難所の防疫指導等

(1) 自治組織の協力

避難所は、多数の避難者を収容するため、また応急的なため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生のおそれが高い。町は、避難所の衛生状態を良好に保つため、防疫活動、衛生指導等を実施する。この際、避難者による自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図るものとする。

(2) 給食従事者の健康診断

避難所等への給食作業に従事する職員については、必ず健康診断を実施しておくものとする。

6 広報等の実施

町は、地域住民に対して、飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう、町防災行政無線による広報や広報車による巡回放送、またパンフレット等の配布を行うものとする。

7 その他

感染症予防法及び予防接種法並びにこれらの法の施行令、施行規則等の規定に従って措置するとともに、災害防疫実施要綱（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）により防疫措置に万全を期す。

第3 防疫用資器材及び薬剤

1 防疫用資器材及び薬剤の調達

町は消毒用器具、器材を設備し、薬剤については、あらかじめ指定した取扱業者から緊急調達するものとする。

なお、散布については、自主防災組織の協力を得て行うものとする。

2 応援協定に基づく緊急調達

町内等で必要な防疫用資器材等が確保できない場合は、応援協定に基づき、協定締結市町村から緊急調達する。それでもなお不足する場合は、県に調達の斡旋を要請する。

資料編	○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書
	○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
	○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

第4 被災動物等救護対策

町は、県及び動物愛護団体等と協力・連携し、災害発生時における被災動物等に対して救護体制を整備し、次の対策を実施する。

- 1 動物収容施設の設置
- 2 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- 3 飼料の調達及び配布
- 4 動物に関する相談の実施
- 5 動物伝染病等のまん延防止措置
- 6 集団避難場所における飼育動物の適正管理 等

第21節 食料供給計画

災害の発生によって食料の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者及び災害応急業務の従事者に対する食料の確保と炊出し、その他食品の提供は、町長が実施する。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が町長の補助を得て行うものとするが、知事から実施を通知された場合には町長が行う。

第2 災害時における食料の供給基準

1 炊出しの対象者

- (1) 避難所に収容した者
- (2) 住家の災害のため全壊又は滅失し、炊事の方途のない者
- (3) 救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者

2 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて弁当、乾パン、パン、麺類、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

3 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

(乾パン、麦製品の米換算率は100%とする。ただし、パンは原料小麦粉の重量で計算するものとする)

- (1) 被災者に対する給食は、1食当たり精米換算200g範囲内
- (2) 災害救助、復旧作業に従事する者に対する給食は、1食当たり精米換算300g範囲内
- (3) 乳幼児用粉乳

乳幼児用粉乳については、町内の薬局から調達するものとする。

乳児1日当たり 150g 1回 30g (5回)

幼児1日当たり 50g 1回 25g (2回)

第3 食料の調達配給方法

1 事前措置

町は、食料の供給計画の策定にあたっては、「山梨県東海地震被害想定調査報告書」の本町における避難者数等を参照するなど必要数量等を把握し、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と十分協議し、その協力を得て実効性の確保に努める。

2 備蓄物資の供給

町は、備蓄倉庫等に備蓄する食料を被災者に供給する。

資料編 ○身延町食料等備蓄状況

3 米穀の確保

- (1) 被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。
- (2) 各自主防災組織においては、災害発生を想定して、常時自主防災組織の人口に相応した自主的

な「非常米」の備蓄米を確保しておくものとする。

- (3) 町は、被災者等に対して供給の必要があると認めた場合には、町内の米穀販売業者及び農家の協力を得て、米穀の確保を行うものとする。

資料編 ○町内米穀販売業者一覧

- (4) 協定を締結している市町村や事業者等に必要量の米穀の供給を依頼する。

資料編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書
○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
○富士北麓災害時の相互応援に関する協定
○災害時における物資供給に関する協定書
○災害時における応急活動の協力に関する協定書

- (5) 災害救助法適用の場合については、災害時における食料の緊急引渡し手続きに基づき、町長は知事の指示により政府米指定倉庫に対し、引渡し要請を行い、直接引渡しを受けるものとする。

この場合、引渡しを受けた場所からの輸送は、町長が行うものとする。

4 乾パン及びパンの確保

町内の製パン業者、また身延町商工会等に協力を要請し、パン等を確保する。

5 副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、町内の食料販売業者及び身延町商工会等に協力を要請し、確保するものとする。また、状況により協定締結市町村から必要な副食等の供給を依頼する。

調達時の留意事項

- (1) 被災者の年齢、季節等に配慮して調達する（高齢者に対して軟らかなもの、乳児に対して乳児用粉ミルク・液体ミルクなど、また寒い時期には温かいものなど）。
- (2) 特定の食料を受け付けないアレルギー性疾患等の患者に配慮する。
- (3) 梅雨時期など特に食品が傷みやすい季節には、保存可能な食品を調達する。

第4 食料集積所の確保

他市町村等から搬送される救援食料及び調達食料の集積所は、資料編に掲げるとおりであり、その所在地等を関係機関に周知する。

当該施設に搬送された救援食料等は、福祉保健部福祉班の職員が中心となって仕分け、配分等を行うものとするが、必要に応じて自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、当該施設に福祉保健部福祉班を配置し、食料の衛生管理に万全を期するものとする。

資料編 ○救援物資集積所一覧

第5 炊出しの実施

1 炊出し場所

炊出しのための施設は、給食調理場の施設を有する学校等の施設を必要により利用するものとする。また、状況によっては各避難所で炊出しを実施する。

資料編 ○炊出し予定施設一覧

2 炊出し従事者

炊出しの従事者は、町職員をもってあてるほか、協力者として日赤奉仕団、ボランティア、自主防災組織等の協力を得るものとする。

3 給食の期間

給食の期間は、7日を限度とする。ただし、状況によりこの期間を延長することができるものとする。

なお、長期にわたることが予測される場合は、通常供給への切り替えを行うものとする。

4 炊出し用燃料等

炊出し用燃料等については、町内業者の協力を得て確保するものとする。

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第7 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じた食料の備蓄（最低3日分）を行うよう広報を実施する。

第 2 2 節 生活必需物資供給計画

被災者の生活の維持のために必要な生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給配分を行えるよう、町は県、関係機関と協力し、その備蓄する物資・資機材の供給に関し相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、空調器具や燃料など実情を考慮するとともに、要配慮者ニーズや男女のニーズの違いに配慮する。

第 1 実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が町長の協力を得て行うが、知事から実施を通知された場合は町長が行うものとする。

第 2 実施方法

1 給（貸）与対象者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又はき損したため、直ちに日常生活を営むことが困難である者に対して行う。

2 給（貸）与対象品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとする。

- (1) 寝具（毛布、布団等）
- (2) 被服（洋服、作業衣、子供服等）
- (3) 肌着（シャツ、パンツ等）
- (4) 身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、かさ等）
- (5) 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- (6) 食器（茶わん、皿、はし等）
- (7) 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- (8) 光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭、灯油等）

3 必要物資の把握

町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

町は、被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を、各避難所ごとの避難所管理職員や自主防災組織、ボランティア等の協力を得て速やかに把握するとともに、避難所管理職員は、町防災行政無線、電話等により本部に報告する。

4 生活必需品等の確保

(1) 備蓄物資の供給

町は、被災者への生活必需品等の給与又は貸与が必要な場合、町で備蓄している物資を速やかに供給する。

資料編 ○身延町食料等備蓄状況

(2) 町内業者等からの調達

町は、町内農協、商工会等に協力を依頼して必要な生活必需品を調達する。

(3) 応援協定に基づく調達

上記(1)、(2)によるのみでは必要な生活必需物資が被災者に供給できない場合は、協定を締結している市町村や事業者等に必要な生活必需物資の供給を依頼する。

町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行う。

(4) 国、県への物資等の供給の要請等

ア 町長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄する物資等が不足し、必要な災害応急対策の実施が困難と認めるときは、知事に対し、必要な物資の供給等を求めるものとする。

イ 町長は、事態の緊急性等に照らし必要な場合には、国に物資等の供給等を直接依頼するものとする。

ウ 国は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、知事又は町長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

エ 知事は、備蓄する物資等について、その事態に照らして緊急を要すると認められるときは、町長からの要請等を待たずに、物資の供給等について必要な措置を講ずるものとする。

オ 国、県、町及びその他防災関係機関等は所掌事務又は業務について、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、備蓄物資等の供給に関し、相互に協力するよう努める。

カ 県及び町は、物資の供給、輸送については、被災地のニーズを把握し、優先すべき案件を整理し、輸送ルート確保、配送、分配を適切に行う。

キ 町は地域内輸送拠点を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。なお、地域内輸送拠点の開設に当たっては、県が開設する広域物資輸送拠点との連携に配慮するものとする。

資料編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書
○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
○富士北麓災害時の相互応援に関する協定
○災害時における物資供給に関する協定書

5 販売業者への指導

生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止に向け、関係機関への要請に努める。

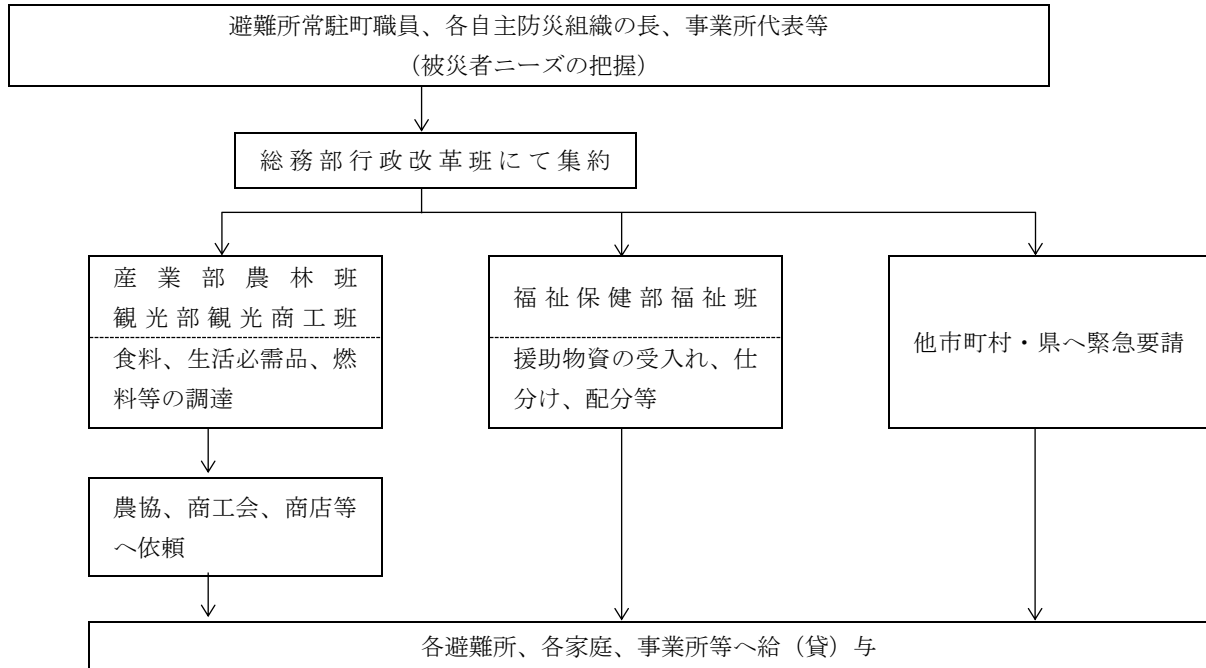
第3 救援物資集積所の確保

県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所は資料編に掲げるとおりであり、その所在地等を関係機関に周知する。

資料編 ○救援物資集積所一覧

当該施設に搬送された救援物資等は、福祉保健部福祉班の職員が中心となって受入れ、仕分け、配分等を行うものとするが、必要により自主防災組織やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に行うものとする。

なお、供給等は、次の方法により実施するものとする。



第4 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第5 災害救助法の適用に至らない場合の給与

災害救助法の適用に至らない災害によって被害を受けた被災者に対する援助は、身延町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年条例第117号）、身延町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成16年規則第50号）及び身延町小災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関する規程（平成16年告示第18号）によるものとする。また、「山梨県小災害内規」により、生活必需品の給与及び見舞金等の支給が県により実施されるため、町は、災害の状況によっては県に対して「山梨県小災害内規」に基づく応急的援助を要請するものとする。

第6 住民による備蓄の推進

大規模災害が発生した場合は、発生直後の食料確保は困難が予想されることから、住民に対し家族構成に応じた食料の備蓄（最低3日分）を行うよう広報を実施する。

第23節 給水計画

災害のため飲料水がこぼし、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最低限度必要な量の飲料水の供給を行い、同時に給水施設の応急復旧を実施する。

第1 実施責任者

被災者に対する飲料水供給の実施は、町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、給水資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、知事が町長の補助を得て行うが、知事から実施を通知された場合は町長が行うものとする。

第2 給水活動

1 給水方法

災害により水道水が使用不能の場合には、環境上下水道部水道業務班は次により給水活動を実施する。

(1) 搬水による給水

近隣の水道から給水車等を使用して搬水し、消毒のうえ緊急給水を実施する。

(2) ろ水機による給水

河川水、溜水等をろ水機によりろ過し、消毒のうえ給水を実施する。

(3) 各自自主防災組織では、給水ポリタンク等の整備を図り、使用の際には、消毒のうえ給水を実施するものとする。

(4) 河川水、溜水等による給水

現地において、河川水、溜水等をろ過し、消毒のうえ給水を実施するものとする。

(5) 応援協定に基づく緊急調達

必要量の飲料水が確保できない場合は、相互応援協定に基づき、協定を締結している市町村や事業者等から緊急調達し、被災者に供給する。

給水時の留意事項

① 給水の優先順位

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行う。

② 要配慮者への配慮

一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水を実施するなど、要配慮者に配慮した給水活動を行う。

資料編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書

○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定

○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

○富士北麓災害時の相互応援に関する協定

○災害時における物資供給に関する協定書

○災害時における応急活動の協力に関する協定書

2 必要給水量

給水は、1人1日3リットルを確保するものとする。

3 応急給水用資機材等の確保

給水車及び応急給水用資機材は、町保有のものを活用して応急給水を行うものとするが、不足する場合には、町内業者あるいは協定締結市町村から必要な応急給水用資機材等を確保する。

資料編 ○応急給水用施設、資機材保有状況

第3 水質の保全

災害時には、衛生的環境の悪化するおそれがあるので、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとする。

1 運搬給水の水質

運搬給水に当たり、運搬用具の洗浄、消毒を行うものとする。

2 応急復旧後の検査

配水管の破損箇所の復旧、臨時配水管及び応急給水栓の設置が完了した場合は、給水開始前に十分な洗浄と水質検査を行うものとする。

資料編 ○耐震性貯水槽設置箇所

第4 給水施設の応急復旧

1 被害状況等の把握

環境上下水道部水道業務班は、災害発生後、直ちに水道施設、設備の被害状況を調査するとともに、電力の供給状況等についても把握する。また、住民からの通報等により断水地域の把握に努める。

被害が発生した場合には、速やかに県に報告する。

資料編 ○給水施設設置状況

2 応急復旧活動の実施

復旧にあたっては、被害の状況により町指定給水装置工事事業者等の協力を得て実施するものとするが、優先順位を定めるなど効率的な応急復旧活動を行う。

復旧資材又は復旧作業技術者等が不足する場合には、他の水道事業者に応援を要請し、早期復旧に努めるものとする。

資料編 ○身延町指定給水装置工事事業者一覧

第5 広報の実施

1 断水時の広報

水道施設の被災により断水した場合は、断水地区の住民に対して、防災行政無線、広報車等により断水状況、復旧見込み、また水質についての注意事項等の広報を行う。

2 応急給水実施時の広報

応急給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により給水場所・時間、給水方法等について被災地の住民に周知を図る。

第6 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での

必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄（最低３日分）、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、広報紙等を通じて広報を行う。

第７ 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第24節 教育計画

教育施設又は児童・生徒の被災により、通常の教育の確保を図ることが不可能な場合、教育施設の応急復旧及び被災児童・生徒に対する学用品の給与など、応急教育を実施するものとする。

第1 実施責任者

町立の学校における災害応急教育は、町教育委員会が実施するものとする。ただし、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から委任された場合は知事の補助機関として町長が、町教育委員会及び各学校長の協力を得て実施するものとする。

第2 応急教育体制の確保

1 応急教育の実施予定場所の確保

町教育委員会は、教育施設の被災により、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、災害の程度に応じ、おおむね次表のような方法により、あらかじめ応急教育の実施予定場所を選定する。

災 害 の 程 度	応 急 教 育 の 実 施 予 定 場 所
学校の一部が被災した場合	① 特別教室、空き教室、体育館等の使用 ② 二部授業の実施
学校の全部が被災した場合	① 公民館、公共施設等の使用 ② 隣接学校の校舎の利用
特定の地区全体が被災した場合	① 災害を受けなかった地区又は避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等の使用 ② 応急仮校舎の建築
町内の大部分が被災した場合	避難先の最寄りの学校、公民館等の公共施設の使用

2 教員の確保

町教育委員会は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合の応急対策として、県教育委員会と連携して次により教員を確保する。

- (1) 欠員者の少ない場合は、学校内で操作する。
- (2) 隣接校との操作を行う。
- (3) 短期、臨時的には退職教員等の協力を求める。
- (4) 欠員（欠席）が多数のため、(1)から(3)までの方途が講じられない場合は、県教育委員会に要請し、県において配置するよう努める。

第3 災害時の応急措置

1 被害状況の把握等

発災時には、校長は、災害の規模、児童・生徒、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会に報告する。

なお、児童・生徒が負傷した場合は、速やかに応急手当を実施するとともに、必要により医療機関への搬送、救急車の手配など適切に対処する。

2 児童・生徒への対応

校長は、災害の状況に応じ、町教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置をとる。

(1) 登校前の措置

休校措置を登校前に決定したときは、電話連絡網等によって保護者に伝えるものとする。

(2) 授業開始後の措置

災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となったときは、校長は町教育委員会と協議し、必要に応じて休校措置をとるものとする。帰宅させる場合は、注意事項を十分徹底したうえ、集団下校させるものとするが、低学年児童については、教職員が地区別に付き添う等の適切な措置をとるものとする。

また、速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者への連絡がとれない場合の保護について計画を策定しておくものとする。

(3) 校内保護

校長は、災害の状況により児童・生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者へ連絡を行う。なお、この場合、速やかに町教育委員会に保護した児童・生徒数その他必要な事項を報告する。

(4) その他

状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長は、町教育委員会と協議し、児童・生徒の安全を第一に考え決定するものとする。

3 避難措置

校長は、災害の状況により避難が必要と判断した場合には、各学校であらかじめ定めた計画により、児童・生徒を適切に避難させる。

- (1) 避難順序は秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。
- (2) 校長は、避難誘導の状況を逐次町教育委員会に報告し、また保護者に通報する。
- (3) 校長は、災害時の職務の担当、避難の指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法等について計画を立て、明らかにしておく。

4 健康管理

- (1) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防の万全を期する。
- (2) 被災児童・生徒の心の相談等が必要な場合には、保健室等において養護教諭等によるカウンセリングを実施する。
- (3) 浸水被害を受けた学校については、教室、給食施設、トイレなど防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。

5 危険防止措置

- (1) 理科室、実験室、保健室等に保管している化学薬品、器具等について、速やかに安全確認を行う。
- (2) 学校の周辺及び通学路等が被害を受け、危険箇所が発生したときは、校長は、その危険防止について適切な指導を行い、その徹底を図る。

6 給食等の措置

- (1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急処理を行い給食の実施に努める。
- (2) 状況によっては、近隣の給食実施校から給食の応援や、給食物資、作業員等の応援を依頼し、給食の実施に努める。
- (3) 学校が住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊出しの用にも供されるため、学校給食及び炊出しの調整に留意する。

(4) 衛生管理に十分注意し、給食に起因する感染症、食中毒の発生のないよう努める。

7 その他

学校内に避難所が開設された場合、校長は町及び教育委員会との事前協議に基づき避難所の開設及び管理運営に努めるものとする。

第4 学用品等の確保

学校施設の管理運営及び学校教育に必要な授業用資材、学習用品その他応急物品の確保を図るとともに、必要に応じて学校等に配布するものとする。

また、被災児童・生徒に対する教科書及び学用品の給付は、災害救助法に基づいて行うものとする。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第25節 廃棄物処理計画

被災地におけるごみの収集、し尿、災害廃棄物（がれき）等の廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、災害地の環境衛生の保全と早期の復興を図る。

第1 基本的事項

1 実施責任者

ごみ及びし尿の処理は町長が行うものとするが、被害甚大で町で処理不可能の場合は、峡南林務環境事務所に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を求めて実施する。なお、町は平時から大量の廃棄物の発生に備え、一時保管場所の確保に努めるものとする。

2 基本的な処理方針

町は、災害廃棄物の処理に当たっては、撤去段階から積極的に分別を実施し、それぞれの特性に応じた適切な処理を行うとともに、再資源化が可能なものは極力再資源化し、最終処分量の削減等に努める。

また、早期に復旧・復興を果たすため、できる限り速やかに、最長でも発災から3年で災害廃棄物の処理を終えることとする。

3 想定される役割

平常時（災害予防）、応急対応時、復旧・復興時における町の役割は次のとおりとする。

また、町は、各段階における処理の手順や実施方法等、災害廃棄物の処理に必要な事項を取りまとめた「災害廃棄物処理計画」を作成し、災害時に備えるものとする。

平常時 （災害予防）	○災害支援協定の締結 ○廃棄物処理施設の耐震化及び被害対策 ○被害想定に基づく廃棄物発生量の推計 ○処理スケジュール及び処理フローの検討 ○仮置場の必要面積の算定及び候補地の選定 ○収集運搬方法・ルート、必要資機材等の検討
応急対応時	○処理施設の被害状況の把握、県への報告 ○被害状況に基づく廃棄物発生量の推計及び処理可能能力の把握 ○関係団体等への協力・支援要請 ○処理スケジュール及び処理フローの決定 ○災害廃棄物の処理 ○実行計画の作成 ○処理の進捗状況の管理
復旧・復興時	○実行計画の実施及び見直し ○関係団体との連携 ○処理施設の復旧 ○処理の進捗状況の管理

4 対象とする災害廃棄物

本計画の対象とする災害廃棄物は、災害廃棄物対策指針（平成26年3月環境省）に規定するものをいう。

種類	内容
災害により発生する廃棄物	
木くず	柱・梁・壁材、流木等
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等

金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車等
腐敗性廃棄物	量、被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品等
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、P C B 廃棄物、感染性廃棄物、有害性物質を含む医薬品類及び農薬類等
その他適正処理困難物	消火器、ボンベ類、ピアノ、マットレス等
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
し尿	仮設便所等からの汲取りし尿
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ

第2 平常時の対応

1 協力・支援体制の整備

町は、近隣をはじめとする県内市町村等と廃棄物の処理に関する災害支援協定の締結に努める。

2 処理体制の整備

町は、災害廃棄物処理に係る応急体制を整備するため、あらかじめ次の事項について検討し、把握に努める。

(1) 災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計

町は、次の推計方法（県における推計方法）を参考に、被害想定に応じた発生量及び自区内処理可能量を推計する。

災害廃棄物（避難所ごみ、し尿を除く）発生量の推計方法

発生量（t）	被害棟数（棟）×平均床面積（m ² /棟）×発生原単位（t/m ² ）×係数 ※被害区分：全壊、半壊、焼失（木造・非木造）			
種類別発生量	災害廃棄物発生量（t）×災害廃棄物等の種類別割合			
平均床面積	全壊	木造：127m ² /棟 R C造：1,454m ² /棟		
	半壊	S造：281m ² /棟 その他：102m ² /棟		
	焼失	木造：127m ² /棟 非木造：322m ² /棟		
発生原単位	全壊	木造：0.696 t/m ² R C造：1.107 t/m ²		
	半壊	S造：0.712 t/m ² その他：0.838 t/m ²		
	焼失	木造：0.696 t/m ² 非木造：0.805 t/m ²		
係数	全壊：1		半壊：0.2	
	焼失（木造）：0.66		焼失（非木造）：0.84	
種類別割合	項 目	全壊、半壊	火災（木造）	火災（非木造）
	可燃物（％）	18	0.1	0.1
	不燃物（％）	18	65	20
	コンクリートがら（％）	52	31	76
	金属くず（％）	6.6	4	4
	柱角材（％）	5.4	0	0

平均床面積：「山梨県統計データバンク市別構造別着工建築物」の平成22～平成26年度の建物の数、床

面積から算出。

発生原単位：「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」（平成9年3月兵庫県）による。

係数：「災害廃棄物対策指針技術資料」による。

種類別割合：「災害廃棄物対策指針技術資料」南海トラフ巨大地震の想定（東日本大震災の処理実績に基づく種類別割合）による。

焼失による木造・非木造別の被害想定を行っていない場合には、木造と非木造の割合を8対2（県内の建物のおおよその構造別割合）として算出する。

災害廃棄物（避難所ごみ）発生量の推計方法

避難ごみ発生量	避難者数（人）×収集実績に基づいた発生原単位（g/人・日）
収集実績に基づいた発生原単位	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の過去10年間の山梨県1人1日当たりの排出量の平均値を用いる。

算出式：「災害廃棄物対策指針技術指針」による。

災害廃棄物（し尿）収集必要量の推計方法

し尿収集必要量（L）	①災害時におけるし尿収集必要人数×②1日1人平均排出量	
①災害時におけるし尿収集必要人数	③仮設トイレ必要人数+④非水洗区域し尿収集人口	
②1日1人平均排出量	1.7L/人・日	
③仮設トイレ必要人数	避難所避難者数+⑤断水による仮設トイレ必要人数	
④非水洗区域し尿収集人口	汲取人口－避難者数×（汲取人口/総人口）汲取人口	
⑤断水による仮設トイレ必要人数	〔水洗化人口－避難者数×（水洗化人口/総人口）〕×上水道支障率×1/2	
	⑦水洗化人口	平常時に水洗トイレを使用する住民数 （下水道人口、コミュニティプラント人口、農業集落排水人口、浄化槽人口）
	⑧総人口 上水道支障率 1/2	水洗化人口+非水洗化人口 地震による上水道の被害率 断水により仮設トイレを利用する住民は、上水道が支障する世帯のうち約1/2の住民と仮定
⑥計画収集人口	「一般廃棄物処理事業実態調査」（環境省）の山梨県の直近年度の値を用いる。	
⑦水洗化人口		
⑧総人口		

算出式：「災害廃棄物対策指針技術指針」による。

1日1人平均排出量：「災害廃棄物対策指針技術指針」による。

（2）仮置場

想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、平常時に仮置場の候補地を設定する。また、仮置場は、主に災害廃棄物を分別し、一定期間保管する場所と、主に破碎・選別等を行う場所とに分けて設置することが考えられるため、場所ごとの具体的な利用方法をあらかじめ定めておく。

資料編 ○廃棄物仮置場一覧

（3）処理スケジュール・処理フロー

災害廃棄物発生量や処理可能量等の推計をもとに災害廃棄物の処理スケジュールと処理フローを定める。

また、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、処理方法等について定める。

第3 応急対応

1 組織体制の確立

平常時に定めた組織体制、指揮命令系統、情報収集、連絡体制を確立する。

2 被災状況等の情報収集

災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、町は、峡南衛生組合から、廃棄物処理施設の被災状況や収集運搬車両の状況等の収集運搬体制、廃棄物発生量の推計に必要な情報等を収集する。

3 協力・支援の要請

町のみではごみ・し尿等の処理業務が不可能又は困難な場合は、峡南林務環境事務所に連絡し、県、他市町村に応援を要請して速やかに収集・処理を行う。

また、町は、あらかじめ民間の清掃業者、し尿処理業者及び仮設トイレ等を扱うリース業者等に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努める。

資料編 ○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書
○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書

4 災害廃棄物処理実行計画の作成

平常時に作成した災害廃棄物処理計画を基に、廃棄物の発生量と処理施設の被害状況を把握した上で、実行計画を作成する。

5 災害廃棄物の処理

町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

(1) 収集運搬

道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備し、必要な分別排出を住民に周知する。

(2) 仮置場

被害状況を反映した発生推計量をもとに必要な面積の見直しを行い、効率的な受入れ、分別・処理等が可能な搬入導線等を考慮し、設置場所を確保する。

(3) 分別・処理・再資源化

廃棄物の種類ごとの性状や特徴等に応じた適切な方法を選択し、復興計画や復興事業の進捗に合わせて分別・処理・再資源化を行う。

資料編 ○ごみ処理施設
○ごみ収集運搬車

6 仮設トイレの設置、し尿処理

(1) 仮設トイレの設置

環境上下水道部下水道班は、断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置する。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

(2) 収集方法

し尿の収集は、許可業者に協力を要請し、緊急を要する地域から速やかに収集、運搬する。なお、収集する際には、許可業者と収集分担区域、収集運搬ルート等について協議を図るものとする。

(3) 処理方法

ア 収集したし尿は、し尿処理施設で処理する。

イ 被害が甚大で町では処理が困難な場合には、県（峡南林務環境事務所）あるいは、近隣市町村に協力を依頼して処理する。

資料編 ○し尿処理施設 ○し尿収集運搬車

7 死亡獣畜の処理

死亡獣畜は、家畜処理取扱所で処理するものとする。

8 環境対策、モニタリング

町は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音、振動、臭気、水質等のモニタリングを行い、被災後の状況を確認し、地域住民へ情報の提供を行う。

第4 復旧・復興時の対応

町は、災害廃棄物処理の進捗に応じて、適宜災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。

また、実行計画に定めた処理スケジュールに照らして、災害廃棄物の処理が適切に進んでいるかを把握し、処理が計画どおりに進んでいない場合には、県に対して助言、支援等を求める。

第26節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を供給し、又は破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の修理は、町長が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請する。

また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、知事から実施を通知された場合は、町長が行うものとする。

第2 実施方法

1 供与及び修理の対象者

(1) 応急仮設住宅を供与する被災者

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。例示すると、次のとおりである。

(ア) 特定の資産のない失業者

(イ) 特定の資産のないひとり親家族

(ウ) 特定の資産のない老人、病弱者、身体障害者

(エ) 特定の資産のない勤労者

(オ) 特定の資産のない小企業者

(カ) (ア)から(オ)までに準ずる者

(2) 応急修理を受ける者

ア 災害によって住家が半焼、半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ 自らの資力をもってしては、応急修理ができない者

2 設置場所の選定・確保

(1) 選定

応急仮設住宅の建設場所の選定にあたっては、次の事項等に留意して選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所

イ 交通の便、学校教育の便を考慮した場所

ウ 被災者の生業の見通しが立つ場所

エ がけ崩れ等の二次災害のおそれがない場所

(2) 確保

災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくものとする。なお、町の建設予定地は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○応急仮設住宅建設候補地

3 建設資機材及び業者の確保

- (1) 町は、木材業者及び町建設業者等と協力して、仮設住宅の設置又は応急修理を行うものとする。
- (2) 資材、人員等の確保が困難な場合は、県又は他市町村へ応援を要請する。
- (3) 応急仮設住宅を建設する際、建設の構造及び仕様については高齢者や障害者等の要配慮者に配慮するよう努める。

資料編 ○町内建設業者一覧

4 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給

町は、県から民間賃貸住宅の情報を収集し、自らの資力で住宅を得ることができる被災者へ情報提供を行う。

5 入居者及び修理対象者の選考

応急仮設住宅の入居者及び被災住宅の応急修理対象者の選考にあたっては、町民部が受付し、関係各部の協議により行うものとする。町長は選考にあたっては、障害者や高齢者等の要配慮者を優先的に入居させるとともに、被災者の資力その他の実情を十分調査し、必要に応じ民生委員等の意見を聴く等、公平な選考に努める。

6 管理及び処分

- (1) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。
- (2) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

7 野外収容施設の設置

災害によって被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する必要性が生じ、かつ付近に適当な収容施設がないか被災者の全員を収容できない場合は、適所に臨時的に野外収容施設を設置するものとする。

8 公営住宅への優先入居

町長は、応急仮設住宅入居者の実態を把握し、一般住宅への転居を進めるとともに、町営住宅への優先入居、各種貸付制度等による住宅資金の斡旋等の施策の活用を図るものとする。

第3 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第27節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者等を搜索し、又は救出してその者の保護に万全を図るものとする。

第1 実施責任者

被災者の救出は、原則として町長が行う。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に実施又は要員、資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、知事から実施を通知された場合には町長が行うものとする。

第2 救出の対象者

災害のため、家屋流失の際ともに流されたり、地震の際に倒壊家屋の下敷になったような場合など生命、身体が危険な状態にある者とする。

第3 救出の方法

1 救出班の編成

- (1) 救出活動は、町長が指名する町職員、消防団員をもって救出班を編成し、町保有の救出资機材等を活用して実施する。また、自主防災組織、中部消防署等とも連携するものとする。
- (2) 被災者の救出に当たっては、特に南部、富士吉田各警察署に協力を要請するとともに、常に緊密な連携のもとに救出に当たるものとする。
- (3) 負傷者の応急手当を必要とする場合は、南巨摩郡医師会など医療関係機関の協力を得るほか、本章第18節「医療・助産計画」の定めるところにより実施する。

2 救出资機材の確保

要救助者の状況に応じて、救出作業に必要な人員、設備、機械器具等を活用して救出を行うものとするが、必要な救出资機材、要員が確保できない場合は、町内建設業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

3 関係機関等への要請

災害が甚大で、町内のみの動員又は町にある資機材では救出が困難な場合は、応援協定等に基づき、締結市町村から必要な救助要員や救出资機材等を確保し、救出活動を行うものとする。

また、災害の状況により県、他市町村に協力を要請するとともに、必要によっては自衛隊の派遣要請を知事に要求する。

資料編	○大規模災害時の「南部藩ゆかりの地」相互応援に関する協定書
	○環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定
	○富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
	○富士北麓災害時の相互応援に関する協定
	○災害時における物資供給に関する協定書

第4 地域住民による初期活動

1 救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときは、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施する。

2 関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに町及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力する。

3 要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、要配慮者の安全確保を図る。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第28節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

四囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索、見分、検視及び災害の際死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、処理及び埋葬を行うことが困難な場合又は死亡者の遺族がない場合に、次により応急的な対策を実施するものとする。

第1 実施責任者

死体の搜索、処理及び埋葬は、町長が行うものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請する。また、災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を通知された場合には町長が実施するものとする。

死体の見分、検視は、警察が行うものとする。

第2 行方不明者及び死体の搜索

1 行方不明に関する相談窓口の設置

家族から行方不明の問い合わせ等について、町は町民部町民・国保班に相談窓口を設置し、南部、富士吉田各警察署と連携を図りながら、行方不明に関する問い合わせ等に対処するものとする。また、行方不明の届出の際は、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣、特徴など必要事項を記録する。

2 搜索活動

搜索活動は、町職員、消防団のほか南部、富士吉田各警察署に協力を要請し、必要な機械器具を借り上げ、搜索班を編成し実施する。また、必要により地域住民の協力を得て行う。

人命救助、救急活動及び死体、行方不明の搜索中に死体を発見したときは、町本部及び関係警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとする。

3 搜索の依頼

死体が他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び死体漂着が予想される市町村に対して、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等を明示して、搜索を要請する。

第3 死体の検案

1 検案の実施

(1) 死体の検案は、原則として医療救護班の医師が実施するものとする。

(2) 洗浄、縫合、消毒等死体処理に必要な物資の調達から処理に関するすべての措置を実施するとともに、検案が開業医によって行われた場合は、その実費弁償を行うものとする。

2 死体の輸送

警察官による検視（見分）及び医療救護班による検案を終えた死体は、本部長が指定する死体収容（安置）所に輸送するものとする。

第4 死体の収容、安置

1 身元確認

関係警察署、自主防災組織等の協力を得て、死体の身元引受人の発見に努め、身元不明者については、死体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、所持品、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保管するものとする。

2 死体収容（安置）所の開設

本部長は、寺院、公共建物又は公園等死体収容に適切な場所を選定し、死体収容（安置）所を開設するものとする。

死体収容（安置）所の開設にあたっては、納棺用品、ドライアイス等必要機材を確保するとともに、死体収容のため適当な既存建物がないときは、天幕等を設置してこれを開設するものとする。

3 死体の収容

- (1) 本部長は死体処理票を作成のうえ、納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に貼付する。

資料編 ○死体処理票

- (2) 町長（本部長）は埋・火葬許可証を発行する。

- (3) 遺族その他の者より死体引取りの申し出があったときは、死体処理票によって整理のうえ引渡す。

第5 埋・火葬

- 1 遺体について、遺族等の引取り手がない場合又は遺族等が埋・火葬を行うことが困難な場合、応急措置として火葬又は埋葬を行う。

- 2 埋・火葬に付する場合は、埋・火葬台帳により処理するものとする。

資料編 ○埋・火葬台帳

3 埋葬の実施方法

- (1) 火葬は、峡南衛生組合火葬場において行うものとするが、災害の状況により当該施設では対応が困難な場合は、他市町村の施設へ搬送して火葬を行う。

名 称	所 在 地	連 絡 先
峡 南 衛 生 組 合 火 葬 場	身延町下田原2548	0556-42-2207
南 部 ア ル カ デ ィ ア 聖 苑	南部町大和1633-1	0556-64-1033 0556-64-8022（組合南部支所）

- (2) 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き渡す。

第6 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第29節 障害物除去計画

災害により、住居、炊事場、玄関等に土石及び竹木等の障害物が運ばれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては障害物を除去することができないときに、これを応急的に除去して、被災者の保護を図り、あるいは道路、河川等の障害物を除去する必要がある場合は、おおむね次により措置するものとする。

第1 実施責任者

- 1 障害物の除去は、町が実施するものとする。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、知事が町長の補助を得て行うが、知事から実施を通知されたときには町長が行うものとする。
- 2 障害物が道路上又は河川にある場合は、道路又は河川の維持管理者がそれぞれ必要に応じ除去するものとする。

第2 障害物除去の要領

1 住宅障害物の除去

(1) 除去対象者

災害等により住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、次の条件に該当する住家を早急に調査のうえ実施する。

- ア 障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの
- イ 自らの資力をもってしても、障害物の除去ができないもの
- ウ 住家が半壊又は床上浸水したもの
- エ 原則として、当該災害により住家が直接被害を受けたもの

(2) 優先除去の決定

町は、障害物の除去を必要とする住家を把握するとともに、障害物による支障状況、また半壊・床上浸水状況の程度等を確認のうえで、除去の順位を決定する。

2 道路等の障害物の除去

(1) 除去の優先順位

早急に被害状況を把握し、町所管の道路に障害物が堆積した場合または放置された場合は、速やかに県に報告するとともに、町指定緊急輸送道路（本章第13節「緊急輸送計画」参照）など重要な道路から除去し、道路機能の早期確保に努める。

(2) 道路管理者等に対する連絡

国道、県道に障害物が堆積し、通行不能となった場合、また河川に障害物が滞留し、水害のおそれがある場合は、この旨を管理者に通報し、これらの障害物の速やかな除去を要請する。

第3 実施方法

障害物の除去は、建設部公共土木・高速道路推進班が担当し、町内建設業者等に依頼し、速やかに実施する。

町のみでは障害物除去の実施が困難な場合には、県及び他市町村に協力を要請する。

第4 障害物の集積場所の確保

除去した障害物は、交通に支障のない、また住民の日常生活に支障のない公有地を選定し集積する

ものとするが、適当な場所がないときは、所有者の承認を得て私有地を使用する。その際には、後日問題が起こらないよう所有者との間で十分協議する。

第5 災害救助法による救助の基準

災害救助法による救助の基準の一覧表は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○山梨県災害救助法施行細則（別表）

第30節 生活関連事業等の応急対策計画

第1 電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社）

災害時の電気供給のための応急対策は、東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社の計画によるものとするが、おおむね次のとおりである。

1 防災体制

(1) 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第1非常態勢	・被害の発生が予想される場合 ・被害が発生した場合
第2非常態勢	・大規模な被害が発生した場合 (大規模な被害の発生が予想された場合を含む。) ・東海地震注意情報が発表された場合
第3非常態勢	・大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・警戒宣言が発せられた場合 ・県内並びに首都圏で震度6弱以上の地震が発生した場合

(2) 災害対策組織

災害が発生したとき、山梨総支社内に非常災害対策本部を設置する。

2 応急復旧対策

(1) 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって、速やかに対応する。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努める。

(2) 設備の予防強化

ア 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じる。

イ 工事実施中のものは、速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じる。

(3) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合等には、適切な危険防止措置を講じる。

(4) 災害時における広報

次の事項について、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知する。

ア 感電事故及び漏電による出火の防止

イ 電力施設の被害状況、復旧予定等

(5) 被害状況の収集

あらゆる方法を通じて全般的被害状況の早期把握に努め、復旧計画を策定する。

3 町の措置

町は、電力会社と協力して次のような措置をとるものとする。

- (1) 避難所等への電力の供給
- (2) 電力施設の復旧状況の広報
- (3) 感電事故、電気火災等防止の広報

第2 電気通信事業施設（東日本電信電話(株)山梨支店、(株)NTTドコモ山梨支店）

1 防災体制

東日本電信電話(株)山梨支店及び(株)NTTドコモ山梨支店の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置する。

2 災害応急対策

- (1) 被災地災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

「災害救助法」が適用された場合等には、避難所に、罹災者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

- (2) 携帯電話の貸出し

ドコモは、「災害救助法」が適用された場合等には避難所、現地災害対策本部への携帯電話の貸出し及び避難所での充電サービスに努める。

- (3) 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

3 災害時における広報

- (1) 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努める。

- (2) テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前に設置している掲示板等により、直接当該被災地に周知する。

- (3) 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーカー案内、避難所等での利用案内を実施するほか、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

4 設備の応急復旧

東・西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害に伴う電気設備等の応急普及は、恒久復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

第3 ガス小売事業（旧簡易ガス）施設応急保安対策

ガス小売事業（旧簡易ガス）者は、災害の発生により危険な状態となった場合は、各コミュニティーガス供給地点を巡回点検して、以下の対策を講ずるものとする。

1 特定製造所

- (1) 特定製造所に異常を認めたとき。

ア 特定製造所のガスの発生設備及び調整装置の外観及び漏洩検査を行う。

イ 異常を認めたときは速やかに応急修理を行う。

ウ 調査の結果応急修理が不可能なときは仮設による供給を行う。

- (2) 特に周囲の被災が大きいと判断されるときは、供給を停止し以後の状況把握に努め状況を監視

する。

2 導管

(1) 本支管及び供給管

ア 不等沈下、地割れ、陥没等地盤に異常を認めたときは、供給継続のままボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、濁流その他により土砂の流出等地層に変異が認められたときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

(2) 屋外管・屋内管

ア 災害による異常の有無が判別しがたいときは、ガス検知器及びボーリングによるガス漏れ検査を行う。

イ 特に周囲の被災状況が大きく、窓、壁その他建造物に損壊等の異常が認められるときは、供給を中断しガス圧による漏洩検査を行う。

(3) 導管の調査の結果異常を認めたときは、速やかに復旧の作業を行う。

3 復旧体制

上記の応急対策を円滑に遂行するため、事業所内に特別組織を編成し、それぞれの状況に応じて出動し対処する。

4 町の措置

町は、ガス事業者と協力して次のような措置をとるものとする。

(1) ガスによる二次災害の防止措置及び復旧状況の広報

(2) ガス漏れ区域、火災警戒区域等の広報

資料編 コミュニティーガス事業者の名称、所在地、供給区域等

第4 液化石油ガス応急保安対策

(1) 災害対策組織

発災後、山梨県に「災害対策本部」が設置された場合、（一社）山梨県LPガス協会に「災害対策本部」を設置する。

(2) 応急対策

ア 関係機関との連絡

イ 一般消費者向け広報

ウ 応急復旧資機材の調達

エ 復旧要員の派遣

第5 危険物等応急保安対策

火薬類販売業者、ガス業者及び石油等販売業者等は、災害により危険な状態となった場合は、県の指導及び業者組合等の保安計画に基づき直ちに応急措置を講ずるものとする。

1 火薬類の応急対策

(1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときには、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け見張人をつける。

(2) 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等安全上の措置を講ずる。

(3) 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じ付近の住民に避難するよう警告する。

- (4) 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに警察官、消防吏員に通報する。

2 高圧ガスの応急対策

- (1) 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講じるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- (2) 充てん容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- (3) 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は消防機関、警察及び荷受人等へ通報する。なお、緊急やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。
- (4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

3 危険物の応急対策

(1) 危険物施設の管理者の措置

- ア 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- イ 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- ウ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- エ 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防機関、警察等に速やかに通報する。

(2) 町長の措置

- イ 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、施設関係者、峡南広域行政組合消防本部及び南部、富士吉田各警察署と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに付近住民に対し、避難等の指示又は勧告をする。

資料編 ○危険物施設の現状

4 毒物劇物の応急対策

- ア 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。
- イ 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- ウ 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- エ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

第6 郵便業務応急対策計画

日本郵便株式会社は、郵便事業の業務運行確保に全力を挙げるとともに、被災地の状況に応じて次のとおり災害特別業務を行う。

1 郵便関係

(1) 郵便葉書等の無償交付

集配郵便局長は、自局区内に非常災害が発生し、災害救助法が発動されたときは、郵便葉書等の無償交付の決定を行い、局前掲示等で公示する。対象者は、避難施設に収容されている者又は被

服、寝具その他生活必需品の給与若しくは貸与を受けた者で、被災 1 世帯当り通常葉書 5 枚及び郵便書簡 1 枚の範囲内とする。

(2) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除

ア 被災者が差し出す郵便物等の料金免除

当該被災地域の被災者（法人を除く。）が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字の
みを掲げたものを内容とする郵便物で、見やすい所に「災害用」と記載された郵便物の料金を免
除する。速達及び電子郵便の特殊取扱いを行う。

イ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

被災者の救助を行う地方公共団体及び日本赤十字社等にあてた救助用寄付金・見舞金を内容と
した現金書留郵便物及び救助用物資を内容とする普通小包郵便物で見やすい所に「救助用」と記
載された郵便物の料金を免除する。

引受局は、簡易郵便局を含むすべての郵便局とする。

ウ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため、必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の
業務の一部を停止する。

2 電報・電話関係

被災者が災害救助法が発動された町内に所在する郵便局から発信する、被災状況の通報又は救助を
求めることを内容とし N T T が定める条件に適合する電報・電話は、その料金を免除する。

3 為替貯金関係

郵便局長は、町に災害救助法が発動されたときは、直ちに「郵便貯金の非常払い」や「郵便貯金の
非常貸付」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲示するなどして周知する。

4 簡易保険・郵便年金関係

郵便局長は、町に災害救助法が発動されたときは、直ちに「保険料等の払込猶予期間の延伸」や
「保険金（倍額保険金を含む。）、貸付金等の非常即払」等の非常取扱いを実施し、その旨を局前に掲
示するなどして周知する。

5 災害寄付金の料金免除の取扱い

地方公共団体及び中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救護を目的とする寄付金を郵便振
替により送金するときは通常払込及び通常振替の料金免除の取扱いを実施する。

第 3 1 節 義援金品募集配分計画

被災者、被災施設等に対する地域社会からの義援金品の募集及び配分については、おおむね次により行うものとする。

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって配分委員会を構成して実施する。

県・町・日本赤十字社県支部・共同募金会・町社会福祉協議会・報道機関その他

2 募集及び配分

配分委員会において、被害の程度、範囲及び町内外別に応じてその方法を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら公平に実施する。

なお、平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとする。

3 募集及び配分結果の公表

配分委員会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表する。

第3 2 節 労働力確保計画

災害応急対策等に必要な労働力確保対策を、次のとおり行うものとする。

第1 県、他市町村長等への応援要請

県及び他市町村長等への応援要請による職員の確保、また応援協定に基づく必要な職員の確保については、本章第4節「応援協力要請計画」の定めるところによる。

第2 労働力の確保

1 鯉沢公共職業安定所長は、労働力の確保を円滑に行うため次の措置をとる。

- (1) 斡旋業務の円滑を期し、緊急計画を策定する。
- (2) 関係機関との緊密な連携をもって所要労働力の募集について、求人広報に関する所要の措置をとる。
- (3) 必要により他の公共職業安定所へ求人連絡を行う。

また、あらかじめ、常時土木関係等災害関連職種に従事する求職者については居住地、連絡先、連絡方法等を整備しておく。

2 町長は、鯉沢公共職業安定所長の措置する労働力の確保について、資料の提供及び連絡等について協力するものとする。

第3 災害応急対策求人

1 雇上げ方法

町長は、鯉沢公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにし、文書又は口頭で申し込むものとする。

- (1) 職種別所要求人の数
- (2) 作業場所及び作業内容
- (3) 作業時間、賃金等の労働条件
- (4) 宿泊施設の状況
- (5) 必要とする期間
- (6) その他必要な事項

第4 その他

1 これら災害応急対策に公共職業安定所の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域における同種の業務及び技能について支払われる一般の賃金水準を基とすること。

2 鯉沢公共職業安定所長は、第3の求人により応募した就労希望者の配置については緊急度、重要度等について峡南地方連絡部長（峡南地域県民センター長）と協議し、必要に応じ適宜調整を行いながら実施するものとする。

第3章 第3節 自主防災組織等協力要請計画

災害時において、災害対策本部職員では人手が不足する災害場所では、地区奉仕団等の組織に応援協力を求め、その対策に万全を期するものとする。

第1 奉仕団の協力要請

町長は、自治会等各組織の応援、協力が必要と認めたときは、組織の代表者を通じて協力を要請するものとする。

第2 奉仕団の編成

奉仕団は、おおむね次の団体ごとに編成するものとする。

- 1 地域の自主防災組織
- 2 日本赤十字奉仕団
- 3 社会福祉協議会（災害ボランティア）
- 4 愛育会
- 5 その他

第3 奉仕団の主な活動内容

- 1 炊出しその他災害救助の応援
- 2 簡易な清掃作業
- 3 簡易な防疫作業
- 4 災害対策用物資の輸送及び配分
- 5 軽易な作業及び事務

第4 奉仕団の動員

奉仕団の動員は、町長が奉仕団を管轄する部署（総務課、福祉保健課、教育委員会等）に要請して行うものとする。

第5 自主防災組織の育成

災害時には、町、防災関係機関、住民が連携して活動することが被害を軽減する上で重要であるため、地域での共助の促進の観点から、住民、事業所等の自主防災組織の育成を強化するものとする。

第6 町の役割

町は、地域内における各団体・組織の活動を促進するため、必要に応じて活動の支援に努める。

第34節 民生安定事業計画

第1 被災者生活再建支援制度（被災者生活再建支援法）

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、被災者の自立した生活の開始を支援するため、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、県から被災者生活再建支援金が支給される。

1 被災者生活再建支援法の適用要件

(1) 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

※ エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(2) 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

2 被災者生活再建支援金の支給条件

(1) 支給金支給の基準

支給額は、以下の2つの支援金の合計額とする。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯（法第2条第2号イ）	100万円	75万円
解体世帯（法第2条第2号ロ）	100万円	75万円
長期避難世帯（法第2条第2号ハ）	100万円	75万円

大規模半壊世帯（法第2条第2号ニ）	50万円	35.5万円
中規模半壊世帯（法第2条第2号ホ）	—	—

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額(全壊、大規模半壊)		支給額(中規模半壊)	
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 (法第3条第2項第1号)	200万円	150万円	100万円	75万円
居住する住宅を補修する世帯 (法第3条第2項第2号)	100万円	75万円	50万円	37.5万円
居住する住宅を賃借する世帯 (公営住宅を除く)(法第3条第2項第3号)	50万円	37.5万円	25万円	18.75万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

3 町の事務

町は、被災世帯が円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告するものとする。なお、被害状況を把握するにあたって、被災世帯の個人情報の保護に十分配慮するものとする。

- (1) 町名、法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- (2) 災害の原因及び概況
- (3) 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊・全焼・全流出、半壊・半焼及び床上浸水の被害を受けた住宅の世帯数等）
- (4) その他必要な事項

第2 山梨県・市町村被災者生活再建支援事業

第1の被災者生活再建支援法に基づく救済を受けられない自然災害による被災者を対象に、平成28年1月1日より、県・町が共同で被災者の生活再建を支援するための支援金支給制度が運用されている。

1 適用要件

- (1) 対象となる自然災害
県内で1世帯でも住宅全壊が生じた自然災害
- (2) 対象となる被災世帯
支給額は、以下の「基礎支援金」と「加算支援金」の支援額の合計額となる。

2 支給条件

被災者生活再建支援法と同一。

第3 中小企業金融対策

1 融資

融資は、次のとおりである。

(令和2年11月現在)

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	用途	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害 復旧 貸付	被害を被った中小企業者 公庫、金庫が特に指定した地域に所在する直接又は間接に		既往貸付の残高に拘らず (直貸) 一般 15,000万円以内 組合 45,000万円以内 (代理貸) 一般 7,500万円以内 組合 22,500万円以内	基準利率。 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 15年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)	担保及び保証人の徴求に当たっては、個別中小企業の実情に応じ、弾力的に取り扱う	特別利率を適用する場合は市町村長の発行する災害証明書が必要
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害 貸付			(1) 各融資制度の融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める。 (3) 代理店取扱1,500万円	各融資制度に定められた利率(代理貸付については基準利率)ただし、特定の激甚災害の場合はその都度定める。	普通貸付 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 特別貸付 各融資制度に定められた期間内		1 直接被害者は原則として市町村長その他担当の機関の発行する被害証明書又は特別被害証明書が必要 2 災害の発生した日から6か月目の月末まで
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害 復旧 資金			定めなし	商工中金所定の利率。	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策 融資 (経済危機・災害復旧関係)	法令で指定する被災区域又は被災区域外に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者	事業資金	設備資金 5,000万円 運転資金 5,000万円 (一企業限度額 5,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内 (1年以内の据置期間を含む。) 運転資金 7年以内 (1年以内の据置期間を含む。)	金融機関又は信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として市町村長の発行する被害証明書が必要
	経済変動対策 融資 (東日本大震災復興融資)			設備資金 3,000万円 運転資金 3,000万円 (一企業限度額 3,000万円)	1.40%	設備資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。) 運転資金 10年以内 (2年以内の据置期間を含む。)		

2 信用保証について

法令に基づき指定された被災地域に所在する直接又は間接に被害を被った中小企業者に対する災

害関係保証の特例

(1) 機関名 山梨県信用保証協会

(2) 概要

ア 災害関係保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

イ 信用保証料の低減措置をとる。

第4 山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

1 新築住宅 400万円、18年償還（うち3年据置）

2 改修住宅 200万円、11年償還（うち1年据置）

※令和2年11月現在

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※貸付利率 融資受付時の支援機構の融資金利と同率

第5 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりである。

1 山梨県農業災害対策資金 (令和2年11月現在)

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む。）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の使途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・融資機関が負担） ※保証料も融資機関負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧資金は10年以内）
資金源	J A

2 天災資金 (令和2年11月現在)

貸付対象	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）が発動された場合で、農作物減収量30%以上で、その損失額が平年農業総収入の10%以上の被害農業者及び林産物損失額10%以上又は林産施設損失額50%以上の被害林業者で町長の認定を受けた者及び在庫に著しい被害を受けた農協、同連合会等
資金の使途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸付限度額	（被害農林業者の経営に必要な資金） 農林業者 個人200万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 激甚災害の場合、個人250万円、法人2,000万円（政令で定める資金として貸し付けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどちらか低い額 （被害組合の運営に必要な資金） 農協、同連合会等

	農協2,500万円（連合会5,000万円） 激甚災害の場合、農協5,000万円（連合会7,500万円）
貸付利率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入の50%以上の者） に対しては年3%以内、他の者に対しては年6.5%以内又は年5.5%以内
据置期間	——
償還期限	特別被害農林業者は6年以内、他は5年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については7年以内
資金源	J A又は金融機関

3 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）（令和2年10月現在）

貸付対象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、認定就農者等
資金の用途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っているものについては、年間経営費の6/12に相当する額
貸付利率	年0.16～0.24%
据置期間	3年以内
償還期限	10年以内
資金源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

第6 災害救護資金等貸与計画

（令和2年11月現在）

区分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対象者	罹災低所得世帯（原則 官公署の発行する罹 災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定め る災害により災害を受けた世 帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害 を受けた母子及び父子並びに寡婦 世帯
貸付世帯数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資金の種別	福祉資金・福祉費 （災害を受けたこと により臨時に必要な 経費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸付限度額	150万円以内	350万円以内	住宅200万円以内 事業開始285万円 事業継続143万円
貸付期間	7年以内 （6月以内の据置き）	10年以内 （うち3年据置）	住宅7年以内2年据置 開始7年以内2年据置 継続7年以内2年据置
償還方法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸付利率	年1.5%（保証人が いる場合は無利子）	年3%	年1.0%（保証人がいる場合は 無利子）
その他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子

実 施 機 関	山梨県社会福祉協議会	身延町（県は全額町に貸与、 国はそのうち2／3を貸与する。）	県
---------	------------	-----------------------------------	---

第7 リ災証明書の交付等

町は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にリ災証明書の交付体制等を確立し、被災者にリ災証明書の交付等を行う。

なお、リ災証明の発行に必要な住家の被災状況の調査を行う場合は、必要に応じて協定に基づき、応援を要請する。

町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

町は、住家被害の調査やリ災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

資料編 ○災害時における被害家屋状況調査に関する協定書

第8 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

また、県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者からの情報を提供するものとする。

第9 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、町は国、県と連携し、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討する。

なお、法律相談を行う必要性が生じたときは、協定に基づき山梨県弁護士会の協力により法律相談の受付を行うものとする。

資料編 ○大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

第35節 災害ボランティア支援対策計画

第1 災害ボランティアの受け入れ

町、県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努める。ボランティアの受け入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとする。

第2 災害ボランティアの促進

県は、災害時におけるボランティア活動の調整等のため、県社会福祉協議会等が組織する山梨県災害救援ボランティア本部の整備促進に努める。町及び町社会福祉協議会は県と連携をとりながら、活動に努める。

また、災害ボランティア活動の推進を図るため、県、県社会福祉協議会、県共同募金会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、及び山梨県障害者福祉協会は、それぞれ互いに協力するものとする。

さらに、町、県及び関係団体は、被災地入りしているNPO・ボランティア等と情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

町は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地方公共団体は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第2章 水防計画

第1節 総 則

第1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第33条の規定により水防事業の調査及び円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって町内河川等の洪水による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2 水防責任

水防の責任は、次のとおりとする。

1 水防管理団体の責任

水防管理団体たる町は、管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団、消防団の整備
- (3) 水防倉庫、資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 平常時における河川、調整池等の巡視
- (6) 水防時における適正な水防活動の実施

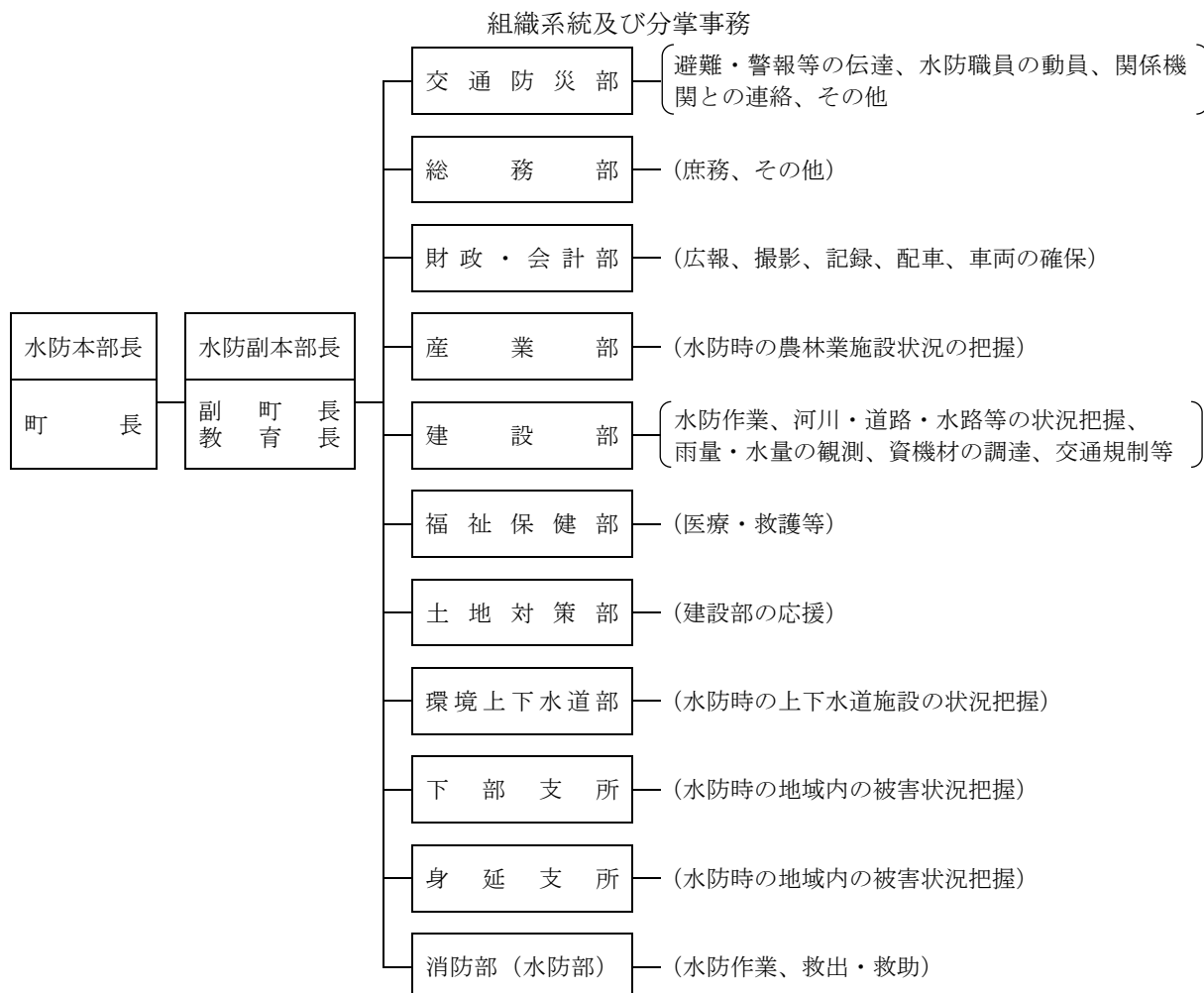
その主たる内容は、次のとおりである。

- ア 水防に要する費用の自己負担の確保
 - イ 水防団又は消防団の出動態勢の確保
 - ウ 通信網の再点検
 - エ 水防資機材の整備点検、調整並びに輸送の確保
 - オ 雨量、水位観測を的確に行うこと。
 - カ 堤防、遊水池等決壊並びに決壊後の措置を講ずること。
 - キ 水防上緊急に必要なあるときの公用負担権限の行使
 - ク 住民の水防活動従事の指示
 - ケ 警察官の出動を要請すること。
 - コ 避難のための立退きの指示
 - サ 自衛隊の出動を依頼すること（知事を経由する。）。
 - シ 水防管理団体相互の協力応援
 - ス 水防解除の指示
 - セ 水防てん末報告書の提出
- (7) 水防機関の整備をすること。
 - (8) 水防計画を策定すること（水防計画の策定は、水防協議会又は防災会議に諮って定める。）。
 - (9) 水防団員数を確保すること。
 - (10) 毎年水防訓練を行うこと。

第2節 水防組織

第1 水防本部の組織及び事務分掌

山梨県水防計画に基づき、水防管理団体として身延町水防本部を次の組織のとおり設置する。ただし、身延町災害対策本部が設置されたときは、当該組織による活動をするものとする。



第2 水防団の組織

身延町水防団は、身延町消防団をもって組織する。

身延町水防団は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有し、そのため消防機関、水防団を各区域に組織しておくものとする。

第3節 巡視警戒及び重要水防区域

第1 巡視及び警戒

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、県水防計画「第12章 協力応援」に定める河川管理者の協力のほか、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、水防団員等が立会又は共同で行うよう努める。

2 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、水防計画に定める重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、峡南建設事務所長及び河川等の管理者に連絡し、峡南建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

なお、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報するとともに、被害の抑制に努めるものとする。

また、上記通報を受けた河川管理者は、水防上の危険性を確認し、危険が認められるときは当該区域の市町村長に避難勧告等の発令資する事象として情報提供するものとする。

第2 重要水防区域及び土石流警戒箇所

重要水防区域及び土石流の発生に伴う警戒箇所は、資料編に掲載のとおりである。

資料編 ○重要水防区域一覧 ○土石流危険渓流一覧

第4節 資機材の整備及び輸送

第1 水防倉庫の備蓄資材

水防管理者（町長）は、備蓄資材を管理し、備蓄資材等の不足が生じた場合には早急に整備を図るものとする。

資料編 ○水防倉庫及び資機材一覧

第2 輸送の確保

1 輸送経路

(1) 水防本部長は、重要水防区域のあらゆる状況を承知し、次のような輸送経路見取図を作成しておくものとする。

ア 付近略図に道路幅員その他通路のわかる輸送網図

イ 万一に備えた、多角的な輸送路の選定図

(2) 遠距離のため必要がある場合はトラックその他輸送時の配備も計画しておくものとする。

(3) (1)及び(2)の資料は、峡南建設事務所に提出しておく。

2 車両の確保

水防用資機材等の輸送には町が所有する自動車を使用するが、緊急の場合に備えてあらかじめ各区域毎に民有車を調査し、借上げ可能な状態を整えておくものとする。

3 通路等支障箇所の通報

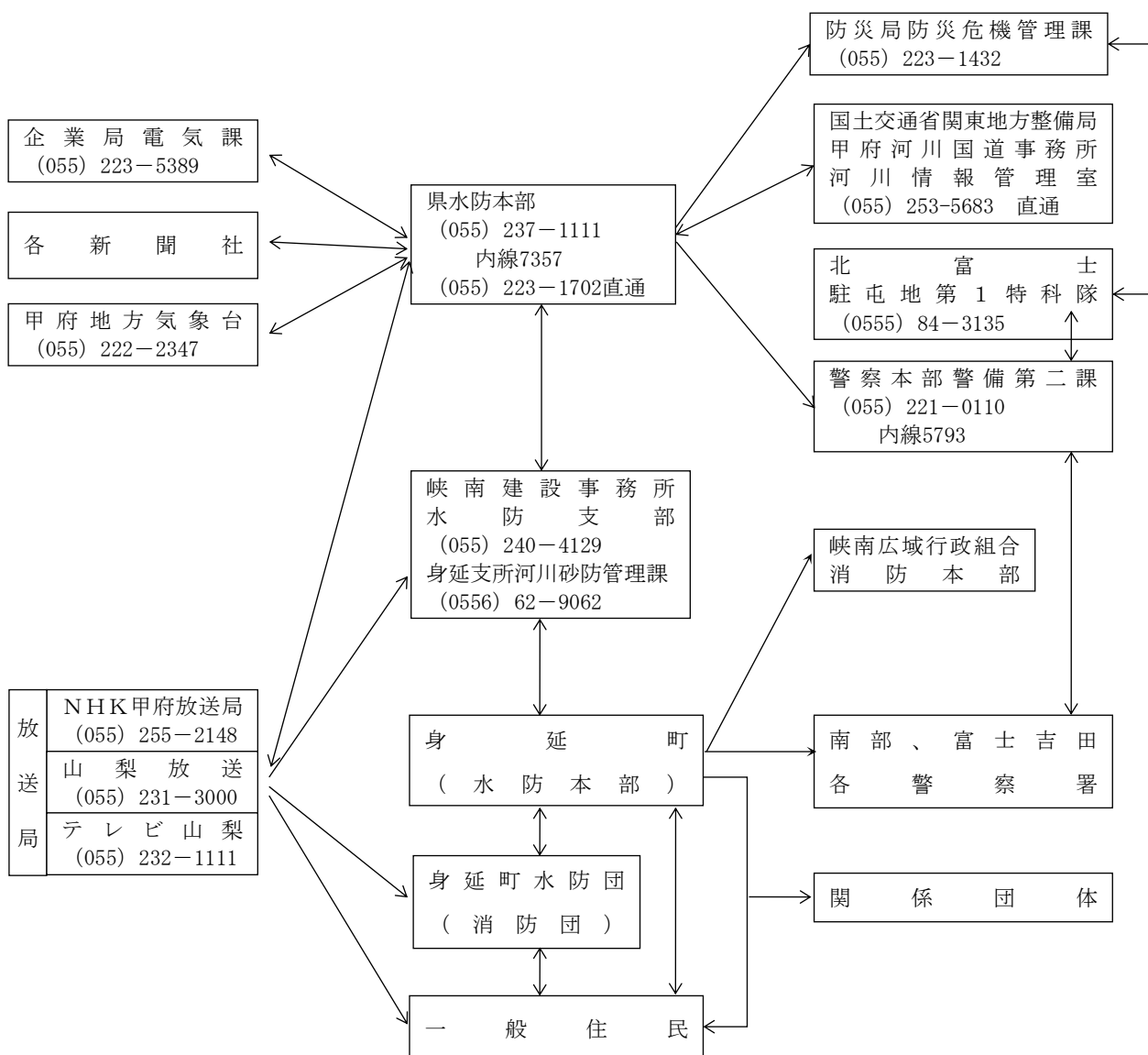
町道及び橋梁において支障箇所が生じたときは、峡南建設事務所水防支部及び南部、富士吉田各警察署長に通報又は連絡するものとする。

資料編 ○異常気象時における道路等通行規制基準

第5節 通信連絡

第1 連絡系統

町は、洪水予報及び水防警報を受けたときは、次の系統を通じて周知徹底を図るものとする。



第2 通信連絡方法

水防上必要な情報については、次によるものとする。

- 第1連絡 町防災行政無線
- 第2連絡 NTT電話
- 第3連絡 県防災行政無線
- 第4連絡 警察電話
- 第5連絡 電報
- 第6連絡 自動車
- 第7連絡 自転車
- 第8連絡 徒歩

第6節 水位状況等の観測通報連絡

第1 水防状況等の確認、連絡

水防本部は、峡南建設事務所水防支部から水防に関する通報を受けたとき、又は気象の状況等により相当の降雨が認められたときは、峡南建設事務所水防支部と密接な連絡をとり、水位状況を確認するものとする。

また、「第5節 通信連絡」の連絡系統により、住民、消防団等関係機関に連絡するものとする。

第2 雨量の測定及び通報

雨量の測定は、峡南建設事務所水防支部等が設置する雨量観測所の測定により、その結果を直接電話等で通報し、本部で記録するものとする。

第3 雨量及び水位観測所

雨量及び水位観測所は、資料編に掲載のとおりである。

資料編	○町内雨量観測所一覧
	○町内水位観測所一覧

第7節 水防警報

第1 水防警報を行う河川及び区域

水防法第16条に基づき水防警報が行われる指定河川及び区域は、次のとおりである。

水系名	河川名	左右岸別	区 域
富士川	幹 川	左 岸	山梨県韮崎市韮崎町水神一丁目4621番4地先武田橋上流端から県境まで
		右 岸	山梨県韮崎市神山町鍋山字釜無河原218番169地先武田橋上流端から県境まで
	支 川	左 岸	身延町大字遅沢地先の早川橋から幹川合流点まで
	早 川	右 岸	身延町大字栗倉地先の早川橋から幹川合流点まで

第2 水防警報の基準水位観測所

警報の基準水位観測所及びその所在地、水防団待機水位、氾濫注意水位は次のとおりである。

水系名	河川名	基準水位観測所	所在地	位置	水防団待機水位 レベル1水位	氾濫注意水位 レベル2水位	計画高水位	既往最高水位
富士川	富士川 (釜無川を含む。)	清水端	南巨摩郡 富士川町 清水端	右岸河口からK2 6杭(60.9km) 上65.5m	3.00m	3.40m	10.65m	S 57.8 9.40m
	富士川 早川	南部	南巨摩郡 南部町内 船	左岸河口からH1 72杭(29.82km) 上4.0m	2.50m	3.80m	8.18m	S 34.8 6.70m

第3 基準水位観測所別水防警報の警告対象となる水防管理者の範囲

基準水位観測所別水防警報の警告対象となる水防管理者は、次のとおりである。

河 川 名	基準水位観測所	関係建設事務所	関係水防管理者
富士川 (釜無川を含む。)	清 水 端	峡 南	富士川町長、市川三郷町長、身延町長
富士川 早川	南 部	峡 南	身延町長

第4 水防警報の種類及び発表基準

水防警報の発表基準は、おおむね次のとおりである。

種 類	内 容	発表基準
1 待 機	1 不意に出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。

2 準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
3 出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報により、又は水位、流量、その他の河川状況により、氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき。
4 指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他の河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報により、又は既に氾濫注意水位を超え、災害の起こるおそれのあるとき。
5 解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位以下に下降したとき、その他氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

第8節 水位情報の通知及び周知

第1 水位情報の通知及び周知を行う河川

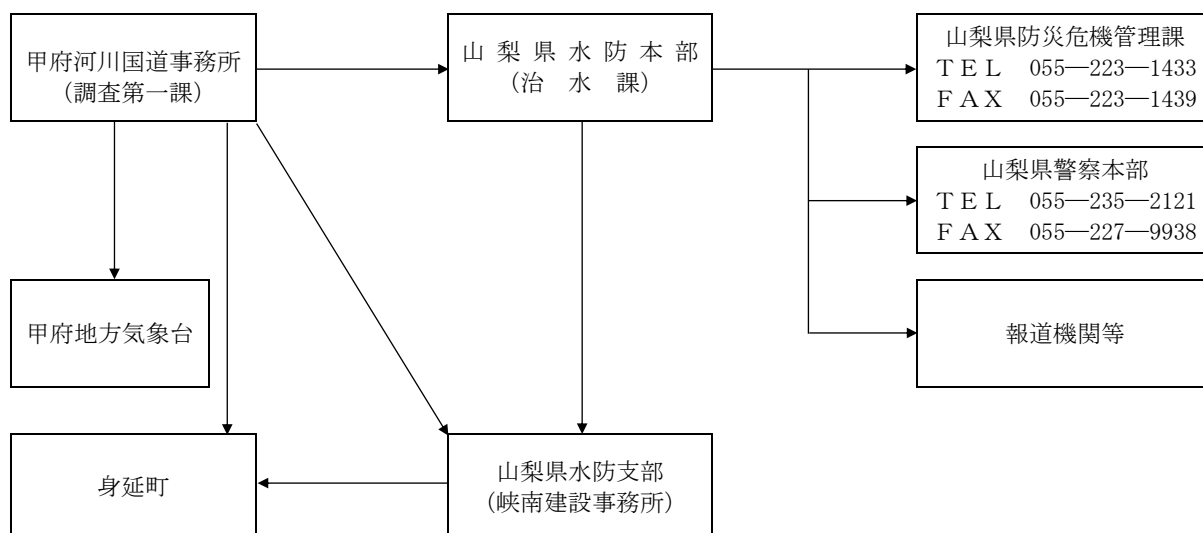
水防法第13条第1項の規定により、国土交通大臣が水位情報の通知及び周知をする河川は次表のとおりである。

河川名	区域		基準水位観測所	所管事務所名
			特別警戒水位	
早川	左岸	身延町大字遅沢地先の早川橋から幹川合流点まで	早川	甲府河川国道事務所
	右岸	身延町大字栗倉地先早川橋から幹川合流点まで	3.50	

第2 特別警戒水位の水位到達情報の伝達系統図

特別警戒水位の水位到達情報は、基本的にFAXにて伝達する。その後電話にて受報の確認を行う。

早川の特別警戒水位の水位情報連絡系統図



報道機関電話番号

報道機関名	NHK (甲府放送局)	山梨放送	テレビ山梨	エフエム富士	甲府CATV	エフエム甲府
電話番号	055-255-2148	055-231-3232	055-232-1114	055-228-6969	055-251-7111	055-225-1171
FAX番号	055-254-5827	055-231-3157	055-237-4423	055-228-1128	055-253-6827	055-225-1190

第9節 水防機関の活動

第1 水防管理団体の非常配備

1 配備の基準

水防本部長（町長）が水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防本部長が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報指定河川にあっては知事からその警報事項の伝達を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして知事から指示があった場合

2 本部員の非常配備態勢及び配備時期

- (1) 本部員は、あらかじめ定められた配備態勢につき、それぞれの任務に応じて水防活動を開始するものとする。
- (2) 配備態勢及び配備時期は県水防計画に準じ次のとおりとするが、事態に応じて第1号指令（第1配備態勢）から直ちに第3号指令（第3配備態勢）を発する場合もあり、又予想された危険性が少なくて全面出動を必要としないと認められるときは第2号指令（第2配備態勢）までとし、第3号指令を発しないことがある。

	非 常 配 備 態 勢	非 常 配 備 に つ く 時 期
第1配備態勢	交通防災部、建設部、産業部の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては直ちに招集、その他の活動ができる態勢	（第1号指令） 今後の気象情報と水位情報に注意し、警戒する必要があるが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはかなり時間的な余裕があると認められるとき指令する。
第2配備態勢	本部員の約半数を動員し、水防活動の必要な事態が発生すればそのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢	（第2号指令） 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、約3時間以後には水防活動の開始が考えられるときに指令する。
第3配備態勢	1 本部員全員を動員する完全なる水防態勢 2 災害対策本部設置準備	（第3号指令） 事態が切迫し水防活動の必要が予想されるとき、あるいは危険性が大で第2配備態勢では処理しかねると認められるときに指令する。

3 水防団（消防団）に対する非常配備態勢

(1) 待機

水防団（消防団）の連絡員（副団長等）を水防本部に詰めさせ、団長はその後の状態を把握することに努め、また一般団員は直ちに次の段階に入り得るような状態におくものとする。

待機命令は、概ね次の状況の際、発するものとする。

- ア 洪水予報が発せられたとき。
- イ 県水防本部が待機の態勢に入ったとき。

(2) 準備

水防団（消防団）の正副団長、分団長及び役職者は所定の詰所等の指定場所に集合し、また資機

材の整備点検、作業人員の配備計画等に当たり水防上危険のある箇所への団員の派遣、水位観測、堤防監視等のための一部団員の出動を指示する。

準備命令は、概ね次の状況の際、発するものとする。

- ア 河川の水位が通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき。
- イ 水防警報が通知されたとき。
- ウ 自ら必要と認めたとき。

(3) 出動

水防団（消防団）の全部又は一部が所定の詰所に集合して警戒配置につく。

出動命令は概ね次の状況の際、発するものとする。

- ア 河川の水位が警戒水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- イ 水防警報（出動）が通知されたとき。
- ウ 自ら出動の必要を認めたとき。

4 報告

次の場合には、水防管理者は峡南建設事務所に報告するものとする。

- (1) 氾濫注意水位に達したとき、またそれ以外の場合においても水防団が出動したとき。この場合、水防管理者はその所轄区域内に出動信号を発するとともに、南部、富士吉田各警察署長に通報するものとする。
- (2) 危険が増して水防作業を開始したとき。
- (3) 堤防その他の異常を発見したとき。

第2 水防作業

1 水防上の心得

- (1) 水防団員（消防団員）は、出動前によく家事を整理し、万一家人が退避する場合における退避要領等を家人に伝え後顧の憂いをなくし、一旦出動したなら、命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- (2) 作業中は終始敢闘精神をもち、上司の命に従い団体行動をとり、決して単独行動をとってはならない。
- (3) 作業中は私語を慎み、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等想像による言語を用いてはならない。

第3 水防用標識等及び信号

1 標識等

水防作業を正確、迅速かつ規律正しい団体行動にて行わせるため、次の水防標識を定める。

- (1) 水防要員の標識……左腕に腕章をつける。
- (2) 詰所の標識……昼間の標識は資料編に掲げるとおりであり、夜間は標識灯を掲げる。
- (3) 水防用自動車優先通行標識……水防用自動車として使用する車は資料編に掲げる標識を設備する。
- (4) 身分証明書……活動の際には身分証明書を携帯する。

資料編 ○水防本部の標識等

2 水防信号

種 類	説 備	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	量水標の水位が警戒水位に達しなお増大の恐れあることを知らせるもので水防関係者が待機し資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 約 15 秒 約 5 秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第 2 信号	水防機関に属する全員が出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 約 6 秒 約 5 秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第 3 信号	水防管理団体の区域内に居住するものの出勤すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 約 5 秒 約 10 秒 ○—休止 ○—休止 ○—
第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	約 1 分 約 5 秒 約 1 分 ○—休止 ○—

- (1) 信号は適宜の時間継続すること。
- (2) 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差し支えない。
- (3) 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

第 4 避難のための立退き

- 1 水防管理者（町長）は、自ら防ぎよする堤防等が破堤した場合又は破堤の危険にひんした場合には直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を通信連絡系統により指示するものとする。
- 2 水防管理者は、当該区域を管理する南部、富士吉田各警察署長と協議の上あらかじめ立退き計画を作成し、立退き先、経路等に必要な措置を講じておくものとする。
- 3 水防管理者は、立退き又は準備を指示した場合は南部、富士吉田各警察署長にその旨を通知するものとする。
- 4 立退き計画の主な事項は、次のとおりとする。
 - (1) 立退きを要する人口、世帯数
 - (2) 避難地点及び避難地点までの連絡
 - (3) 立退きのための指導員編成

5 立退き実施計画

各地区における避難のための立退き区域は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ○避難立退区域一覧

6 避難立退きの誘導

避難誘導にあたる職員等は、関係住民に対し、次の事項について周知徹底するよう努めるものとする。

- (1) 避難場所への道順は立退経路図に定めた道順によること。
- (2) 避難の勧告、指示があった場合は、何時でも避難できるよう準備しておくこと。
- (3) 高齢者、幼児、障害者等避難行動要支援者は早目に避難させること。
- (4) 避難のときは、まず火を始末し、戸締りを完全にすること。

- (5) 単独行動は避け、家族又は隣り近所がそろって避難すること。
- (6) 懐中電灯を用意すること。
- (7) 警察官、避難誘導員の指示に従って行動すること。

7 避難の通知

水防管理者（町長）が避難のため立退きの指示をしたときは南部、富士吉田各警察署長にその旨を通知しなければならない。

第5 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなって水防管理者（町長）が水防解除を命じたときは、これを一般に周知させるとともに、峡南建設事務所を通じて知事にその旨報告するものとする。

第6 堤防決壊の通報

堤防が決壊した場合は、水防管理者（町長）は、直ちに峡南建設事務所及び氾濫のおそれのある隣接水防管理者にその旨を通知するものとする。

第 10 節 応援要請及び協力

第 1 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者（町長）は必要があるときは、他の水防管理者、市町村長又は消防長に対して応援を求めるものとする。
- 2 他の水防管理者等から応援を求められたときは、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動するものとする。
- 3 隣接する水防管理団体と協力、応援等水防事務に関しあらかじめ協定を締結しておくものとする。

第 2 警察官の出動要請

水防管理者は、水防上必要があると認めるときは南部、富士吉田各警察署長に対し、警察官の出動を求めるものとする。

第 3 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者は、状況により知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求めるものとする。

第 4 河川管理者の協力

- 1 河川管理者関東地方整備局長及び山梨県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、身延町水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。
- 2 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- 3 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示、及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- 4 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- 5 重要水防箇所の合同点検の実施
- 6 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 7 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- 8 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第 1 1 節 水防報告及び水防訓練

第 1 水防報告

1 水防管理者が峡南建設事務所水防支部長に緊急に報告すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 水防団を出動させたとき。
- (2) 他の水防管理者等に応援を求めたとき。
- (3) 破堤、氾濫したとき。
- (4) 洪水増減の状況
- (5) 応援の状況
- (6) その他必要と認める事態を生じたとき。

2 水防てん末報告

水防管理者（町長）は水防が終結したときは、遅滞なく次の事項を取りまとめて、資料編に掲げる水防実施状況報告書により、峡南建設事務所水防支部長に報告するものとする。

- (1) 天候の状況及び警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 水防団に属する者の出動の時期及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第28条による収用又は使用又は器具、資材の種類及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去の場所
- (9) 土地を一時使用したときは、その箇所及び所有者住所氏名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察の援助状況
- (13) 現場指導官公職氏名
- (14) 立退きの状況及びそれを指示した事由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 功労者及びその功績
- (17) 雨後、水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (18) 堤防その他の施設にして緊急を要するものが生じたときは、その場所及びその損傷状況
- (19) その他必要なる事項

資料編 ○水防実施状況報告書

第 2 水防訓練

1 町は、県水防指導員の指導により、水防訓練を年 1 回以上行うものとする。

2 訓練要領は、県総合水防演習に準じ、峡南建設事務所水防支部長と協議の上、水防管理者（町長）が定めるものとする。

第 1 2 節 甲府河川国道事務所の情報伝達

甲府河川国道事務所からの水防警報・洪水予報・水位到達情報の伝達については、町の「避難準備・高齢者等避難開始情報」「避難勧告」「避難指示（緊急）」を発令する参考材料とする。

第 1 3 節 費用負担及び公用負担

第 1 費用負担

水防法第41条の規定により、区域内の水防に要する費用は町の負担とする。ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要する費用の負担は応援した水防管理団体との間で、協議によって定める。

第 2 公用負担

1 公用負担権限

水防法第28条により水防のための必要があるときは、水防管理者（町長）、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木等の使用
- (3) 土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物、その他の障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）又は消防機関の長にあつては身分証明書を携帯し、必要がある場合はこれを提示するものとする。

公 用 負 担 命 令 権 限 証			
身分	所 属 氏 名		
上の者に	の区域に於ける	水防法第28条第1項の権限行為を委任したことを証明する。	
年	月	日	
身延町長		印	

3 公用負担命令

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準すべき者に手渡してこれをなすものとする。

第	号	公 用 負 担 命 令 書			
目 的 物	種類	員数			
負担の内容	使用	権用	人分等		
	年	月	日		
殿			身 延 町 長 事務取扱者	印 印	

第3 資料の提出及び立入り

水防法第49条の規定により身延町水防職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属するものは必要な土地に立入る場合においては、その身分を示す次の証票を携帯し関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

身 分 証 明 書				
			身 分 所 属 氏 名	
上の者は身延町	であることを証明する。			
	年	月	日	
			身延町水防管理者（町長）	印

第 1 4 節 災 害 補 償

第 1 公務災害補償

水防に従事した水防団員が公務により死亡し、負傷し若しくは病気にかかり又は障害の状態となったときは、町は条例の定めるところによりその者又はその者の遺族に損害を補償するものとする。

第 2 水防法第 6 条の 2 の規定による災害補償

水防法第 6 条の 2 の規定により水防に従事した者が、水防に従事したことにより負傷し若しくは病気にかかり、また水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し若しくは障害の状態となったときは、町は条例の定めるところにより従事した者又はその者の遺族に損害を補償するものとする。

第3章 災害復旧・復興対策計画

第1節 計画の方針

災害復旧対策計画については、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して作成するもので、本計画には事項別計画項目を掲げて、今後における災害の実態の把握と併せて恒久的計画をたてるものとする。

第1 災害復旧・復興対策計画の作成の基本計画

災害発生後、被災した各施設の原形復旧に併せて再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を充分検討して事業計画を策定し行うものとする。なお、町内に著しく異常かつ激甚な災害が発生したときは、必要に応じて、県に工事の代行を要請する。

なお、平常時より民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、関係機関は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

町は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

また、ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、地方公共団体、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

なお、復興計画の作成にあたっては、男女共同参画の視点を生かしたものとする。

第2 災害復旧対策計画の事項別項目

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画
- (4) 下水道災害復旧事業計画
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
- (2) 林業用施設災害復旧事業計画
- (3) 漁業用施設災害復旧事業計画

- (4) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

第1 計画の方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努めるものとする。

第2 激甚災害に関する調査協力

知事は、町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせるので、町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。